

各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

<p>新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (座長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗)</p>	<p>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会 (座長：吉田 恒雄)</p>	<p>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (座長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲)</p>	<p>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG (座長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生)</p>
<p>第1回：7月29日(金) ・検討会の開催について ・意見交換</p>	<p>第1回：7月25日(月) ・検討会の開催について ・意見交換</p>	<p>第1回：7月29日(金) ・WGの開催について ・意見交換</p>	<p>第1回：8月8日(月) ・WGの開催について ・意見交換</p>
<p>第2回：9月16日(金) ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・関係団体ヒアリング</p>	<p>第2回：8月31日(水) ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目(案)について ・関係団体、有識者ヒアリング</p>	<p>第2回：9月2日(金) ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について</p>	<p>第2回：9月16日(金) ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方について</p>
<p>第3回：10月7日(金) ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p>	<p>第3回：9月26日(月) ・論点ごとの議論</p>	<p>第3回：10月7日(金) ・研修カリキュラム(たたき台)等について (児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会) ・到達目標等について (児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職任用後研修)</p>	<p>第3回：10月21日(金)(予定) ・運営指針(たたき台)について ・意見交換</p>
<p>第4回：10月21日(金) ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p>	<p>第4回：10月14日(金) ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論</p>	<p>第4回：11月下旬(予定) ・研修カリキュラム(案)等について ・児童相談所等の専門性の向上等(課題の整理)</p>	<p>第4回：11月下旬(予定) ・運営指針(素案)について ・ガイドライン(たたき台)について ・意見交換</p>
<p>第5回：11月18日(金)(予定) ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p>	<p>第5回：10月31日(月)(予定) ・論点ごとの議論</p>	<p>第4回：11月下旬(予定) ・研修カリキュラム(案)等について ・児童相談所等の専門性の向上等(課題の整理)</p>	<p>第5回：2月上旬(予定) ・ガイドライン(素案)について ・意見交換</p>
<p>第6回：11月30日(水)(予定) ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング(追加)</p>	<p>11月(予定) ・論点ごとの議論</p> <p>秋を目途に一定のとりまとめ</p>	<p>12月(予定) ガイドライン案の策定</p>	<p>第6回：3月中旬(予定) ・指針及びガイドラインのとりまとめ</p>

(参考)

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について
＜特別養子縁組＞（未定稿）

個別の論点	
子どもの年齢について	<div data-bbox="504 430 952 502" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> </div> <div data-bbox="504 502 1960 790" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。 </div>
	<div data-bbox="1108 821 1377 853" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <p>構成員の主なご意見</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用されてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。 ・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適切と考える。 ・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えており、現行の家族法において、15歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁組は15歳未満とすることが適切と考える。 ・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。

- ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする必要がある。
- ・ 普通養子縁組を含めて1歳以上、幼児以降の縁組というのは、児童相談所に関してはほとんど行われていない、民間機関は児童相談所以上に新生児の割合が多いという現実の中で、幼児以降の子ども達に縁組をどう提供するかということを含めた検討が必要。
- ・ 代表的な限界事例としては、①実親の居所は分かっているが面会交流、意思表示がなく、同意を取れた時には6歳を超えていたので普通養子縁組を打診したが、実親との法的関係に養親が不安を感じた、②実親の居所は分かっているが、面会交流がなく、意思表示が得られないまま時間が経過した、③面会交流が途絶えて行方不明状態となり、行方不明状態と認定した段階で6歳直前であったため、養親が不安を感じた、④母の同意は得られたが、戸籍上の父の同意を得ることが困難、⑤28条審判により里親委託し、里親には特別養子縁組の意向はあるが、実親に個人情報を知られることを養親が非常に不安を感じたといったケースがある。
- ・ 年齢が大きくなるほど親子関係の形成は難しく、経験上10歳が限界。10歳で縁組後の親子関係が継続していくだけの信頼性をつくるというのは極めて難しい問題があり、全てが成功するわけではない。
- ・ 年齢の高い養子縁組は、養親側の需要もなく、養育する覚悟ができる養親希望者はほとんどいないと思っているが、まれにそういったことがあった場合に、特別養子縁組ができるよう、そういう意味での年齢制限の突破が自分たち支援者にとっての願い。
- ・ 民法の改正を含めて上限年齢を引き上げることについては、確かにこの法律ができた1987年とか1988年当時は6歳以降であるニーズは高かったかもしれないけれども、今の段階で、現実、特別養子縁組については、ほとんどの相談開始が1歳未満というところなので、施設の長期化いかに予防するかということと、今、この年齢の上限を引き上げることによって、逆に申し立てする時期を長期化する、遅滞化させるという可能性もあるということを考えて方がいい。
- ・ 1歳未満の子どもを何歳の夫婦に委託することが大事かということを考えると、やはり私たち家庭養護促進協会は親子の最大年齢差を40歳と従来決めて頑張ってきたけれども、養親の申込者が非常に高齢化している中で、それを

守り切れず、實際上 45 歳になっているし、民間の団体であれば 50 歳で 0 歳をあっせんしている事例もある。これで考えてもらいたいのは、実子と同じ法的権限を得る子どもが、20 代から場合によっては 30 代の前半ぐらいに、親の介護の問題を考えざるを得ない状況を作っているということ。親子の最大年齢差を幾つにするのか法的に決めることにあまり意味がないと思うが、子どもの幸せのために我々が親を選ぶ場合、養親の申込者が高齢化している中、年長の子どもを引き取ってくれる申込者と偶然出会えば当然特別養子にしてやりたいと思うわけで、年齢制限を突破することで子どもにとって道が開けると思う。



<今後の対応方針（案）>

- 特別養子縁組の年齢制限（6 歳未満）について、年齢引き上げの必要性に関する実態調査を実施し、社会的養育の必要性との関係で、児童福祉の観点から、どのような見直しが適当か検討する。

審判の申立権について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続（実親との法的親子関係を解消させる手続）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続（養親との法的親子関係を生じさせる手続）に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 特に実親から同意をとる手続に改善が必要な点が多い。
- ・ 特別養子縁組の申し立てから実親の同意をとるまでを児童相談所が主体的に担い、成立の段階は養親側が行うという2段階にしてはどうかという点については、手続法の有識者の方々のご意見を踏まえながら検討が必要。
- ・ 虐待の有無に限らずに特別養子縁組を必要とする子どもにその機会を提供することを考えると、縁組成立後の子どもの安全確保のため、養親の個人情報を実親に知られないようにする必要があり、この点から、児童相談所長に申し立て権を付与する必要がある。
- ・ 養子縁組の手続を2段階に分けるという提案については、慎重に考えたい。
- ・ ドラマではないけれども、実際に実親さんが奪い返しに来るといった事態が生じた場合に、子どものダメージ、また、養親さんのダメージははかりしれないもので、このような同意が不確定なケース、虐待ケースに対して養子縁組への移行は到底できない。
- ・ 二重の親子関係の中でどっちつかずになっている子どもが一定数いる。そういった子どもに対して、何とか特別養

子縁組に持っていきたいのだけれども、基本同意が必須なので、養親さんに申し立てる責任を負わせるというのは酷ではないか。ここは公的な自治体の責任ではないかと思う。

- ・ 養親が申し立てることに対する負担とか、引き裂かれるような事態を避けるために、イギリスではプレースメントオーダーという制度があって、その中で行政が申し立てる制度がある。
- ・ それこそ児童相談所から、この子にとって特別養子が必要であるという意味での申し立てを児童相談所からしてもらえるのであれば、やむなく普通養子にしたようなケースが少し救われるのではないか。



<今後の対応方針（案）>

- 実親の同意をとるのに苦労した実例や実親の同意をとれなかった実例等の収集・分析を行い、児童福祉の観点から、実親から同意を得る手続や特別養子縁組に係る審判手続、これらに関する運用の在り方等を検討する。

成立要件について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

・民法第 817 条の 7 は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 親の同意の確認が難しい場合には、民法第 817 条の 6 の但書を積極的に適用すべき。
（参考）民法第 817 条の 6
特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
- ・ 特別養子縁組に際して父母の同意が課題になるという点について、例えば親権喪失の申し立てがどの程度認められるのかといった司法関与も関連性がある。（親権喪失を申し立てて認められるようなケースであれば、実際には民法第 817 条の 6 但書が適用され、父母の同意は課題として残らない場合もあるのではないか。）
- ・ 現行の縁組の手續として、多くの児童相談所は、原則的には出産前に実親の同意をとるということはしないが、愛知方式など、いくつかの先駆的自治体では、出生前からある程度養親候補者の目星をつけて委託する場合もある。
- ・ 絶対に出産前に同意をとらないことにしている。実親が本当に育てられないと答えを出すまで、同意をとる瞬間を自分たちが納得することができるまで、極めて慎重に時間をかけて辛抱強く待たなければいけない。



<今後の対応方針（案）>

- 特別養子縁組の成立に関して問題が生じた事例等を収集・分析し、児童福祉の観点から、実父母の同意（民法第 817 条の 6）、子の利益のための特別の必要性（同法第 817 条の 7）の要件やこれらに関する運用の在り方等を検討する。

子どもの出自を知る権利について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる（児童の権利に関する条約第7条第1項）。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 個人情報保護や、記録の保存年限が設定されていることにより、養子縁組により養子となった者の出自を知る権利が脅かされており、子どもの出自を知る権利の保障が必要。
- ・ 養子となった子に対し、実親の事情から養親にその養育が委託されたことを確実に知らせる必要がある。養子となった子は実親をトレースできる権利を保障されるべき。養子となった子は養親、実親とは別にプライバシーが守られた上で、相談支援を受けられるサービスの提供が必要。
- ・ 実親は裁判所等の組織を通じて実子の養育・生育をトレースできる権利が保障される必要がある。
- ・ 養親と養子は実親のトレースを知らされたうえで、具体的な対応、接触をどうするか、文通などの交流は許容するのかといった選択権を与えられることが望ましい。子どもの最善の利益の観点からの制度整備が必要であり、アドボケーター等の支援設定が必要。
- ・ 養子への真実告知、実親からのトレースへの対応等では、養親に特段の集中的支援を受ける権利が保障されることが必要。



<今後の対応方針（案）>

- 特別養子となった子どもが自らの出自を知るための仕組み作りに向けて、実務的な課題を明らかにした上で、児童福祉の観点から対応等を検討する。

（①実施機関、②情報の種類、③記録の保管のあり方、④記録の保存期間、⑤情報の提供方法 等）

<p>養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援について</p>	<p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。
	<p>構成員の主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護のひとつの手段として養子縁組を考えることが増えていくのであれば、そこを社会全体で専門的に支援していくことも考えなければならない。
	<p>↓</p> <p><今後の対応方針（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援の仕組みについて、児童福祉の観点から、どのような内容にすることが適当か検討する。

<p>養子縁組の民間 あっせん団体 に対する規制等 について</p>	<p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方（許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。）、当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。
	<p>構成員の主なご意見</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間機関への補助の在り方について、出来高制を採ると、養子縁組という方向性を持って実親の意思決定を支援してしまうリスクがあるので、一括補助とすべき。 ・ 養親候補者の情報の一元化というところは切に願う。その情報の共有と同時に、業務の連携というところが今後、民間機関が増えていく中で必要なところ。 <p><国会の動き></p> <p>※ 養子縁組あっせんについては、民間事業者に対する許可制の導入や業務の適正な運営を確保するための規制等を内容とする議員立法が、平成 28 年通常国会に提出され、継続審議中。</p>

その他全般的な
ご意見

- ・ 司法関与、特別養子縁組を含め、司法が親や子どもの権利を制限する場合に、何を以て制限するのかという点で、アセスメントの場が非常に重要。
- ・ 養子縁組が進まない1つの要因として、児童相談所における取組の自治体間格差が大きく、児童相談所が成功体験を十分に蓄積できない状況のなかで悪循環に陥っているという点が挙げられる。
- ・ 近年の特別養子縁組成立件数の増は、民間機関によるものではないかと予測でき、児童相談所の体制強化がどれだけ縁組の成立に貢献できるのかという点と、限界があるのではないかと考える。
- ・ 民間には職員の継続性という強みがあり、民間機関が関わるということは市民意識の変革に大きく結びついていく部分も大きいと考える。こうした意識変革も含めて民間の力を活用し、行政がそのモニタリングを行うという体制のほうが、養子縁組を促進するうえで貢献できるのではないかと考える。
- ・ 長期間委託を受ける里親と養子縁組とを明確に区別していく具体策が重要。
- ・ 新生児委託については、一時保護委託を含め乳児院の活用は避け、個別応答的環境を保障できる里親を活用しながら進めていくべき。
- ・ 現在市区町村独自で行われている妊産婦ホームのようなものを制度化し、この機関と民間機関とが共同して実親の意思決定を支援していくという体制が重要。
- ・ 養子縁組と里親とを区別していくうえで、養子縁組里親を廃止し、公的機関と民間機関と、いずれの機関が関与するのかにかかわらず、養子縁組里親に支弁される額に相当する経済的支援を公平に提供すべき。
- ・ これまでの養子縁組の当事者の意識調査を行い、データを蓄積することが必要。離縁ケース、受理ケース、認容ケース、却下ケース、取り下げ内容を含めて、どういうケースがあったのかを明確化することが必要。
- ・ 今回の児童福祉法改正の趣旨からすると、長期間施設入所している多くの子どもが家庭環境で暮らせる措置を講じなければならない。
- ・ 日本には養子縁組に関するデータが少ない、というよりも無い。データに基づいて政策をデザインし、かつ評価していくことが必要。
- ・ 特別養子縁組制度は劇薬だと思う。子どもの生活環境を法的に安定させるすばらしい制度であるが、もう一方では

	<p>親子関係を断ち切る制度でもある。重大な問題であり、丁寧な検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 離縁が認容されているケースについて、離縁を認めざるを得ないどんな状況にあるのか、少なくとも代表的な何ケースかを報告していただくようお願いしたい。・ リーガルパーマネンシーがある場合とない場合とで、子どもの精神的な安定にしても、その後の自立においても非常に大きな差がある。・ 全国の児童相談所に調査されてどのぐらい出てくるかわからないけれども、そもそもそういう発想を持たない児童相談所もある。ただ、そういうケースが少ないからしないでもいいのかとか、そういう問題ではないのではないかと思っていて、子どもに、永続的な家庭環境を保障していくことは非常に大事な考え方だと思う。・ 調査を新たに事例的にやるということの限界というか、あるいは1年間の平均が1.4、ゼロの児童相談所が4割近くある中で、本当に有益な情報を時間と労力を費やして得られるのか。・ 家庭移行支援係という係を新設するということまでやっている福岡市でないと見えない取組、そういう取組をしたからこそ見えてくる今の問題というのがたくさんあると思うので、全国の状態というのをもちろん把握しつつ、それプラスそういったデータをもっといろいろ出していただいて、それについて具体的に議論するということが大事。
--	---

平成28年10月14日

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について

＜司法関与＞（未定稿）

【制度全体の在り方に関するご意見】

- ・ まだ枠組みについてもあまり議論がなされていないなかで論点ごとの議論をするのは難しい。
- ・ 親権制限の枠組みについてはフランスが参考になるのではないか。フランスは施設擁護の割合が英米に比べて高く、施設に入れると入れっぱなし、社会も親も子どもの養育環境についてネグレクト的になってしまうという問題を共通に持っている。
- ・ 現在の日本では、ソーシャルワークとして順を追って親権制限を強めていくという考え方ではなく、親が同意しなかったら28条、医療ネグレクトだったら親権停止、もう無理となったら親権喪失、など、場当たりに親権制限を使っているという現状があるのではないか。包括的、総合的な戦略を持って子どもにとって最善の養育環境は何なのかを考えていくという枠組みにするべきではないか。
- ・ フランス、ドイツ、イギリスを比べた場合に、フランス、ドイツと、イギリスでは、建付けが異なる。
- ・ フランスは育成扶助と親権の委譲の2段階になっており、フランスは日本の親権停止の枠組みに組み込んだようなもの、日本の親権喪失に対応するようなものの2段階。ドイツも人の親権喪失に対応する制度が発展して細かくなっている。この2カ国は、裁判所が子どもの保護のために親権の行使態様に入っていくという建付けになっている。
- ・ イギリスは、日本の28条審判に対応するようなものと、スーパービジョン命令（日本に対応するものはない）というものがある。イギリスの方は行政が行う措置を裁判所が承認するような建付けになっている。
- ・ 日本は28条審判が（第3回検討会資料4のp.62、山田構成員提出資料の2つの図のうちの）左で、親権喪失、親権停止はどちらかという右の建付けになっており、この観点から言うと、日本は2つのやや性質が異なるものが分立しているのではないか。それをどう考えるのか、何かつけ加えなくてはならないとしたらどちらが足りなくて何を足すのかということ（が1つの論点）ではないか。
- ・ 日本場合は民法が裁判所主体で、児童福祉法は28条の審判のように行政主体で裁判所が関わっており、そこが分裂している。ドイツの場合は、基本的に裁判所主体であるから、日本で言うと民法の話が発展しているということになる。

【その他全般的なご意見】

- ・ 裁判所の関与について、現行よりも範囲を広げるべき、理想としては司法中心の制度を構築すべき。しかしながら、現行の児童相談所・家庭裁判所の体制のままに裁判所が関与することは難しいのではないかと。ただし、いつまでに裁判所の関与が開始するという期限をきちんと決めた上で、それに向けて体制を整えていくべき。
 - ・ 司法関与の導入については、裁判所・児童相談所において、現在の組織体制では対応しきれない課題であり、例えば5年等の移行準備期間を前提として、法整備と新たな体制整備のための予算措置を前提として、具体的な制度設計の検討が必要ではないか。
 - ・ 司法関与について、平成23年の検討の際に、一度導入しないという結論が出た中で、何がどう問題なのか、実務でどうなっているかということを知りたい。
 - ・ 司法関与の具体的な仕組みの例を挙げて考えていかないと、問題点が明らかになってこないのではないかと。
 - ・ 司法関与で一体、どのような子どもの利益あるいは保護者の利益、つまりは法的利益が何なのかよく考える必要がある。
 - ・ 仮に裁判所が関与するのであれば、かなり精細な要件というものを立てなければならない。
 - ・ 裁判所に関与させた場合に、不服をどう申し立てるのか、あるいは履行しなかった場合の制裁についても、議論する必要がある。また、裁判所が何を審査するのかによって、行政訴訟で裁判所が何を審査するのかが変わってくる。
-
- ・ 子供の視点でここで議論されることがどういう影響を子供に与えていくのかということをしっかり考えていきたい。また、子供の視点でどういうことが起きそうかということ想像しながら議論したい。
 - ・ 児童相談所の業務のあり方、今後検討されるであろう要保護児童の通告のあり方などの方向性を見通しながら論じていきたい。
 - ・ 立入調査、臨検捜索、強制的一時保護など強制的処分については、警察が執行すべき。全国の児童相談所で警察との連携強化が図られており、警察が虐待事案に積極的に関与することを一概に否定できない現状にある。また、警察の方が児童相談所よりも体制が整っており、迅速な対応が可能。警察を通告先として加えることも検討すべき。
 - ・ フランスでもイギリスでも、最終的に個別のケースについて専門的な関与ができるのは福祉行政以外になく、福祉行政の充実とセットになって司法が関与しているから上手くいっているのではないかと。
 - ・ 日本は大陸法に基づく親権制度の国であるが、大陸法下のフランスでは、児童虐待事案での子どもの親権者からの保護は、検察官命令書による司法手続きとして制度化されている。日本においては、児童相談所の行政サービス機能の延長線上に設定されており、相当いびつな状態ではないかと。

個別の論点	
一時保護について	<div data-bbox="504 336 945 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> </div> <p data-bbox="555 432 808 459">（一時保護について）</p> <p data-bbox="539 480 1912 603">一時保護が重大な権利侵害に当たり得ること、また、現実的に親権や子どもの権利に与えている影響及び児童の権利に関する条約の規定・趣旨から考えて、一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべきである。その実現のためには、次に掲げる事項を含め検討、整理が必要である。</p> <ul data-bbox="555 624 1912 847" style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の許可を求めるべき対象、時期 ・ 裁判所が判断する際の要件の明確化 ・ 裁判所の審査手続の明確化 ・ 司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立 <p data-bbox="539 868 1912 991">なお、緊急時の対応に支障が出ないよう、裁判所の事前審査については慎重に検討すべきとの意見があった。また、一時保護等への裁判所による審査については、児童相談所の体制が整わない段階で導入すると、かえって児童相談所が必要な一時保護をためらうおそれがあることを指摘する意見もあった。</p>

	構成員の主なご意見
	<p data-bbox="504 288 752 316"><全般的なご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="504 336 1973 459">・ 改正児童福祉法第1条に児童の権利に関する条約の精神にのっとりということが明記されたことを踏まえれば、同じく児童の権利に関する条約の第9条第1項の規定を踏まえ、一時保護に司法関与を導入するのは当然のことなのではないか。 <li data-bbox="504 480 1973 555">・ 一時保護について、保護者からの依頼によるものか職権によるものかに関わらず、これを客観的に審査し、運営・管理する司法判断の必要性は極めて高い。 <li data-bbox="504 576 1576 603">・ 一時保護の後の処遇についても、一時保護を成した裁判所が主導的に関与すべき。 <li data-bbox="504 624 1973 699">・ 一時保護の期間が長期間であるといった場合に、第三者によるチェックを行うとして、司法機関であった場合にどのようなメリットがあるのかということの検証も必要なのではないか。 <li data-bbox="504 719 1973 794">・ 一時保護への司法関与について、一時保護の期間が長きにわたる可能性があるというものがあるが、実際には1カ月以内の県が多くなっており、もう少し詳細なデータがあれば参考になるのではないか。 <li data-bbox="504 815 1973 890">・ 違法かどうかということであれば、司法機関としての判断になるが、例えば、一時保護が相当かどうかといった場合には、司法機関である裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということが問題になる。 <li data-bbox="504 911 1973 986">・ 一時保護については、既に制度が動いており、司法関与を導入することで、この制度にマイナスにならないよう注意する必要がある。 <li data-bbox="504 1007 1973 1129">・ 司法関与については、一度、裁判所が判断した上で、それをまた後で裁判所が訴訟手続で判断するということを踏まえた上で、在り方を考える必要がある。つまり、適正手続の保障と同時に、憲法第32条の裁判を受ける権利との関係も整理する必要がある。 <li data-bbox="504 1150 1973 1273">・ 海外では、家庭裁判所が親子のソーシャルワークに関わっていくという形になってきたが、平成23年の議論では、必ずしもこうした議論はなかったのではないか。この5年間でそうした考え方が日本でも広がってきたことを踏まえて議論する必要があるのではないか。 <li data-bbox="504 1294 1973 1321">・ 一時保護について、ドイツの考え方を参考にすればよいのではないか。すなわち、そもそも司法関与がなぜ必要な

のかという点については、子どもの自由の制限であるから司法関与が必要だという考え方と、子どもと親が引き離されるから、28条審判のときに家庭裁判所が審判をするのと同様に、それに準じて司法関与が必要だという考え方があり、ドイツは後者の立場である。

- ・ ドイツでは2週間で28条審判のようなものをやらないといけないが、日本では時間がかかる。時間がかかっている部分を補うものとして、一時保護の司法関与を位置づけてはどうか。28条審判できっちり審査する前の、それに準じたものとして理解する、ということを中心にして考えるべきではないか。
- ・ 児童相談所が一時保護、親子分離が必要と判断した際に、それが裁判所からオーダーとして出されることによって、安全、しかも速やかな保護が可能になるという、実務上重要なメリットがある(保護に当たって判断に迷うケース等)。
- ・ 司法関与を導入するという方向で全員が一致しているという認識はない。
- ・ 現在でも裁判所と児相の関係をよくわかっていない保護者がいるところ、裁判所と行政の関係が曖昧になるような中途半端な関わりをすると、28条や親権停止の事件においても信頼感や中立性が阻害され、手続全体からするとマイナスな結果になる可能性があり、慎重に議論すべき。

<裁判所の許可を求めるべき対象、時期>

- ・ 一時保護について、資料によれば、2か月を超えるケースはそれほど多くはない。そうであれば、2か月を超えるケースに司法関与を導入しても、現在の裁判所の体制でも対応可能ではないか。
- ・ 短期かつ緊急の一時保護に関しては、裁判所の許可については、短期間に保護者に対する十分な意見聴取ができるような手続を構築することが難しいことから、ある程度、児童相談所の判断権というものを尊重するのが望ましいのではないか。
- ・ 一時保護の場面は、非常に緊迫した場面であり、そういった場面で、子どもや保護者の権利保護という観点から手続保障を行うのは、非常に難しいのではないか。また、児童相談所の側も、適確な資料を準備できるのか。
- ・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点も

ある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。

- ・ 例えば、将来的には緊急保護は事後審査で良いが1週間以内にとか、ドイツのような、反論があったら司法審査とか、将来的な枠組みを設定したうえで、今、実務上大変だから2カ月超の一時保護に限定するというのならわかるが、最初から2カ月というラインを引かれることに対しては反対。

<裁判所が判断する際の要件について>

- ・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点もある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。(再掲)
- ・ 一定期間を超える一時保護について裁判所の承認を求めべきだという考え方と、事前や直近の事後の承認を求めべきだという考え方と、いろいろ並列に議論されているが、どちらをとるかによって、裁判所の審判の対象や、用意すべき手続などがまったく異なってくるのではないかと。
- ・ 一定期間を超える一時保護については、これから保護を継続すべきかどうかを審理判断すれば足りるということになるが、事前とか事後の一時保護を考えるのであれば、これまでにとか、まさにこれから児童相談所がしようとしている一時保護について裁判所がお墨つきを与えるべきかどうかという話になり、後者の場合には、今の要件である「必要であると認める場合」について、要件を精緻化していく必要性もある。

<裁判所の審査手続について>

これまでにご意見なし

- ・ 一定期間を超える一時保護について裁判所の承認を求めべきだという考え方と、事前や直近の事後の承認を求めべきだという考え方と、いろいろ並列に議論されているが、どちらをとるかによって、裁判所の審判の対象や、用意すべき手続などがまったく異なってくるのではないかと。(再掲)
- ・ 事前や直近の事後の承認の場合に、児童相談所が承認を求めるとか、親権者が不服申立てという手続をとるとか

についても十分に詰められていない。

<体制整備>

- ・ 児童相談所の体制については、今回の改正により、弁護士の配置またはこれに準じる措置が義務づけられたことから、適切な助言が期待できる。
- ・ 司法審査を導入する場合に、児童相談所の体制強化は質・量それぞれの程度必要なのか。事後審査であれば負担はそれほど増えないのではないか。
- ・ 司法審査の導入に向けて、段階的に何年間かの間にどんな体制整備があればどこまでできるのか、具体的に実現させるための方策を考えるべきときが来ているのではないか。
- ・ 福岡市の調査結果によると、3日以内、7日以内の事後審査を導入したとしても月に1件程度で、児童相談所の負担はさほど大きくないと思われる。
- ・ 事前・事後の司法審査を考えるのであれば、裁判所に資料を提出する必要があるため、児童相談所の調査権限を充実させていく必要性も出てくる。



<目指す方向性（案）>

- 親権者の同意がなく2か月を超える一時保護について、28条措置（親権者の同意がない施設入所等の措置）との均衡も考慮し、裁判所の関与を導入することが考えられるのではないか。（注：児童福祉法33条の規定により、一時保護は原則2か月を超えてはならないとされている。）
 - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：緊急性、必要性、子どもの状態、家庭の養育力、一時保護先の適正性など）
 - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
 - ・ 児童相談所等における体制をどの程度充実させる必要があるのか。
- 加えて、親権者の同意がない2か月以下の一時保護についても、裁判所の関与を導入することも考えられるか。その場合、緊急時の対応に支障が出ないようにすること、また、児童相談所が必要な一時保護をためらう等子どもの適切な保護がさまたげられないようにすることが必要と考えられる。

<p>面会通信制限、接近禁止命令について</p>	<p style="text-align: center;">専門委員会報告（提言）（抄）</p> <p>面会通信制限、接近禁止命令など、親権制限や子どもの権利制限に関わる処分について、司法が関与する仕組みを検討するべきであるとして、次のように述べる意見があった。</p> <p>現行の接近禁止命令は、児童福祉法第 28 条審判に基づく社会的養護措置が条件となっており、実情にそぐわない。前述のように、現在の一時保護のあり方では子どもの学習権を保障することが極めて困難となっており、地域のオープンな環境で一時保護を行う必要があるが、そのためには接近禁止命令による子どもの生活環境の安全の確保が必須である。また、家族再統合や、父母の同意を得ずに成立した特別養子縁組、措置解除後に子どもが自立しようとする場面等においても、子どもに対する不当な攻撃が予想され、子どもの安全の確保のため、例えば、接近禁止命令の対象を同法第 28 条審判に基づく社会的養護措置以外の場合に拡大することなど、どのような方策が考えられるのか検討が必要である。</p>
	<p style="text-align: center;">構成員の主なご意見</p> <p><全般的なご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会通信というものは極端に言えば親権を喪失させるようなときでさえ、もしかしたら残さなくてはいけないのではないかという問題として捉えられている、大事な核となる事柄。現在、司法関与なしに制限できているということは、確かに問題とも思われるが、他面で、親権の停止・喪失等、親権の態様についてどう司法が関わるかという問題とセットでないと考えようがない問題。 ・ むしろ司法関与がないほうが事後的に行政訴訟で争えるため、憲法 32 条の裁判を受ける権利の観点から望ましいということもあり、うかつな司法関与を入れると逆によくない。 ・ 面会通信制限が行政処分としてなされる場合には、行政訴訟とか審査請求の対象になるが、実務では、一時保護されて、面会通信を制限する場合にはほとんど指導としてなされている。そうすると、今のままでは、何ら不服審査の対象にもならず、裁判所の対象にもならないので、司法審査を入れて整理していくことが必要。 ・ 面会通信制限や接近禁止命令をどの場合について広げていくのか。どのような場面が想定されているのか、必要性

のある場面が実際に現場でどの程度あるかということ、もう少し具体的に詰めたほうがいいのではないかと。現行制度では、多くても年間数十件であり、現場として必要性があるという場面がどの程度あるのか議論すべき。



<目指す方向性（案）>

- 面会通信制限について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
 - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況など）
 - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。命令の解除手続はどうするか。
 - ・ 命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。（子どもの現在の監護者や児童相談所の役割等）
- 接近禁止命令について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
 - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況等）
 - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
 - ・ 命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。（子どもの現在の監護者や児童相談所の役割、警察等関係機関のかかわり等）

<目指す方向性（案）>

- 接近禁止命令については、現行では28条による措置が前提となっているが、一時保護や同意入所の場合にも、対象範囲を拡大することが考えられるのではないかと。
 - ・ 具体的にどのような場合が考えられるか。
 - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況等）
 - ・ 裁判所の審査手続として、どのような手続を設けるべきか。

親権停止制度の
活用について

専門委員会報告（提言）（抄）

（親権停止制度の活用について）

児童福祉法第 28 条審判に基づいて社会的養護措置をなしているケースに関しては、社会的養護措置後も親権者が親権を有し、施設の長や里親等の有する監護・教育・懲戒の権限と重複することによる措置後の混乱を避けるため、親権停止（事案によっては喪失）制度を活用するものとし、措置後の混乱のおそれがなく第 28 条審判に基づく社会的養護措置で足りることが明らかな場合には、それによるものとすべきである。なお、親権停止の方が効果が重いので、謙抑性の原則からすると、第 28 条審判に基づく社会的養護措置から先に検討せざるを得ないとの意見もあった。

構成員の主なご意見

- ・ 専門委員会でも、要件としては 28 条も親権停止もあまり変わらないので、中途半端な 28 条をやめて、親権停止に取って代わらせたらどうかという意見もあったが、実質的には 28 条というのは親権の部分制限に当たるものであり、位置づけを変えて、親にチャンスを与えながら親子の再統合ができるかどうかを探りつつ、それが難しければ親権制限を強化していくという、リーガル・ソーシャルワークの考え方に転換するということが求められているのではないか。
- ・ 親に対する直接の命令というものが必要な場合があるのだと言われている場面において、親権停止が使われなかったらなぜなのか、何が足りないのかということが大事ではないか。
- ・ 28 条は事実上一部停止であって、その後に親権停止が控えているという捉え方はあり得ると思うが、親権停止のほうの工夫によって対応できるものもあり得るのではないか。
- ・ また、親権停止制度の活用については、長期的に見た立法論としては、親権停止の効果が従来の形での未成年後見というものとどまることがよいのかという問題がある。例えば、親権停止した後に児福法上の措置と絡めていくこともあり得るのではないか。

- ・ 親権停止が先行した場合に、ソーシャルワークをしていく上で支障があるかどうかというところが大きな論点ではないか。
- ・ 23年改正時の親権停止の必要性の議論は、医療ネグレクト等が念頭にあったと思うが、今の28条で議論しているのは、いかに子どもに安定した家庭を保障していくのかというプロセスの中で、どのように裁判所が関与しながら親権の停止または喪失、また、その先の特別養子縁組が可能な状況に持っていくのかという文脈で議論することが必要ではないか。
- ・ 親権停止導入の趣旨については、23年改正の検討の際も、2年間停止しているうちに、どうやって親にアプローチし、どうやって再統合を図っていくかということを考えてながら行うべきものであるといった議論も相当程度されており、必ずしも医療ネグレクト等の問題について単発的にかかわるためという捉え方はされていなかった。
- ・ 実務者から聞く話では、親権停止は、戸籍に親権停止と記載されるため、非常に使いづらい。そのために、28条が残っていないと困るという意見もあるので、戸籍に残るという点を解消できれば、確かに28条を親権停止で取って代えられるのではないかというのも一理ある。



<目指す方向性（案）>

- 児童福祉法第28条措置や親権停止等について、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、児童相談所運営指針等において、明確にすることが必要ではないか。
 - ・ 現行の児童相談所運営指針の記載に加えて、いかなる場合に「親権停止」を活用すべきか。

28 条措置に係る
裁判所の承認に
ついて

専門委員会報告（提言）（抄）

（28 条措置に係る裁判所の承認について）

実務上、児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所において子どもの状況に即応した最適の措置を選択することが子どもの利益に資するものであり、児童相談所が措置の種別を選択できるよう、裁判所の承認は措置の種別を特定せずになすことを検討するべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 包括的な承認という方法をとらず、複数の措置の併記という今の実務で問題ないのではないか。
- ・ （事務局案で）良いのではないか。措置の内容の特定を審査対象から外してしまうと、行政訴訟で必ず審査対象になってしまう。取消訴訟ならまだしも、差止訴訟まで考えると、理論的に収集がつかなくなってしまうので、余計なことはやめたほうがいい。

<目指す方向性（案）>

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置先を複数併記して承認を受けることが可能であり、全国の児童相談所及び家庭裁判所に、こうした対応が可能である旨を改めて周知することとしてはどうか。
- ※ 既存の調査結果では、措置開始後 2 年以内に措置先を変更した場合でも、あらかじめ複数の措置先について裁判所の承認を得ている場合が多数であるという結果となっている。

裁判所命令について

専門委員会報告（提言）（抄）

（裁判所命令について）

裁判所や都道府県による勧告制度に代わって、児童福祉法第 28 条審判や親権制限審判に際して、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令を設けることを検討すべきである。また、指導命令がなされたにも関わらず改善の見込みなしと裁判所が判断した場合には、親権喪失、さらには特別養子縁組の前提である親子関係の終結へと向かう手続を明確にするべきであるとの意見もあった。これら裁判所命令から始まる一連の手続によって、子どもにとって安全で永続的な家庭環境を保障するべきである。

なお、保護者の同意がある入所についても、裁判所命令が必要との意見もあった。

また、分離後だけでなく、分離されていない在宅の保護者に対し支援を受けることを義務付ける裁判所命令（英国の法制度でいうところの、スーパービジョン命令）についても、法的に規定することを検討するべきであるとの意見もあった。

他方、保護者に対する裁判所命令については、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書（平成 23 年 1 月 28 日）」において、「司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面がある」と結論付けられていることに留意すべきところ、現時点で、その結論を覆すに足る立法事実が認められるとは言い難いといった意見があった。また、法廷侮辱罪等の制裁もないのに裁判所の命令に効果があるのか、現行制度でも裁判所の見解は保護者に伝わる工夫がなされているところ、その実践と検証が不十分なのではないかといった観点から、慎重な意見もあった。

構成員の主なご意見

- ・ 在宅での支援における保護者に対する指導について、行政の指導程度では強制力がない。法的強制力を伴う措置が必要で、裁判所が直接保護者に指導命令を下す制度が考えられる。

- ・ 裁判所による親への直接指導については、裁判所は、あくまで受け身であって、能動的に修正案を考えるのは、それはあくまで児童相談所の役目である。その上で、イギリスの例などを見る限りでは、裁判所が児童相談所の案をオーソライズして実行するという建て付けは十分あり得るのではないか。
- ・ 裁判所による命令により、より履行の可能性が上がるかどうかということは、実際の民事事件などを見ても、必ずしも明らかではない。
- ・ 裁判所命令であれば、家庭がどうあるべきかということについて、裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということを考えなくてはならないのではないか。
- ・ 民法と児童福祉法との基本的な建付けの違いをどう整理するかが論点ではないか。児童福祉法においては裁判所が行政活動のチェックをする、民法では、裁判所が申立てを契機として何らか具体的なことを述べる、という違いがある。裁判所の指導を児童福祉法の体系の中で考えてしまうと、28条との建付けの違いが際立ってしまうが、民法の体系で考えるならば、そんなに変ではない。ただし、ここで議論しているのは児童福祉法なので、そこをどう考えるか。段階的に改正していくことにして、今のところは児童福祉法に民法的なものとして裁判所の指導を入れてしまうか、それはやはり今の素地には合わないからやめるのか、この点が議論のポイントではないか。
- ・ 親に対して直接命令をするような指導について、イギリスのスーパービジョン命令が時に引かれているが、少なくとも条文などの仕組みを見た限りでは、親に対して何を命ずるという仕組みにはなっていない。イギリスでは、具体的に親に対してどうアプローチするか、はケースワークの専門家である行政が決めるべきであって、細かいところに裁判所が立ち入るべきではないという原則がとられており、おそらく親の指導もそうなのではないか。
- ・ ドイツにおいては、保護措置の中に行政（少年局）による育成援助等の公的援助を受けるよう親に求めるという選択肢がある。ただ、これも親権喪失という、親権の態様に関する介入にという仕組みの中に位置づけられている点には注意が必要なのではないか。



<目指す方向性（案）>

- 保護者指導の実効性を高めるため、海外の事例も参考にしつつ、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令の仕組みを設けることが考えられるのではないか。
 - ・具体的な要件や仕組みについてどう考えるか。（第 28 条審判や親権制限審判の場合、一時保護中、同意入所中、在宅ケースの場合）
 - ・現行法上の裁判所による勧告や都道府県知事による勧告との関係をどう整理するか。
 - ・裁判所命令の実効性を高めるための方策として、どのようなものが考えられるか。例えば、命令違反に対して過料を設けることは考えられるか。その場合には、過料を科す場合の構成要件をどのように考えるか。
 - ・行政と司法の役割分担との関係をどう整理するか。

平成28年9月16日「第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料3から変更なし

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製
 - ⇒叩き台作成を事務局に依頼
 - ⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ
子どもの権利を基礎とした基準へ

2) 社会的養育の構造

(1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方
 - 子どものための支援であることが基本
 - 要支援家庭のアセスメント
 - 支援の在り方
 - 在宅措置の在り方
 - 社会的養護との連続性
 - 児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育
 - 保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア
 - ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方
 - 全体の支援計画の中の組み込み方

(2)社会的養護

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
 - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
 - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
 - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
 - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
 - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
 - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
 - ・養育者との関係性の継続の重視
 - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
 - ・個の記録の確保
 - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守れる社会的養護体系の在り方
 - ・施設養護の専門性
 - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
 - ・専門性による体系の再編成
 - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

構成員提出資料

林構成員・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

藤林構成員・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

林 構 成 員 提 出 資 料

1. 家庭養育（養護）の定義について

・家庭（家族）のあり方が多様化するなかで、家庭養護の要件を規定する困難

・「里親・FH養育指針」の総論に記載されている以下の「家庭の要件」は養育に限定した要件である。作成ワーキングでの議論の過程では里親家庭以上に施設養護では「家庭」を意識した取り組みが行われていること、里親家庭においても養育のあり方が多様であることが明らかになった。例えば、子どもの「自己所有観」や「自己領域の確保」については（食器、個室等）里親家庭以上に施設では意識されており、こうしたことは各家庭の養育観や家庭（家族）観に委ねるべきではないかという結論に至ったように認識している。したがって、以下は養育に関する最低限の要件と捉えられる。

（1）基本的な考え方（家庭の要件）

・家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。

・社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

・同一の特定の養育者が継続的に存在すること。

・子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

・特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をとともにすること。

・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

・生活の様々な局面や様々な時をとともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をとともに体験すること。

・これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。

・また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。

- ・一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

2.FHのあり方について（10/7の議論を踏まえて）

省令および局長通知により

- ・ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。
- ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
 - ② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの
- ・養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者

・職員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

(提案)

施設勤務経験は家庭養育において「強み」となる場合もあれば、「弱み」ともなる可能性がある（実子の養育経験があっても里親登録が求められる。それは実子養育の経験が必ずしも里親養育の「強み」として作用する訳ではなく、里親養育固有の一定の価値、知識、技術を身に付ける必要があるからと理解できる）。したがって上記の養育者の要件③については、検討の余地があるのではないか。

→FHの養育者の要件に里親登録を義務付けられないか。そうしたことにより、施設養護経験者の家庭養育固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するFHの養育者が里親登録することで、より里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することも促進されるのではないか（但し、施設実習は免除）。

こうしたことは前回問題となっていた上記の職員に関する(2)や(3)についても里親登録に際して調査がなされ、審議されることでより厳格な運用が促進されるのではないか。調査過程では、同居予定である居住者全員（例えば、実子、補助人、祖父母、親族など）の意向の聴取や親族の理解や住居のあり方のチェックなどがなされ、家庭養育としての適格性の判断がなされ、その適切な家庭養育の具体化が促進されるのではないか。

なお、大分県などは里親型F・Hしか認めておらず、国基準が厳格化運用されている実態もある。

3. 長期里親のあり方について

- ・措置の優先順位をどう考えるのか。
- ・家庭復帰が困難な子どもの場合、生みの親の状況を勘案しつつ、縁組を優先するのか？
- ・前回のヒアリングの際の小1から里親に措置され、20歳まで措置延長された方の事例。個人的にお聴きしたところ、本年6月縁組されたとのこと。ならば生みの親も同意しているのに「どうしてもっと早期に縁組できなかつたか？」という疑問。
- ・場合によっては縁組を促す方策が必要ではないか。縁組後の養育費の支給等検討する余地はないか。

藤林構成員提出資料

10月7日「第3回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」提出資料

1 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できる限り良好な家庭的環境」に関する定義とそのあり方

(1) 国連・児童の代替的養護に関する指針 (29)

- (i)親族による養護 Kinship care
- (ii)里親による養護 Foster care
- (iii)家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施
Other forms of family-based or family-like care placements
- (iv)施設養護:緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護
Residential care: care provided in any non-family-based group setting, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes
- (v)児童のための監督付きの独立居住体制 Supervised independent living

(2) 国連・児童の代替的養護に関する指針 (23)

施設養護 residential care facilities と家庭を基本とする養護 family-based care とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護 large residential care facilities (institutions) が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針 an overall deinstitutionalization strategy に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護 individualized and small-group care など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設 residential care facilities の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

(参考) Moving Forward: Implementing the ‘Guidelines for the Alternative Care of Children’

i. Alternative care in an existing family

The Guidelines pinpoint three types of care under this heading

· Other family-based care (§ 29.c.iii)

同居する家族が里親に似た正式な養育の役割を果たすが、里親制度の枠組みでそれを行なわない。たとえば、その家族は代替的養育の子どもが施設から出るときに世話をしたり、長期的に代替的養育が必要な子どもの後見人の役割を果たしたりする。

Other family-based care (§ 29.c.iii) covers care settings where an existing family plays a formal care role similar to that of a foster carer – but does not operate within the foster care service. For example, families may be designated to look after children transitioning out of residential care, or to act as ‘guardians’ for children with long-term alternative care needs.

ii. Other care settings

· ‘Family-like’ care (§29.c.iii)

これもレジデンシャルケアに含まれるが、それは家庭に根ざした養育と比較すると、既存の家庭養育よりも、組織された (organized) 養育手段を意味するためである。家庭のような養育は、可能な限り家庭に似た、主に自主的な小規模グループの中で提供される。一人か複数の親代わりの大人が養育者となるが、その養育者自身の住む家で養育されるわけではない。

‘Family-like’ care is included under residential care because, in contrast to ‘family-based’ care, it refers to the way that care is organized rather than to any pre-existing ‘family’ status of the care setting. Family-like care is provided in largely autonomous small-groups under conditions that resemble a family environment as much as possible. One or more surrogate parents serve as caregivers, although not in those persons’ normal home environment.

© Centre for Excellence for Looked After Children in Scotland (CELCIS) at the University of Strathclyde; International Social Service (ISS); Oak Foundation; SOS Children’s Villages International; and United Nations Children’s Fund (UNICEF) 2012

(3) 里親・ファミリーホーム・施設類型

- a 養育里親
- b ファミリーホーム (里親の生活基盤がホーム内にある場合)
- c ファミリーホーム (職員の生活基盤が外にあり通って来る場合)
- d 地域小規模児童養護施設
- e 自立援助ホーム
- f 分園型 (分散型) 小規模グループケア
- g 本園型小規模グループケア
- h 本園のユニットケア (グループケア加算対象外)
- i 本体施設

(4) 国連指針と改正児童福祉法を、現状の施設類型に当てはめた場合の定義上の論点

①ファミリーホーム（里親の生活基盤がホーム内にある場合）の位置付け

国内的には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に当てはまるが、国連指針でも、Foster care にあてはまる。

②ファミリーホーム（職員の生活基盤が外にあり通って来る場合）の位置付け

国内的には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に当てはまるとしているが、国連指針では、family-like care placements であり、施設ケアの一類型であり、里親委託率には含まれないのではないか？

③上記表の d~i は、指針 29 においては residential care に当てはまるが、指針 23 における large residential care facilities (institutions) としては、d~i のどのタイプが当てはまるのか？

④また、指針 29 における individualized and small-group care は児童福祉法 3 条の 2 と同義か？指針 29 における individualized and small-group care と児童福祉法 3 条 2 「できる限り良好な家庭的環境」が同義だとしたら、d~i のどのタイプが当てはまるのか？

(参考) Moving Forward: Implementing the 'Guidelines for the Alternative Care of Children'

レジデンシャルファシリティとインスティテューションを区別することは極めて重要である。後者は、大規模施設を表現するときにガイドラインで一度だけ使われている。(23)「脱施設化戦略」でターゲットとするのは、もちろん大規模施設であり、施設全体ではない。It is vital to distinguish between 'residential facilities' and 'institutions'. The latter term is used only once in the Guidelines – to describe 'large residential facilities' (§ 23). It is of course 'institutions', and not residential facilities as a whole, that are to be targeted through a 'de-institutionalisation strategy' [see Focus 3].

(5) 課題と将来像の目標設定について

国連指針では、大規模な施設養護 large residential care facilities (institutions) の進歩的な廃止と、個別的な少人数での養護 individualized and small-group care など児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべき、となっている。この指針の考え方と、平成 24 年「社会的養護の課題と将来像」における、本体施設（すべて小規模グループケア化した本体施設）3分の1の計画は矛盾しないか。

また、改正児童福祉法においても「できる限り良好な家庭的環境」と明記されており、この理念と本体施設（すべて小規模グループケア化した本体施設）3分の1の計画は矛盾しないか。

2 里親支援事業体制の在り方

(1) 里親支援事業体制のあり方

多くの子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」、つまり里親家庭やファミリーホームが暮らすことができ、あるいは、養子縁組に移行できるためには、「支援」だけではなく、質の高い里親養育事業（フォスターケア）が各自治体で展開される必要がある。その体制のあり方として、下記の3通りが考えられる。

- A) 児童相談所内に複数の職員で構成される里親専従チーム（大阪市、福岡市など）
- B) 児童相談所外の民間機関（施設・NPO）に里親養育事業を包括的に委託（静岡市、乳児院による養育里親事業）
- C) 児童相談所職員と施設職員（里親支援専門相談員を含む）の役割分担した事業展開

B タイプの事業（リクルート、研修、評価、委託前交流、委託後支援、子どものケア、実親交流等の包括的な事業）が継続性を持って安定して事業者が行うためには、十分な制度的財政的裏付けが必要である。そうでなければ全国に広がらない。

また、C の体制を残し、かつ、発展させるとするのであれば、里親支援専門相談員のあり方も含めた制度設計を一から検討すべきである。手始めに、現在の里親支援専門相談員の成果を検証してもいいのではないか。

(2) 里親支援専門相談員の成果の検証

役割として、1 所属施設の児童の里親委託の推進、2 退所児童のアフターケアとしての里親支援、3 地域支援としての里親支援が挙げられている。

2と3については、定量的に効果があったかどうか測定困難であるが、1については実際に成果があがったかどうか測定できる。成果指標としては、施設職員によって新たに開拓された登録里親人数、施設から里親委託に措置変更された児童数、この2つの人数が配置前3年間と配置後3年間で差が出たかどうかを示していただきたい。そして、成果が出た施設と出ていない施設があるのであれば、その差は何に起因するのかについて検討いただきたい。

なお、家庭支援専門相談員の役割で一番にあがっているのは、「対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務」である。今年度より複数配置されているが、配置されたことでいっそうの早期家庭復帰の成果が期待できる。配置前後3年間での実績をぜひ調べるべきである。

施設入退所調査と英国研修に基づく「家庭移行支援」の試み —在宅支援と社会的養育の現代化を目指して—

こども支援課 家庭移行支援係

はじめに

福岡市こども総合相談センター(以下、当所)では、乳児院及び児童養護施設(以下、施設)入所児童の家庭復帰や里親等委託、必要なら特別養子縁組といった家庭移行支援を充実させるため、2016年4月、「家庭移行支援係」が新設されました。当所はこれまで、国が示した親子関係再構築や里親委託優先の原則の実現に取り組んできてきましたが、今年度取り入れられた「家庭移行支援」は、実家庭や特別養子縁組・里親等の家庭への移行に加えて、実家庭養育の維持(以下、家庭維持)や家庭復帰に必要な在宅支援と地域サービスへの資源の移行を包む概念です。これは、英国の実践をもとに欧州で推進されている児童・障がい者・高齢者等の「施設ケアから家庭と地域を基盤としたケアへの移行ⁱ⁾」(Transition from institutional to family-based and community-based care)に着想を得た試みです。

家庭移行支援係が設置された背景には、当所において2015年11月～2016年1月に実施した施設入退所調査で明らかとなった児童養護施設入所の長期化や家族交流状況等の実態、及び2016年2月に所長はじめ3名が参加した英国での家庭養護推進視察研修(LUMOSⁱⁱ⁾・日本財団共催)等で得られた知見があります。

本稿では、第1章で、施設入退所調査の結果と考察を述べて本市の社会的養育の現状を確認することで家庭維持や永続的家庭保障の観点から課題を提示し、第2章で、英国研修や文献等から学んだ具体的な英国の家庭移行支援及び施策に触れ、第3章で、施設入退所調査結果(第1章)と英国の知見(第2章)を踏まえて当所が取り組み始めている家庭移行支援の試みと必要施策について報告します。

第1章 施設入退所調査の結果と考察(現状と課題提示)

調査実施の端緒、目的、方法

福岡市は2005年からNPOと共働で里親普及に取り組み、2004年度から2013年度までの里親委託率の伸び率が全国1位となり、2014年度末時点の里親委託率は32.4%でした(国の同年度末目標値は16%)。しかしながら、社会的養育の大部分を現在も施設が担っており、措置権者である児童相談所として、施設入所児童に対し、家庭環境で育つ権利を保障(実家庭への復帰、特別養子縁組への移行、里親等への措置変更)するための支援や施策を十分に届けられているか、必要以上に施設入所が長期化していないかなどを検証する必要性がありました。そこで、当所が措置している施設入所児童について、入退所状況や家庭状況、家族との交流状況等の調査を実施し、続く英国研修での学びとあわせて、次年度以降の当所や本市の取り組みに活かすことを目指しました。

具体的な調査目的は、施設入退所の全体像を把握し、家庭維持、家庭復帰、親族・里親等養育、養子縁組の推進に必要な支援の対象・方法・体制及び地域資源を特定することでした。

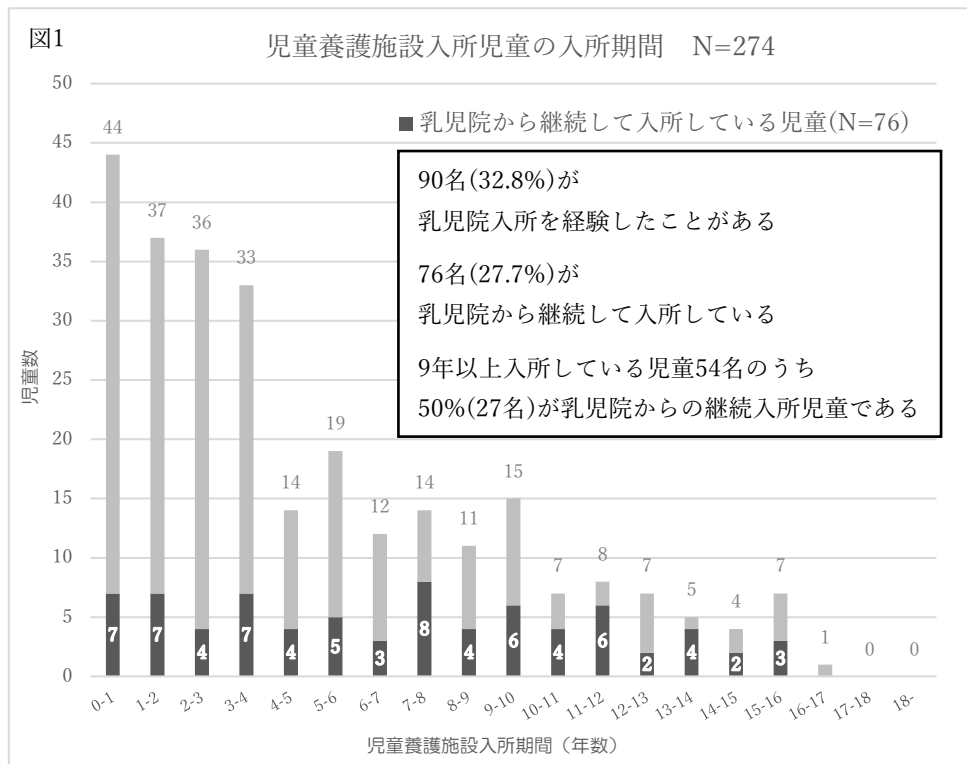
調査の方法は、3年間(2012.11.1～2015.10.31)に施設入退所した全児童の入所期間・退所理由・年齢等の集計、2015.11.1時点の施設入所児童(乳児院 33名・児童養護施設 274名)の入所理由・家庭状況等に関する児童福祉司への質問紙調査、及び3年以上児童養護施設に入所している全児童と親族の1年間(2014.11.1～2015.10.31)の交流頻度等に関する施設への質問紙調査を用いました。結果の公表にあたり、個人が特定される情報は含んでいません。

以下、調査の結果と考察を記します。

(1) 児童養護施設入所の長期化と乳児院からの継続入所児童

児童養護施設に入所している274名の入所期間(児童養護施設入所日起算)は、平均5.0年、3年以上6年未満66名(24.1%)、6年以上9年未満37名(13.5%)、9年以上54名(19.7%)でした。3年以上入所児童割合57.3%(157名)は厚労省全国調査(H27.3.1)の60.3%に近く、本市も全国的な児童養護施設入所の長期化傾向の例外ではないことがわかりました。

274名のうち乳児院から継続して入所している児童は76名(27.7%)に上り、乳児院から児童養護施設への措置変更児童は年平均6名(2012.4.1～2015.3.31)でした。3年以上の入所児童のうち乳児院からの継続入所児童が占める割合は36.9%(58名)、9年以上では50.0%(27名)でした。(図1)

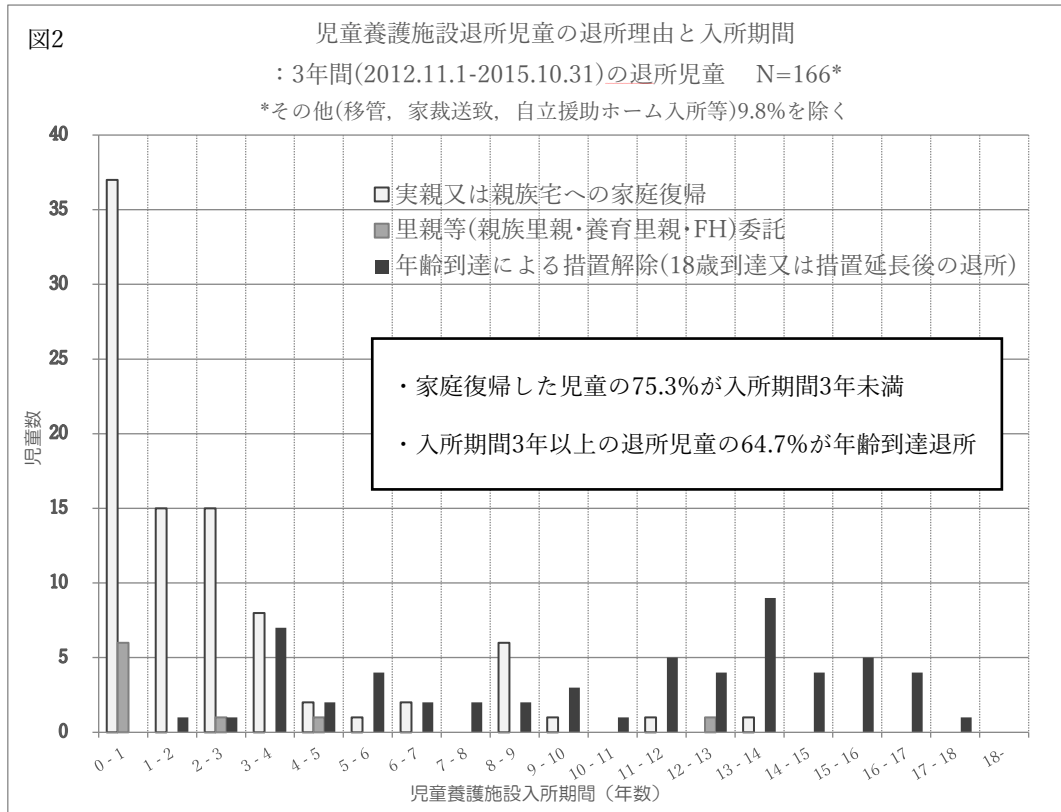


考察: 乳児院入所児童に対する家庭復帰又は特別養子縁組による永続的家庭保障、あるいは里親等委託による家庭養育への移行に重点を置き、乳幼児の児童養護施設への措置変更を不必要に実施しないことが、全体として施設入所長期化の予防につながると考えられます。

(2) 退所理由と入所期間からみえた「3年の壁」

過去3年間(2012.11.1～2015.10.31)に児童養護施設を退所した児童184名のうち、家庭復帰は89名(48.4%)、18歳又は措置延長期限の年齢到達による退所57名(31.0%)、他の児童養護施設への措置変更11名(6.0%)、里親等委託9名(4.9%)、その他18名(9.8%)でした。

家庭復帰した児童の75.3%(67名)が入所期間3年未満であった一方、入所期間3年以上であった退所児童の64.7%(55名)が年齢到達による退所でした。(図2)



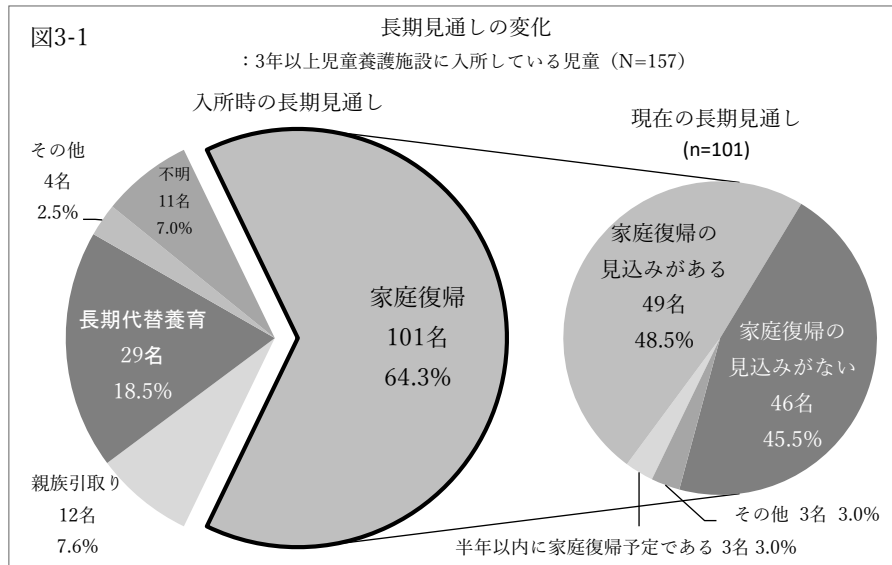
考察：児童養護施設入所後3年を超えると家庭復帰となる児童は減り、多くの場合、高校卒業の年齢まで長期入所となる傾向がうかがえます。これは、入所後3年間の家庭支援や親子関係再構築支援の重要性を示唆すると同時に、入所後3年を超えて長期入所の可能性が高まった児童に対し、永続的な家庭(特別養子縁組等)又は里親等の家庭養育をどのように保障していくかという課題を我々に突き付けています。

(3) 3年以上入所している児童の長期見通し変化と家族交流頻度

そこで、3年以上児童養護施設に入所している児童157名の現状を把握するため、入所時と現在の長期見通しの変化、及び実親等の家族との交流頻度を調査しました。

長期見通しの変化

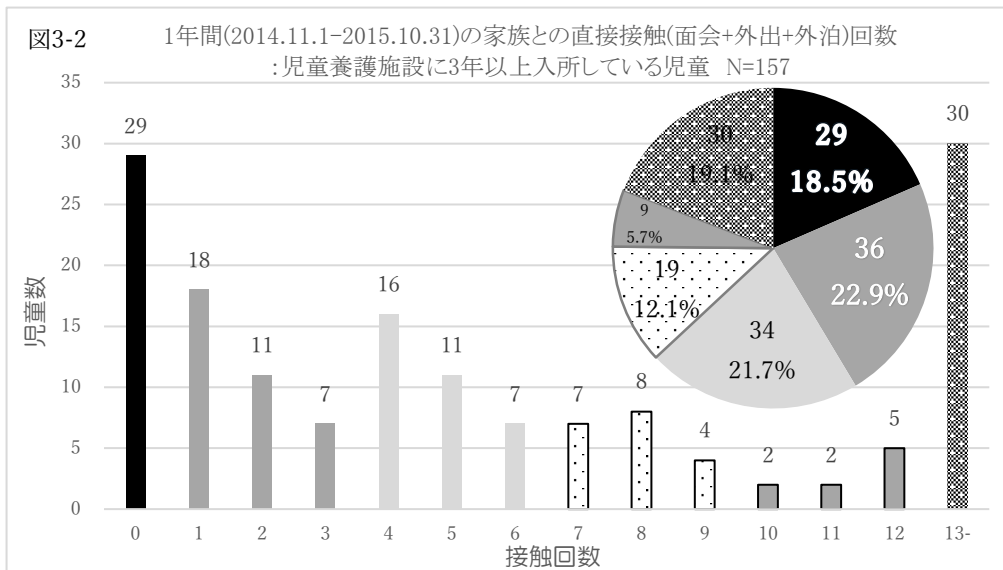
まず、157名のうち57.3%(90名)に現在家庭復帰見込みがないことがわかりました。また入所時の長期見通しが家庭復帰であった101名のうち45.5%(46名)に現在家庭復帰見込みがないことがわかりました(図3-1)。



家族交流頻度

3年以上児童養護施設に入所している児童 157名と家族の直接接（面会・外出・外泊の合計）回数は、年0回 29名(18.5%)、年1～3回 36名(22.9%)であり、3年以上入所児童の41.4%が年3回以下しか交流がありませんでした。年12回以上は35名(22.3%)でした。(図3-2)

接触0回であった29名の入所理由(第一主訴)は、ネグレクト6名、養育者の精神疾患・障害4名、経済困窮4名、棄児3名、就労3名、身体的虐待2名、養育者の知的障害2名であり、当所が親に施設名を知らせていない又は面会制限をしている児童は0名でした。



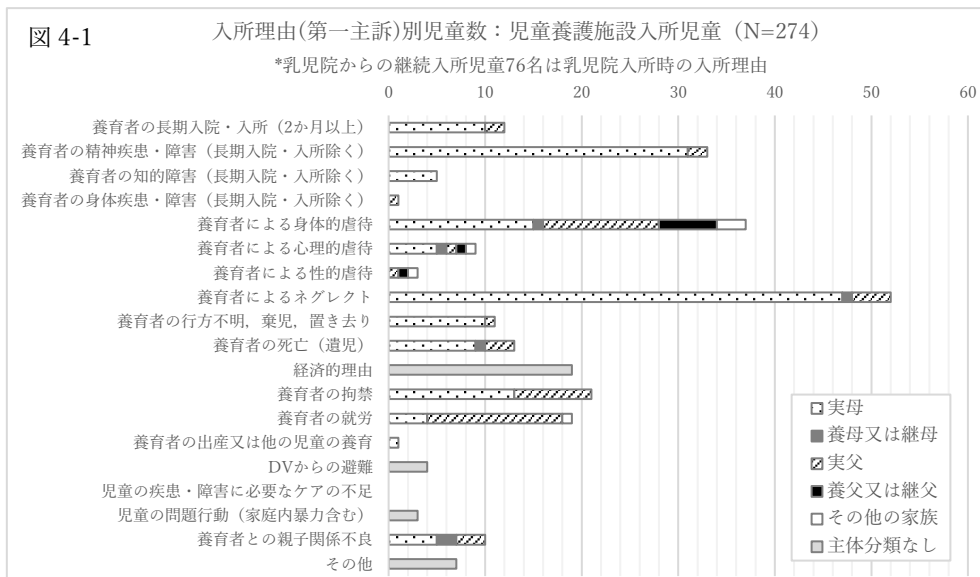
考察：入所後3年を超えた児童の多くが高卒年齢で退所となることから、年間交流回数0回の29名(18.5%)をはじめ家族交流が希薄な児童は、所属家庭のないまま自立を強いられる可能性が高いといえます。この事態を防ぐには、交流を妨げる家庭事情や意欲低下への働きかけなど入所後の持続的な交流支援が求められる一方、交流支援の結果として交流増加等が見込めない場合は、3年を待たず早期に見極め、永続的家庭を保証する特別養子縁組あるいは里親等への移行支援が必要であると考えられます。反面、家族交流の多い児童は継続交流できる家庭状況にあると考えられ、家庭復帰支援の検討対象となりえます。

(4) 施設入所理由と家庭維持

家庭復帰支援や入所に至る前の家庭維持に必要な地域サービスを考える重要指標となるのが入所理由です。なぜ施設入所に至ったのかを考察することは、どうすれば家庭維持や家庭復帰できるのかに直結するからです。入所理由間の児童数の多寡を分析することは、拡充が求められる地域サービスの種類や優先順位、必要量を特定する根拠となりえます。

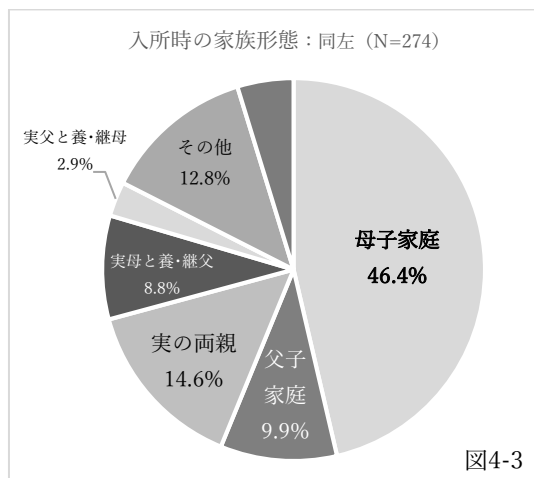
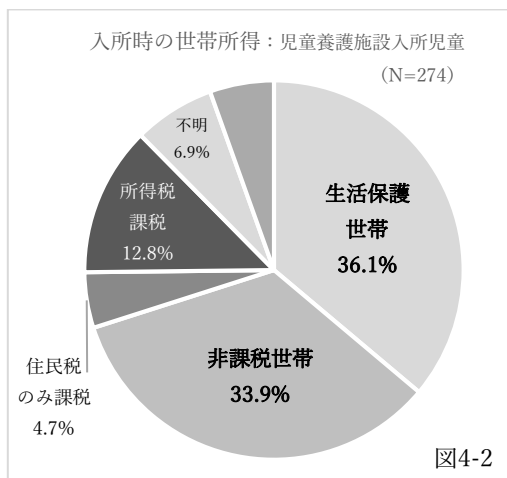
3年間(2012.11.1～2015.10.31)に施設入所した児童 270 名の入所年齢をみると、0-3 歳と 13-14 歳にピークがみられ、3 歳未満が 105 名(38.9%)、6 歳未満が 141 名(52.2%)でした。

児童養護施設入所中の児童 274 名の入所理由は、ネグレクトが最も多く、続いて身体的虐待、養育者の精神疾患・障害、養育者の拘禁、経済的理由、養育者の就労でした(図 4-1)。



同 274 名のうち、入所時に、①生活保護又は非課税世帯であった児童は 70.0% (図 4-2)、②母子家庭であった児童は 46.4% (図 4-3)、③精神疾患診断のある親をもっていた児童は 25.2%(69 名)、④6 歳未満であった児童は 51.1%(140 名)でした。

同 274 名のうち入所理由がネグレクトであった児童 52 名について同じ構成割合をみると、それぞれ 52 名のうち①77.1%、②53.1%、③17.3%(9 名)、④67.3%(35 名)でした。



考察：施設入所理由のマジョリティは、低所得・母子家庭が重複したネグレクトであり、特に乳幼児期のネグレクトが多いこと、次いで父母からの身体的虐待、実母の精神疾患、実父

母の拘禁、実父の就労が理由となっていることがわかりました。よって、施設入所となる児童の中には、経済的補助、子育てを補完するホームヘルプサービス、親の治療支援、保育等の地域サービス拡充によって家庭維持や家庭復帰が可能となる児童が一定数含まれていると考えられます。これらの拡充はニーズの早期把握や児童の安全確保にも寄与します。

(5) 特別養子縁組が適当と判断される児童数と阻害要因

しかしながら、支援の結果、家庭維持や家庭復帰（実家族による永続性保障）が見込めない児童に対しては代替りの永続的家庭となる特別養子縁組が重要な選択肢となります。

調査日(2015.11.1)現在、市内乳児院入所中の児童 33 名のうち将来的にも家庭復帰が見込めないと担当児童福祉司が判断した児童は 12 名であり、うち 2 名は養子縁組里親委託が決定していました。残り 10 名は、父又は母へ特別養子縁組未提案 3 名、父又は母へ特別養子縁組を提案したが不同意 5 名、児童の障害による養親候補不在 1 名、父母同意以外の手続上の課題 1 名でした。不同意 5 名のうち 2 名は養育里親委託が決定していました。

同じく児童養護施設入所中の児童 274 名のうち将来的にも家庭復帰が見込めないと担当福祉司が判断した児童は 136 名(入所期間 3 年以上では 90 名)であり、うち 46 名にとって特別養子縁組が適当であるとの福祉司回答でしたが養子縁組里親委託予定は 0 名でした。46 名のうち 36 名が児童の高年齢による養親候補不在又は 6 歳以上のため特別養子縁組未提案であり、5 名が父又は母へ特別養子縁組提案したが不同意、その他 5 名でした。

考察：調査日時点で少なくとも施設入所中の 10 名が、将来的に家庭復帰が見込めないにもかかわらず父母の不同意により特別養子縁組による永続性保障を実施できなかったことがわかりました。また、年齢の高い児童 36 名については、家庭復帰見込みがないにもかかわらず養親候補不在や 6 歳未満要件により特別養子縁組提案にすら至らず、永続的家庭の保障が断念されている実態が明らかとなりました。これら 46 名の児童は、所属する家庭や頼れる家族のないまま高卒年齢での措置解除を迎える可能性が高いと考えられます。今回は未調査ですが、所属する家庭がないまま措置解除となった人たちのその後の家族との関係や社会適応状況は大きな課題であると思われます。

(6) まとめ

児童養護施設入所児童の 57%(157 名)が入所後 3 年を超えており、うち 36.9%(58 名)が乳児院入所後一度も家庭を経験していません。入所期間 3 年を超えると高卒年齢まで長期入所となる傾向がみられ、3 年以上入所児童の 41.4%が年 3 回以下しか家族交流がない状況です。入所の多数派は低所得やひとり親を伴う乳幼児期のネグレクトであり、経済的補助、ホームヘルプサービス、保育等により安全に家庭維持や家庭復帰できる可能性があります。

このことは、在宅支援と地域サービスの拡充による入所前の家庭維持と入所後 3 年以内の交流促進や家庭復帰支援が重要であることを示しています。一方、入所後 3 年を超えて家族交流がない児童 29 名(18.5%)をはじめ、所属する家庭や頼れる家族のないまま自立を強いられる児童も多いため、家庭復帰見通しを早期に評価して代替りとなる永続的家庭を確実に保障する仕組み（父母が不同意のときの手続や 6 歳要件の緩和等）の確立、あるいは養育里親の開拓と委託後の十分な支援が急がれます。

関係団体等提出資料

全国児童相談所長会	1
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	7
全国児童家庭支援センター協議会	27
公益財団法人 全国里親会	33
一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会	37
特定非営利活動法人 キーアセット	71

全国児童相談所長会提出資料

平成 28 年 10 月 21 日

全国児童相談所長会

桜山豊夫（東京都児童相談センター所長）

井上保男（神奈川県中央児童相談所所長）

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における意見交換資料

1. 家庭養護の推進

（1）児童福祉法の改正（家庭と同様の環境における養育の推進）

◆ 国・地方公共団体の責務

- ・ 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援
- ・ 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置
- ・ 上記の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置

◆ 里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として法定

（2）里親委託の推進

① 里子を養育するという公的な役割の認識

- ・ 地域の必要な支援を受け入れて里子を養育

② 里親支援の更なる充実策

- ・ 里親家庭全体の支援
- ・ 委託前の交流に要する経費の補償などの充実
- ・ 専門里親資格の取得を推進する環境の整備

③ 養子縁組制度

- 法的に安定した親子関係を築くもの
⇒あくまで子供にとっての制度
- 民間のあっせん団体に対する許認可のあり方等の具体的な検討

被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児施設等	児童相談所一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
21年度	2	29	2	9	9	4	4	59
22年度	0	27	0	1	8	1	2	39
23年度	1	28	0	4	6	4	3	46
24年度	1	51	0	4	7	7	1	71
25年度	0	49	2	11	13	11	1	87

※平成25年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況より

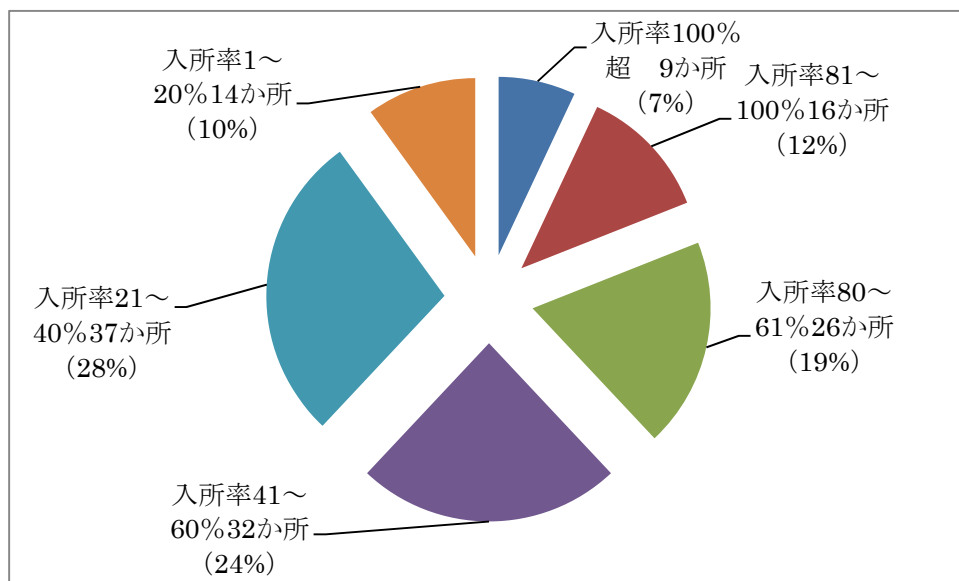
2. 一時保護

一時保護期間平均在所日数（年間延日数／年間対応件数）

全国平均値は、29.8日⇒最短：7.2日 最長：65.0日

※平成26年度福祉行政報告例より

年間平均入所率（平成26年1月～12月）



（一時保護所 134 か所のうち）

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

（1）職員配置

- ・児童養護施設の配置基準（準用）→一時保護所独自の最低基準
- ・一時保護所の規模及び年齢構成に応じた専門職の配置

(2) 学習機会の保障

- 保護児童の年齢や学力に応じた学習の機会の保障
- 市町村における支援体制の強化（ショートステイ）

(3) 支援の質の保障

- 外部評価の実施

外部評価の取組例

- 横浜市

児童相談所一時保護所における自己評価、児童アンケートの結果をもとに、外部委員（児童福祉審議会の下部組織）が評価

- 堺市

評価委員は、市の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下部組織として設置されている「子ども・虐待検証部会」の委員

※平成28年8月全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より

公益財団法人日本知的障害者福祉協会提出資料

平成28年10月21日

第4回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 ヒアリング提出資料

公益財団法人日本知的障害福祉協会
児童発達支援部会
部会長 北川 聡子

1. 障害児入所施設の現状

(1) 障害児入所施設の種類

A. 福祉型障害児入所施設

- ①主として知的障害児を入所させる施設
- ②主として自閉症児を入所させる施設
- ③主として盲児を入所させる施設
- ④主として聾啞児を入所させる施設
- ⑤主として肢体不自由児を入所させる施設

B. 医療型障害児入所施設

- ①主として肢体不自由児を入所させる施設
- ②主として重症心身障害児を入所させる施設
- ③主として自閉症児を入所させる施設

※厚生労働科学研究：障害児入所施設の質の向上を検証するための研究

(平成28年4月1日～平成30年3月31日)

すべての障害児入所施設の調査を行います。

被虐待児への実態・支援内容が盛り込まれています。

(2) 日本知的障害者福祉協会の調査結果から

資料1 (調査日平成26年10月1日回答167施設)

○定員と在籍の状況

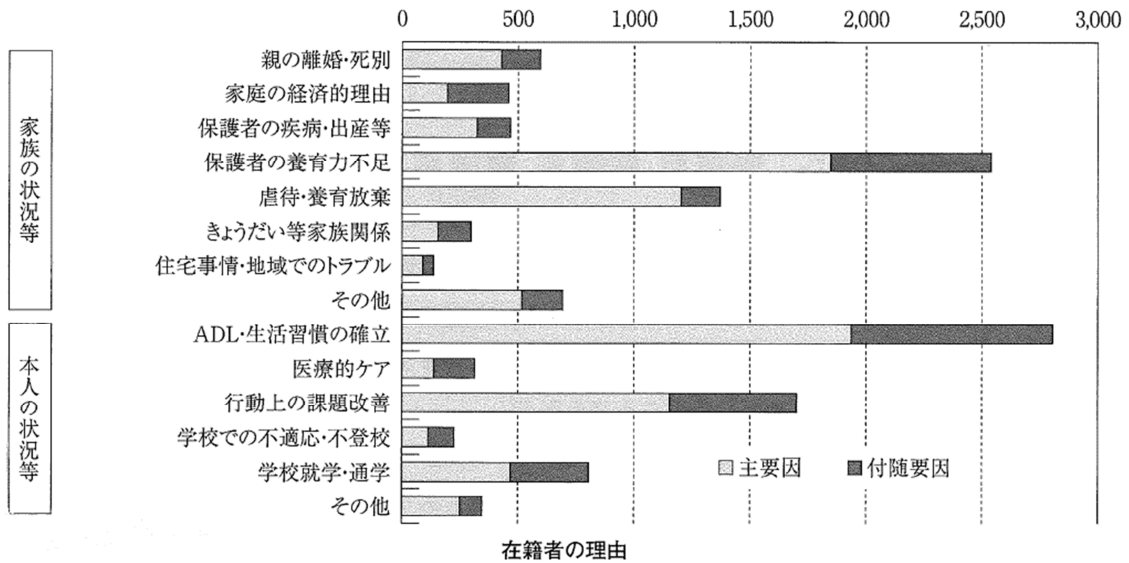
定員	6,590人
在籍	5,506人
定員割れ	1,084人

○児童と年齢超過児の割合と措置・契約数

年齢	人数	措置人数	契約人数	措置の割合
0～17才	3,869人	2,369人	1,500	61.2%
18～40才以上	1,637人	148人	1,489	9.0%

●障害児入所施設は、永年の懸案事項として「加齢児問題」を抱えていました。

○入所の理由



●保護者の養育力不足、虐待、養育放棄の傾向は続いています。発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育ての孤独感、心理的葛藤も含めての支援策の必要性を表しています。

○虐待による人数

虐待による入所数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
男	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	2,303
女	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	1,631
計	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	3,934

※25年度被虐待児加算認定児童数（190人）

※25年の被虐待児368人のうち、契約による入所は47名。

●全体の入所児童の減少にもかかわらず、被虐待児は確実に一定の割合を占めています。

○虐待の内容

虐待の内容（※重複計上）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
	%	100		29.3	8.4	50.5	9.5	2.2

●ネグレクトに次いで、身体的虐待が多くなっています。

2. 児童福祉法改正と障害児入所

平成8年まで障害児施策は他の児童福祉施策と同様に厚生省児童家庭局の所管でしたが、厚生省社会援護局の所管になり、障害児者一貫の施策推進体制になりました。同年4月には、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」がスタートし、障害福祉が充実する礎となりました。

平成15年度に支援費制度が導入され、障害児福祉施策にも大きな変化がもたらされ、措置制度だけではなく、契約制度が導入されました。これにより、児童相談所の判断がなくとも、受給者証を持つ子どもであれば、事業者と契約を結んで様々な障害児サービスを利用できるようになりました。

しかしその一方で、契約制度の導入により、保護者による虐待等、本来であれば措置が妥当なケースであっても契約とされるケースがある等、都道府県によって措置と契約の判断に差が出る【資料1】—グラフ1】などの課題が残されています。

そこで、本会では障害福祉課に措置と契約の判断について働きかけを行い、その後、措置の判断についての通知等も出されています。社会的養護の観点からも、子どもの最善の利益と健やかな成長発達の保障のために、契約制度については、慎重に考える必要があります。

現在、一般の児童施策（児童家庭局所管）は、里親、ファミリーホーム、小規模グループホーム等「家庭における養護環境と同様の養育環境へ」と児童福祉法の理念の示す方向に動いています。しかし、障害児入所は、小規模ケア加算は平成24年度より導入されたものの、家庭的養育に關しての制度はいまだ十分ではありません。また、人員配置の指定基準（最低基準4.3：1）、児童家庭支援センターや里親専門機関などの地域支援機能など、社会的養護の必要な子どもの施策が進んでいく中で、障害児入所は、置いていかれた感があります。社会的養護の施策と同じ取り組みができることを望みます。

3. 今後の必要な取り組み—資料1

(1) 職員の配置基準

現在、障害児入所施設の職員配置基準は、児童4.3人に対し指導員1人とされています。これは、児童養護施設の4対1にも届いていません。今後、行動障害や被虐待児に対する専門的支援を進めていくためにも、職員配置基準を児童養護施設以上に引き上げていただく必要があります。【表16】

(2) 小規模グループケア加算・家庭的養育

平成24年に創設された「小規模グループケア加算」によって、障害児入所施設でも家庭的養護に取り組む施設が出てきましたが、本加算を取得している施設は、まだ10.8%です。この加算の推進とともに、障害児入所施設もグループホームやファミリーホーム、里親の活用により、家庭と同様な暮らしの場を提供する必要があります。【表17】

4. 家族関係再構築支援や自立支援の現状

(1) 家族関係再構築支援—資料1

これまで、障害児入所施設は、帰省や面会を通じて、また個別支援計画を共有することで、家庭と共に子どもを育ててきました。特に発達面で大きな課題を持つ子どもが、障害児入所で行動が安定した例を含め、退所児童の進路でもっとも多かったのが、家庭でした。【表13】

虐待等のあった家族との再統合は、障害児入所施設においては今後の課題になりますが、児童相談所との関係【表20】が契約制度の導入により希薄になっているため、今後複雑化した家庭環境や虐待に対応するためにも、児童相談所との関係を強化する必要があります。また、児童養護施設等に配置されているファミリーソーシャルワーカーの配置も必要です。

(2) 自立支援の現状—資料2

これまででは18歳を超えた児童（加齢児、本来は成人施策の対象者）も障害児入所施設に継続して入所することができました。しかし、平成25年の児童福祉法改正により、障害児入所施設における20歳以上の在所期間延長規定が廃止され、原則として18歳以上（措置延長の場合20歳）は障害者施策で対応することとなりました。これにより、加齢児のいる障害児入所施設は、平成30年3月末までに「障害児入所施設」「障害児入所施設と障害者支援施設の併設」「障害者施設に転換」のいずれかを選択し、移行しなければなりません。

今後、障害児入所施設は、入所児童の自立支援（成人施策への移行支援）を行うことが重要な機能として位置づけられます。現在でも、18歳に到達した入所児の移行先については、退所後に利用する成人施設やグループホームが見つからないなど大変厳しい状況があります。

こうした自立支援（移行支援）をスムーズに行うために、児童施設だけでなく、児童相談所も含めた地域の関係機関連携を行う「自立支援システム」を構築することが早急に求められます。さらに、障害児支援施策にも、18歳以上になった児童に対して継続して支援できる「自立援助ホーム（仮称）」が必要です。

5. 今後の将来像

(1) 地域分散化、小規模化、里親支援—資料3、4、5

障害児入所施設においても、社会的養護施設と同様に、より家庭に近い養育環境へ移行することが必要です。小規模グループケア加算の取得の推進や、「地域小規模障害児入所施設（グループホーム）（仮称）」等を制度化することは、地域分散化を進めるうえで

も重要な施策になると思われます。また、障害児入所施設の新たな機能として、里親支援機能やファミリーホームのバックアップ機能等を持つことで、社会的養護の必要な障害児を地域で育てている里親等への支援が可能になると考えます。

(2) 地域支援

障害者施策であるショートステイ、放課後等デイサービス、ホームヘルプサービスなどと組み合わせ、障害児入所施設の持つノウハウや専門性を発揮し、在宅で障害児を育てている家庭や被虐待リスクの高い障害児のいる家庭を支援する等、障害児入所施設の持つノウハウや専門性を地域に還元していく必要があります。

(3) 名 称

地域において、発達に困り感がある子どもとその家族が利用しやすいように、現行の障害児入所施設の名称を変更し、「児童発達支援入所施設」とすることを望んでおります。

平成26年度全国知的障害児入所施設実態調査報告書（抜粋）

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告の抜粋である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（243施設）に送付
 調査日 平成26年10月1日
 回答数 167施設 回収率 68.7%

〔 施設の状況 〕

1. 施設数

調査対象243施設のうち、回答のあった167施設の状況である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

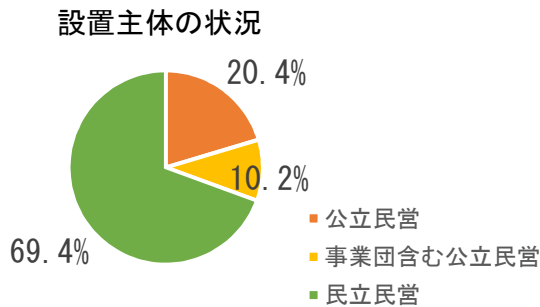


表1 施設数

	施設数	%
計	167	
%	100	
公立公営	34	20.4
公立民営	17	10.2
国立民営	116	69.5

2. 定員の状況

表2

	人数	%
定員数	6,590	
%		100.0
公立公営	1,449	22.0
公立民営	774	11.7
国立民営	4,367	66.3

表3 在籍数の状況(全体)

		計	%
在籍数	男	3,784	68.7
	女	1,722	31.3
	計	5,506	100

3. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入された。

地区別措置率

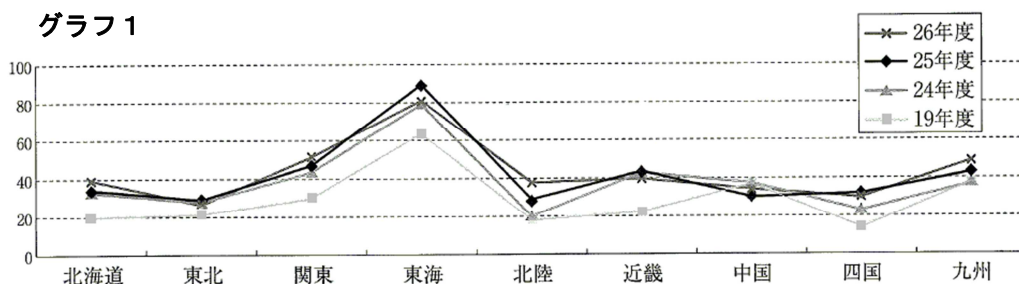


表4 措置・契約の状況

		計	%
在籍数	男	3,784	67.4
	女	1,722	30.7
	計	5,506	100
	うち措置	2,517	
措置率		45.7	

4. 年齢の状況

表6 年齢構成(全体) 在籍 5,506 名

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	116	916	1,140	1,697	3,869	70.3
%	2.1	16.6	20.7	30.8	70.3	
男	77	622	771	1,120	2,590	46.2
女	39	294	369	577	1,279	33.8
うち措置 (再掲)	91	670	706	902	2,369	18才以下の措置率 (61.2%)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	366	662	369	240	1,637	29.7
%	6.7	12.0	6.7	4.4	29.7	
男	265	491	279	159	1,194	21.3
女	101	171	90	81	443	7.9
うち措置 (再掲)	132	14	2	0	148	

- 在籍数（5,506名）に対して18才未満（3,869人）の割合は70.3%となっている。
- 全体の措置児童は（2,517人）で、在籍児全体に占める措置の割合は45.7%であるが、18才未満児の措置率は61.2%となっている。
- 18歳以上の過剰児は（1,637人）で全体の29.7%を占めている

5. 入所の状況

(1) 入所の状況

表7 平成25年度中の新入所児数(全体)

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	843	78	267	245	253
措置	518	61	183	160	114
%	100.0	11.8	35.3	30.9	22.0
契約	325	17	84	85	139
%	100	5.2	25.8	26.2	42.8

- 入所児童の年齢層で一番多いのは6～11歳となっている

表8 平成25年度新入所者の障害の程度(全体)

	人数	最重度	重度	中軽度	未所持	不明
全体	843	111	182	473	62	15

●軽度障害及び境界線と言われる児童が増加している

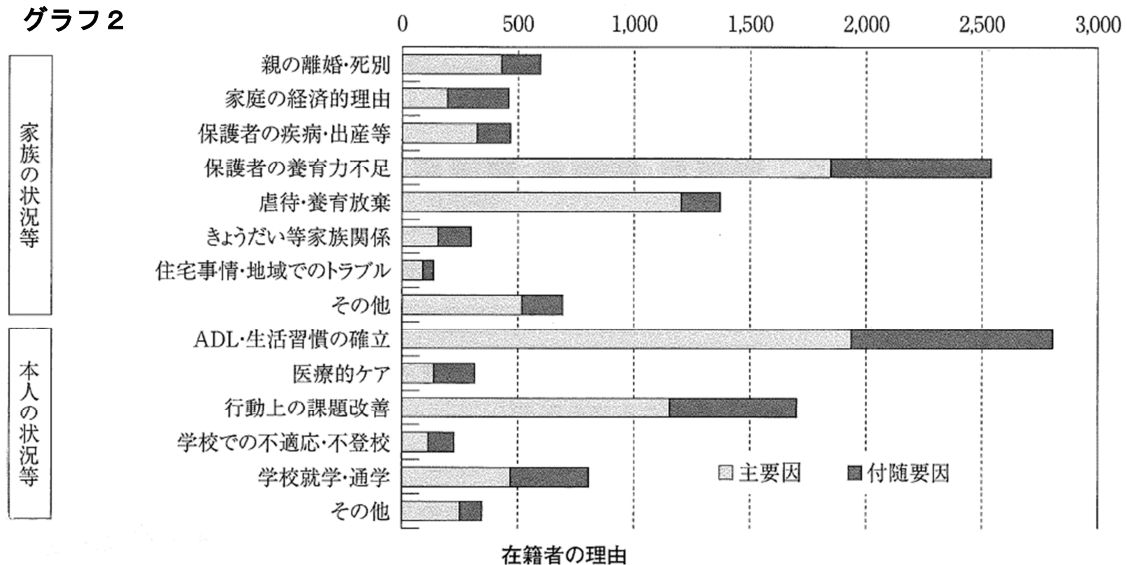
表9 入所前の生活の場

	人数	%
家庭	508	60.3
他の知的障害児施設	58	6.9
児童養護施設	73	8.7
乳児院	18	2.1
その他の児童福祉施設	10	1.2
学校寄宿舎	7	0.8
病院等医療機関	30	3.6
その他	25	3
不明	114	13.5
計	843	100

●入所前の生活の場は家庭が60.3%と最も多いが、児童養護施設と乳児院を合わせて1割弱が障害児入所につながっている。

(2) 入所の理由

グラフ2



●保護者の養育力不足、虐待、養育放棄の傾向は続いている。発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育ての孤独感、心理的葛藤も含めての支援策の必要性を表している。

(3) 虐待による入所の状況

表10 虐待による入所数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
男	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	2,303
女	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	1,631
計	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	3,934

●全体の入所児童の減少にもかかわらず、被虐待児は確実に一定の割合を占めている。

表11 平成25年度被虐待入所児童の内訳

	児相判断	25年度被虐待児加算認定児童の数 190人
男	194	
女	174	
計	368	※368人のうち、契約により入所の児童47人

表12 虐待の内容(※重複計上)

		計	入所数 比	身体的 虐待	性的 虐待	ネグレクト	心理的 虐待	その他
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
	%	100		29.3	8.4	50.5	9.5	2.2

6. 進路の状況

表13 25年度退所児童の進路(生活の場)

		人数	%
家庭	措置	116	30.2
	契約	141	29
他の障害児施設	措置	32	8.3
	契約	30	6.2
他の児童福祉施設	措置	10	2.6
	契約	2	0.4
障害者支援施設	措置	72	18.8
	契約	172	35.4
グループホーム	措置	106	27.6
	契約	87	17.9
宿泊型自立訓練	措置	18	4.7
	契約	11	2.3
企業の寮等	措置	3	0.8
	契約	0	0
アパート等単身生活	措置	3	0.8
	契約	3	0.6
病院	措置	5	1.3
	契約	6	1.4
その他	措置	13	3.4
	契約	17	3.5
不明	措置	6	1.6
	契約	17	3.5
計	措置	384	100
	契約	486	100

●退所児童の進路(生活の場)で最も多かったのが「家庭」であった。前回の調査は「障害者支援施設に入所」が最も多かった。

8. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

表14 家庭の状況

両親世帯	人数	2,355	42.8
	うち措置	850	
母子世帯	人数	1,846	35.5
	うち措置	1,037	
父子世帯	人数	732	13.3
	うち措置	322	
兄弟	人数	68	1.2
	うち措置	25	
親戚	人数	134	2.4
	うち措置	75	
未成年後見	人数	26	0.5
	うち措置	19	
成年後見	人数	23	0.4
	うち措置	0	
その他	人数	178	3.2
	うち措置	124	
兄弟姉妹で入所	世帯	210	
	うち措置	133	
	人数	592	10.8
	うち措置	386	
在籍児童の総数	人数	5,506	100

- 世帯別の措置率をみると母子世帯 56.2%、父子世帯 44.0%、両親世帯 36.1%と、一人親世帯に措置が多くなっている。

9. 行動上の困難さの状況

表15 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月一回	75	380	6.9
	週一回	148	1,377	25.0
自傷行為	月一回	100	307	5.6
	週一回	141	726	13.2
他傷、他害	月一回	113	490	8.9
	週一回	136	762	13.8
奇声	月一回	63	206	3.7
	週一回	142	805	14.6
無断外出	月一回	73	178	3.2
	週一回	36	119	2.2
器物破損等激しい破壊行為	月一回	109	310	5.6
	週一回	96	331	6.0
著しい騒がしさ	月一回	54	167	3.0
	週一回	104	527	9.6
多動・飛出し	月一回	71	184	3.3
	週一回	121	583	10.6
寡動	月一回	31	47	0.9
	週一回	66	124	2.3
徘徊・放浪	月一回	24	49	0.9
	週一回	69	239	4.3
盗癖	月一回	77	180	3.3
	週一回	66	149	2.7
性的問題	月一回	77	207	3.8
	週一回	44	131	2.4
異食	月一回	63	164	3.0
	週一回	117	441	8.0
弄便	月一回	57	120	2.2
	週一回	116	417	7.6
弄火	月一回	10	13	0.2
	週一回	2	2	0.0
睡眠の乱れ	月一回	67	177	3.2
	週一回	98	287	5.2
寡黙	月一回	14	20	0.4
	週一回	33	63	1.1
その他	月一回	7	34	0.6
	週一回	12	49	0.9
在籍児童の総数			5,506	

- 週1回の頻度では、「強いこだわり」1,377人(25.0%)、「奇声」805人(14.6%)、「他傷、他害」762人(13.8%)という結果となった。

〔 職員の状況 〕

1. 児童と直接支援職員の比率（最低基準 4 : 1）

表16 定員:直接支援職員の比率

定員: 職員	～1:1	～1.5:1	～2:1	～2.5:1	～3:1	～3.5:1	～4:1	～4.5:1	無回答	計
施設数	6	17	28	54	33	15	8	3	3	167
%	3.6	10.2	16.8	32.3	19.8	9	4.8	1.8	1.8	100

●職員一人に対して、児童 2～2.5 人以下が最も多く、次いで職員一人に対して 2.5～3 人以下となっている。

〔 施設運営・経営の課題 〕

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

表17 平成26年度の加算認定状況

	施設数	%
1. 児童発達支援管理責任者配置加算	141	84.4
2. 職業指導員加算	59	35.3
3. 重度障害児支援加算	130	77.8
4. 重度重複障害児特別加算	33	19.8
5. 強度行動障害児特別加算	11	6.6
6. 幼児加算	2	1.2
7. 心理担当職員配置加算	36	21.6
8. 看護師配置加算	80	47.9
9. 入院・外泊児加算	120	71.9
10. 自活訓練加算	16	9.6
11. 入院時特別支援加算	26	15.6
12. 福祉専門職員配置等加算	138	82.6
13. 地域移行加算	12	7.2
14. 栄養士配置加算	114	68.3
15. 栄養マネジメント加算	39	23.4
16. 小規模グループケア加算	18	10.8
17. 福祉・介護職員処遇加算	97	58.1
18. 福祉・介護職員処遇改善特別加算	8	4.8
施設数	167	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

表18 障害者支援施設の指定

受けている	113
受けていない	42
無回答	12
計	167

表19 今後の方針

児童施設として維持する	106
障害者支援施設を併設する	29
障害者支援施設に転換する	14
無回答	18
計	167

3. 児童相談所との関係

(1) 児童相談所との連携

表20 児童相談所との連携

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施している	41	24.6
定期的に児童相談所を訪問して協議している	19	11.4
不定期であるが児童相談所を訪問して協議している	48	28.7
特に行っていない	44	26.3
不明・無回答	15	9
施設数	167	100

- 契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

4. 契約利用児への対応

(1) 利用者負担金の未収状況

表21 利用者負担金の未収状況

	計
25年度未収人数	735
施設数	62
25年度未収額	43,251
うち24年度未収人数	368
施設数	50
うち24年度未就学	30,076

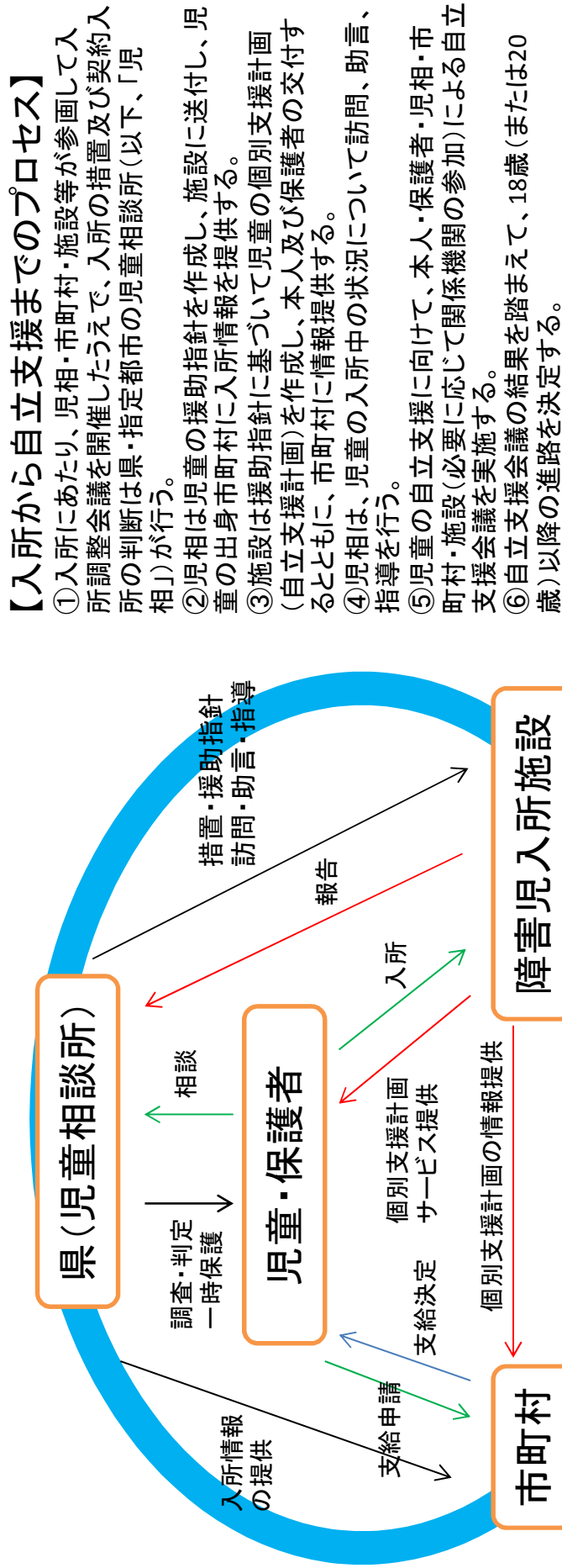
(未収額: 単位千円)

- 利用者負担金の未収状況(表21)は、25年度の未収が62施設735人(うち24年度未収人数は368人)となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があると思われる。

自立支援システムの構築

資料2

- ・児童福祉法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、制度の枠組み変更により支援の連続性が分断されないように、障害児施策から障害者施策にスムーズにつなぐ仕組みが必要。18歳（又は20歳）以降、利用者が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用等を行えるよう自立支援を行う。
- ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化、自立支援協議会の有効活用、特別支援学校との連携等の仕組みの構築が必要。
- ・入所判断は県（児童相談所）に残しつつ、退所後の自立支援を見据えて市町村が入所直後から関与するシステムを構築する。



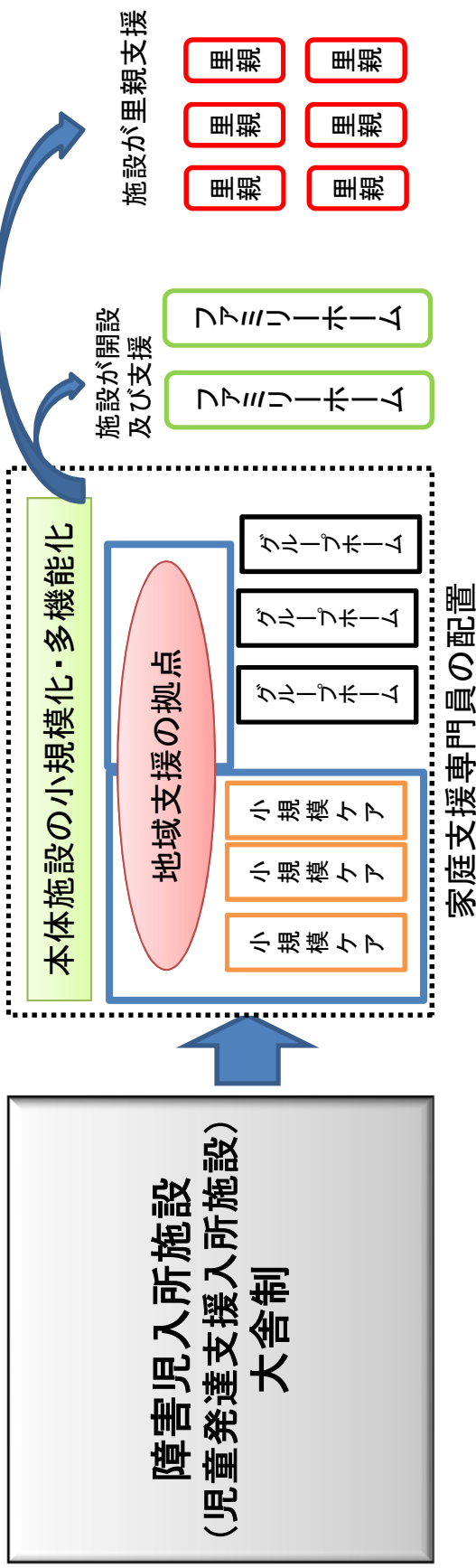
障害児自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設
施設退所後、一定期間小集団による共同生活と自立支援を行う

自立支援会議の実施責任者は児相とし、児童本人・保護者・市町村・施設の出席は必須とし、必要に応じて特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関の協力を得て開催する。

～小規模ケア・地域分散化の推進～

資料3

- ・障害児入所施設の入所児童は、重度・重複障害、行動障害、発達障害、発達障害、虐待等多様な状態像を示しており、子どもの豊かな成長のためには、個々の状態像に応じたいねいな暮らしの場を提供していくことが必要である。
- ・平成23年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設の小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査」においては、先進的な施設の実践から、子どもたちの豊かな成長・発達のために「小規模な居住形態での暮らし」が有効であるとの報告がなされている。
- ・この調査報告を受け、平成24年度からは「小規模グループケア加算」が創設され、小規模グループケアに取り組む施設も徐々に増えてきた。
- ・今後の障害児入所施設の方向性として、小規模グループケアを推進するとともに、地域小規模障害児入所施設（グループホーム）の創設や、ファミリーホームや里親の活用等、より家庭に近い環境での暮らしの場を提供する方向性を明確に打ち出すべきである。



- * 今後の施設の建て替え時は小規模グループケアの実施を原則とし、グループホームの創設による施設の小規模化も進めていく。
- * 本体施設は地域支援の拠点としてグループホームの運営、ファミリーホームや里親の支援も行う。
- * 障害児入所施設への入所判断は、他の児童福祉施設との整合性を図る観点から、児童養護施設の入所要件と同様の要件を満たす場合は原則措置入所とし、有期限・有目的の利用のみ契約で利用できるものとする。

障害児入所施設の今後の在り方について

資料4

(公財)日本知的障害者福祉協会

○児童福祉法改正後の在り方 ～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。

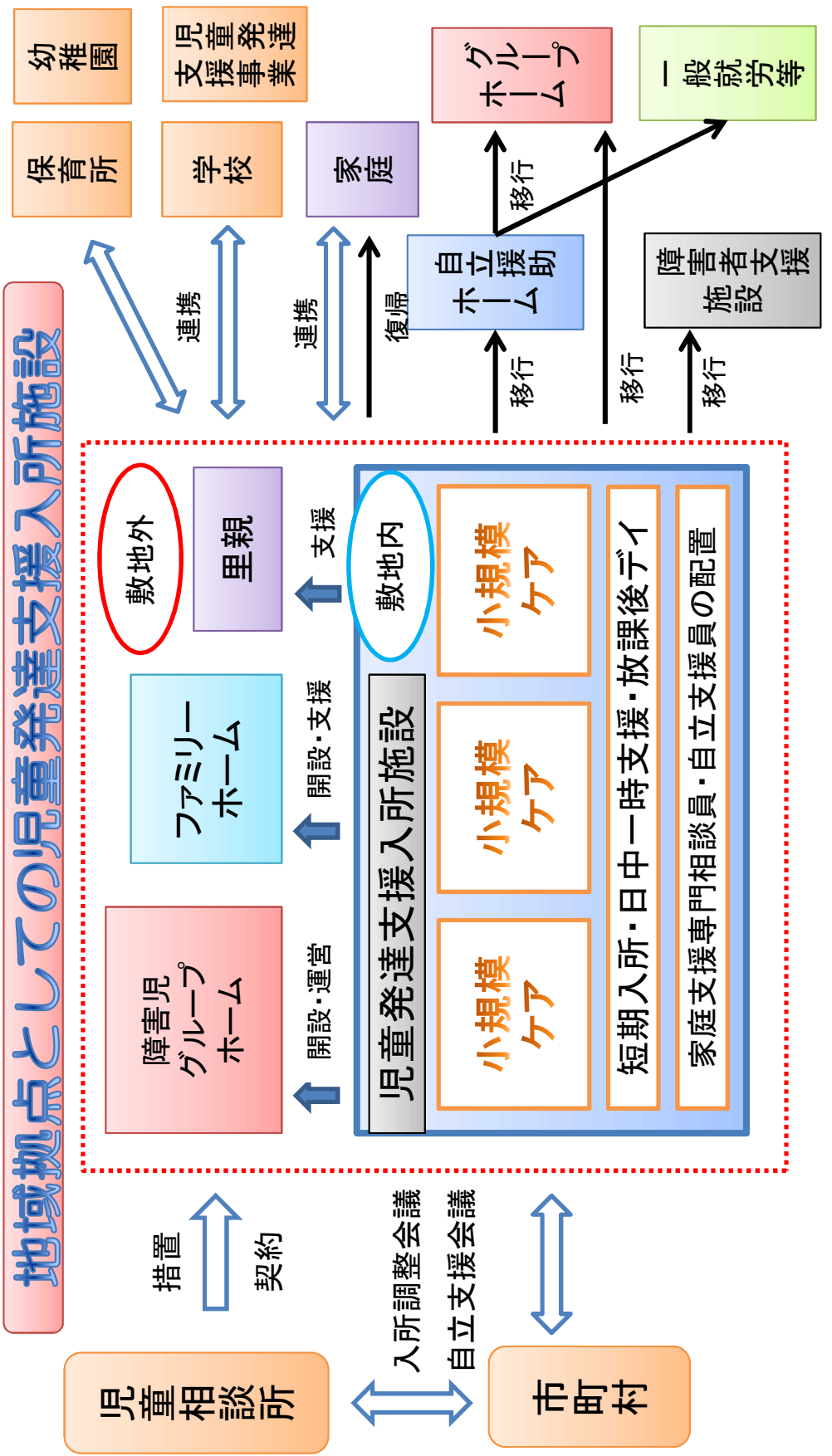
重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援や18歳以上の者は障害者施策(障害福祉サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活移行)を目指した支援を行うものとされた。

○障害児入所施設の機能と課題

社会的養護機能		発達支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、虐待等により、環境上保護を要する児童への生活支援(生活保障)を行う。 ・「家庭から離れざるを得ない子ども、家庭から離さざるを得ない子ども」を家庭に代わって育てる場 	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進 ・地域小規模障害児入所施設(グループホーム)の創設 ・家庭支援専門相談員の配置 ・ファミリーホームや里親委託についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児等多様な状態像の児童に対する発達支援を中心とする専門的支援機能 	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な状態像を示す児童に対応するハード面の整備や専門性のある人材の育成、療育技術の向上が課題。
自立支援機能		地域支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、障害児施設は「完全通過型施設」となった。18歳(又は20歳)以降、入所児童が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用などを円滑に行えるように自立支援を行う。 	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化等自立支援システムの構築が必要。 ・入所の初期段階から市町村を関与させる仕組みを構築する ・自立援助ホームの創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、居宅介護、行動援護等の在宅サービスを実施し、在宅障害児及びその家族を支援する。 ・入所施設の機能を地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点としての役割を果たす。 	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援機能を地域の障害児やその家族が有効に活用し、地域での生活を維持していくためには相談支援機能の充実が必要

障害児入所施設（児童発達支援入所施設）の将来像のイメージ図

- ・障害児入所施設（児童発達支援入所施設）は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



全国児童家庭支援センター協議会提出資料

“子どもの最善の利益”の視座から提案する 親族里親制度の積極活用と通所措置制度の創設

全国児童家庭支援センター協議会 会長 小木曾 宏
同 副会長 橋本 達昌

1. 児童家庭支援センター設置運営の目的と主体

児童家庭支援センター（以下：児家セン）は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。（児童家庭支援センター設置運営要綱より）

さらに2011年、「里親委託ガイドライン」において里親委託優先の原則が明示され、同要綱にも「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う」という文言が追加された。

2. 児童家庭支援に寄せられる期待と目標達成のために

『2019年末までに児家セン設置数、340か所（少子化社会大綱）（2015.3.20）』と示された目標値は、児家センに対する大きな「期待」である。しかし、現時点で112か所（2016.4.1現在）という「数値的乖離」をどのように埋めていけるかが大きな課題である。さらに地域子育て相談機関が他にも存在する中で、児家センの重要性・独自性を明確に打ち出すことが必要である。実際に児家センの独自性を明確にしていくためには、新たな相談事業にチャレンジしていく必要がある。その前提として、児家センが、関係機関と連携し、都道府県、市町村、児童相談所に積極的にアプローチしていくことが求められる。

また里親支援の具体的な展開など、新たに配置された里親支援専門相談員とも協力して、里親制度の啓蒙・啓発、里親認定研修、未委託里親研修、里親サロンの実施等を積極的に行っていくことが必要である。

さらに児家センのアフターケア（在宅支援）の役割も重要であり、児童相談所と連携を図り一時保護解除、措置解除後の「指導委託」を積極的に行っていく必要がある。そのためには、こちらから「指導委託」の意義、目的を児童相談所に伝えていくことも検討している。

3. 基礎自治体との協働が進んでいる児家センからの提案

提案①「親族里親の積極活用」

福井県越前市では、離婚後、ひとり親世帯となった母親が子どもを連れて実家に戻り、実質的には70歳代の祖父母が養育を担っているというケースが散見される。(ちなみに、かような生活実態は、市が自ら所管する「子どもの学習支援事業」や「子ども食堂」等、子どもの貧困対策事業を実施している過程で得られる情報＝恒常的な関わりを有する地域自治組織やNPOから寄せられる風聞＝により捕捉されることが多いが、この情報収集力は市の強みといえよう。)

そこで同市内に所在する「児童家庭支援センター 一陽」(里親支援専門相談員・臨床心理士)は、親族里親となっている祖父母の養育相談に応えたり、長年引きこもり状態にあった里子青年(支援スタート時16歳)に対しカウンセリングを施したり、家族全体にかかる各種申請書等の書き方指導や諸手続きの代行実務を請負ったり等、様々なファミリーソーシャルワークを展開し、当該里子青年の自立を支援した。なお本ケースでは、青年が実家を離れ県外において独立した現在においても、児家センとして自主的にアフターケアを継続している。

このような事例を鑑みると今後、親族里親家庭に対し、心のケアを含めた寄り添い型支援、及び地域を縦横無尽に駆け巡るコミュニティ包摂型支援が有効であり、これこそ(組織の柔軟性、支援の迅速性や多様性、継続性、さらには地域との濃密なネットワーク力を有する)児家センの特技としていくべきであろうと考える。しかし児童相談所及びその担当者によっては、親族里親の認定や活用に対し慎重姿勢を貫く状況も見受けられる。本制度の積極認定・活用に期待したい。

[参照:資料①社保審議事録…残念ながらこの議論が未だ実効化していないということである。]

提案②「通所措置制度の創設」

越前市(人口83,000人)は、平成25年度より市民からの多岐にわたる児童家庭相談にワンストップで応じる「子ども・子育て総合相談室」を設置している。同室のファミリーソーシャルワークの力量は、同規模の自治体に比し非常に充実しているが、その豊富な実践経験からは、市町村に権限(措置権)がないことの問題点が指摘されている。つまり市町村の支援体制が充実すればするほど、児童相談所との二重行政的ジレンマが生じているのである。

市担当者は、「(多くの自治体において、)権限の無い所には、人の配置もなく、財源もないのは当然であり、このことが平成16年の児童福祉法改正後も多数の市町村において、児童家庭相談支援体制が充実しなかった理由の一つであろう。」と指摘している。さらに「(児相と同権＝入所措置権＝までは求めないが、)市町村によるファミリーソーシャルワーク力を高めていくためには、せめて子育て短期支援事業の延長線上に位置するような“児童養護施設通所措置権”を新設し、これを市町村にも付与してほしい。」と要望している。

なお仮に児童養護施設通所措置制度が創設されれば、市町村と児家センの協働は一層加速するであろうし、保護者と施設、学校・保育所、市要対協等との関係調整業務が、児家センの主要な業務となっていくものと予測される。

- ※ そこで例えば児童養護施設への通所措置権が創設されれば、今後、どのような支援が可能となるのか?…全児童養護施設に児家センが標準装備されることを前提として、以下に支援例を示したい。
- ・小学3年生のA児(母子家庭)に関し、学校から「三週間お風呂に入っていない。この間、欠食も見られる。」との通報が入る。市の調査により直ちにネグレクトと判定され、A児についてB施設への通所措置及びC児家センへの指導委託措置が決定。※毎週月、水、金曜日が施設通所日となる。
- ・C児家センの職員が、放課後、小学校にA児を迎えに行き、施設に送り届ける。B施設は、A児に宿題指導や生活指導を行い、夕食や入浴機会も提供する。(なおA児にかかる食費等、必要経費は、通所措置費により賄う。)毎回、午後9時頃にはA児の母が施設に迎えに来る。
- ・毎週日曜日、C児家セン相談員が家庭訪問し母と面談、親子関係や生活困窮状況を確認する。翌日、同相談員はA児と母の現況を施設と小学校に報告するとともに、(さらなる関係機関連携を視野に)

今後のA児及び母に対する在宅支援・家庭支援のあり方を市要対協実務者会議にて協議する。

最後に、地域における子ども虐待等の〈予防〉〈支え〉機能、さらに「アフターケア」機能を〈つなぐ〉役割が地域に必要ではないか。その役割を担えるのが、児家センであると考える。

〈資料①〉

2011年10月31日 第36回社会保障審議会児童部会議事録

雇用均等・児童家庭局

- 日時 平成23年10月31日（月）15：00～17：00
- 場所 経済産業省別館1014号会議室
- 出席者 大日向部会長 秋田委員 石津委員 大澤委員 奥山委員
小杉委員 榊原委員 佐藤委員 林委員 宮島委員 矢藤委員
- 議題 最近の児童行政の動向について

（以下、親族里親に関する関連質疑・回答を抜粋）

○林委員

親族里親要件の見直しのことです。これは多分、東北の震災への対応ということが非常に大きくて、手当支給のために直系血族でないおじ・おばを養育里親に包括するということがあったと思います。里親委託率を増加させていくという方向性の中で、親族里親の委託率を高めていくという方向性も非常に重要ではないかと感じております。それは恐らく、おば・おじが養育里親に含められたことで、当事者を二分してしまうような側面があると思います。つまり遠くの親族よりも近くの知人・友人というものが受け皿になる場合もあるかと思えます。そういう中で、親族里親の要件が、今ですと行方不明や死亡などに限定されているのですが、その要件を緩和する、あるいは民法上の扶養義務ということであれば、果たして虐待を受けた子どものケアをすることまで民法上という扶養義務の範囲内に想定すべきなのかという辺りも、法律学者によってもかなり意見が異なるところです。そういうことを含めまして、むしろ、親族里親の委託率を増加させるために養育里親に出すのではなくて、親族里親の拡大を目的とした要件緩和という方向性を考えていただけないかということが、一部の当事者を含めてかなり声が出ています。ご配慮いただけたらと思います。以上です。

○大日向部会長

では、矢藤委員と林委員のご質問・ご意見についてお答えいただけますでしょうか。

○高橋家庭福祉課長

親族里親につきまして、ご意見をいただきました。親族里親の要件拡大につきましては、今年の4月に議論しまして、6月の省令改正で一部拡大しております。これまでは死亡や行方不明、収監されたとか非常に限定的な感じでありましたのを、病気の場合などで親族が引き受けなければ施設措置を余儀なくされるような場合に適用できるということで、4月の里親委託ガイドラインや実施要綱改正。その後、それを省令で6月の改正で反映するなど一部拡大、適用しております。これは都道府県によりまして非常に適用の姿勢に差がありまして、積極的にやっている自治体と親族里親は基本的にやらないという自治体があります。親族が養育するのが当然ということで、それに現金を出すような親族里親はやらないというような県もあります。そういう意味で、積極的に使うようなことでのガイドラインの改正などを行ったところでありまして、ご指摘のように親族里親を積極的に活用している国もあるということでもありますので、そこの活用もしてまいりたいと思っております。

公益財団法人全国里親会提出資料

新たな社会的養育の在り方に関する検討会におけるヒアリング (10・21金)

改正児童福祉法は、子ども権利条約の理念を導入したが、法の理念を現実化するためには、特に社会的養護の家庭養育に関しては、国全体として重点的に取り組む必要がある。

1 養育里親を増やすことを最重要施策とすること

- 改正法では、児童が良好な家庭的環境で養育されるために必要な措置を講じなければならない等の規程が明記されたが、養育里親が足りない等十分なマッチングできる現状ではない。
- 養育里親を増加させる対策を国として実施する必要がある。
児相が委託したくても、適当な里親がない。
- 里親制度と養子縁組制度との違いが明確になるように留意する必要がある。
- 国は地方公共団体（以下県等という）が十分に取り組むことができるための措置を講ずるあらゆる対策を検討してほしい。
県等レベルで児童福祉部門以外の総務・財政部門が児童福祉法の理念が具現化できるような対策が必要である。
例えば、里親委託率が例えば20%を超えている県等には地方交付税を増額するような(補正率の変更) 対策、補助事業の県等の負担を減ずるための対策を行い、県等が改正児童福祉法の理念を実現しやすくするための財政支援が必要である。
- 里親の啓発、募集等の事務は、数少ない児童相談所ではなく市町村が行うべきであり、早急にその仕組みを検討する必要がある。

2 里親支援事業の拡充・徹底 (H29 創設)

- H29 から実施される里親支援事業は、現行の支援機関事業が徹底されていないことから、地方里親会を活動拠点とする等、対象事業や補助額等を含めて、地方において取り組むべき方策を検討すべきである。
- 国の補助率を上げる等地方で予算化しやすい方法を検討すべきである。
- 里親支援事業を社会福祉法上の第二種事業とし、補助事業ではなく義務的経費措置費事業（里親会活動事業を含む。）について検討できないか。
- 施設委託児童は、45人定員で FSW、個別対応職員、心理職員、看護師等が加算されるが、里親委託児童も施設入所児童と同じ程度の支援（委託児童45人に1か所の里親支援事業）を行うべきである。
- 里親・子支援の充実なくして、里親制度の拡充はあり得ない。里親制度が維持できないところに近づいている。欧米の失敗を日本で繰り返さないようにすることが大事である。
- 実親が利用しやすい里親制度にする必要がある。実親の子育て機能を里親が補完するなど里親と実親が共に子どもを養育していくシステムを検討すべきである。
- 里親制度担当者に対する研修を実施して欲しい。

3 乳幼児委託について

国は女性が今後さらに社会進出し就労する方針を掲げ各種施策を展開している。

今後、里親の登録者を増加させるにあたり共働き者を前提にした制度の充実が必要である。

- 養育里親への乳幼児委託の依頼は、児相からある日突然にやってくる。共働きの里親は仕事をやめるか続けるかの選択を迫られる。乳幼児委託を推進するために、養育里親が容易に育児休暇制度を活用できるようにすべきである。

- 保育園の利用が優先的に可能となるようにする。特に年度途中で受託する場合の優先的利用が可能となるようにすること。
- 乳幼児委託を推進するため、児童相談所、乳児院等との強力な連携を図り、新たな事業を検討する必要がある。
- 里親委託は実親の抵抗が強いことから、「里親」の名称変更だけでなく、実親支援、特に心理的な支援が大切な課題である。

4 職業里親制度についての検討

- 里親委託を行いたくても適当な養育里親がないことが現状である。里親委託の停滞を打破するためにも、職業里親制度を検討すべきである。

5 里親の人材育成について

里親自身もいつまでもボランティア精神を振りかざすのではなく、意識改革が必要である。里親の養育への知識や理解を深めるなど質の向上も図る必要がある。

里親の専門性を向上させるための研修費用は、ほとんど自費となっているので、里親委託手当に研修費等を加算する。

6 子どもの意見表明権が児童福祉法に条文に明記されたが、家族再統合、面会、委託変更時などに里親の意見を表明できるようにする。

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会提出資料

新たな社会的養育の在り方についての意見

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
会長 ト 蔵 康 行

制度化から8年目を迎えたファミリーホームの現状と課題を踏まえ、以下の通り意見を申し上げます。

ファミリーホームの理念の明確化、家庭養護としての位置づけの中で、“ファミリーホームは里親の大きくなったもので施設の小さくなったものではない”とされた。しかしながら、現実には、そうはいきれないホームが、特に法人によって開設されたホームの中に散見される。ファミリーホーム＝家庭養護という図式は、全てにはあてはまらなくなっている。里親とともに家庭養護の拡充へ向かうために、里親制度とファミリーホーム制度は、一体的に考える必要がある。

- ① 課題と将来像では、将来的に1,000か所という設置目標が掲げられているが、里親や施設職員経験者による個人のホーム開設は大幅な増加は見込めず、児童養護を中心とした施設による開設の拡充が前提となっている。しかし、制度化当初から、施設がファミリーホームを開設したときの地域小規模児童養護施設とファミリーホームの違いが不明瞭との指摘があり、現実的には、施設のにとっての利点は少ないのではないだろうか。もし、現状で施設によるファミリーホームの開設を進めていくなれば、ファミリーホームが家庭養護としての本来の姿から乖離するおそれがある。“施設が2か所のファミリーホームを持つ”ということについては、支援先として2か所持つことを前提に、職員独立型のファミリーホームを推進することが家庭養護としてのファミリーホームの理念にかなっていないのではないだろうか。一方で、夫婦型の地域小規模児童養護施設の中には、ほとんど家庭養護と呼べるホームがあるのも現実として存在する。

ファミリーホームの1,000か所という量的な目標については再検討が必要である。

- ② 法人型では、住居を用意し養育者が住み込みタイプのファミリーホームがあるが、例えば、高齢児を中心とした委託を受けての自立支援に注力するホームや、課題の多い子どもを補助者を複数配置して支援するなど、地域では欠かせない存在となっているホームがある。家庭養護か否かという形態を見るのではなく、支援の在り方を論じることが必要である。
- ③ 家庭養護の推進、拡充という方向を堅持することはもちろんであるが、里親とファミリーホームを合わせた全体としての推進という視点が必要である。里親制度

の充実なくしてファミリーホームの拡充はない。現行の里親類型の見直しや新設の検討が急務である。特に、専門里親制度は、委託の実態と合っていない。里親手当の充実も必要で、むしろ児童数の増加に合わせて加算を考えるべきである。子どもの委託数による区別という、ファミリーホームと里親制度の整合性を図ることが必要である。多人数養育の経験の上にファミリーホームはある。

- ④ ファミリーホームに委託される子どもは、被虐待児、障がいのある子どもなど課題のある子どもが多くなっている。また、中高生など委託時の年齢が高いのが特徴的とも言える。制度化時のような「夫は外に仕事があり、夫婦+補助者1名」という型では成り立ちにくくなっている。複数の補助者を配置するホームも多くなっており、24時間365日という毎日の養育に負担感は大きい。「常勤1+非常勤2」から「常勤2+非常勤1」という配置基準への変更をお願いしたい。また、家庭養護というならば、子どもへの支援という観点から、保育所の利用など里親に利用可能なサービスはファミリーホームにも認めていただきたい。
- ⑤ 参考資料のアンケート結果や児童養護施設入所児童等調査にあるように、ファミリーホームには、高齢児の割合が高い。子どもの進学希望に沿った支援を行い、一人一人確実の社会に送り出していくためには、進学への助成金等の新設を考えていただきたい。また、措置解除後の自立支援策の充実も不可欠であり、少なくとも22歳の年度末までは、支援を行う必要がある。加えて、進学し20歳以降もホームで生活する場合、委託児童を含め7人、場合によっては8人といった子どもがホームで生活することになり、負担は増加する。
- ⑥ 家庭養護の推進は、里親およびファミリーホームへの支援の充実と一体となって進めなければならない。児童相談所を中心とした里親・ファミリーホーム支援には限界がある。乳児院や児童養護施設のもつノウハウを活かした里親支援や他の里親支援機関による支援を期待したいが、そのためには、児童相談所の持つ機能を民間に移していくことが必要である。里親支援専門相談員による里親支援に地域格差が大きいのは、児童相談所の持つ支援機能をどこまで委ねるかという姿勢の違いによるところが大きい。

【参考資料】

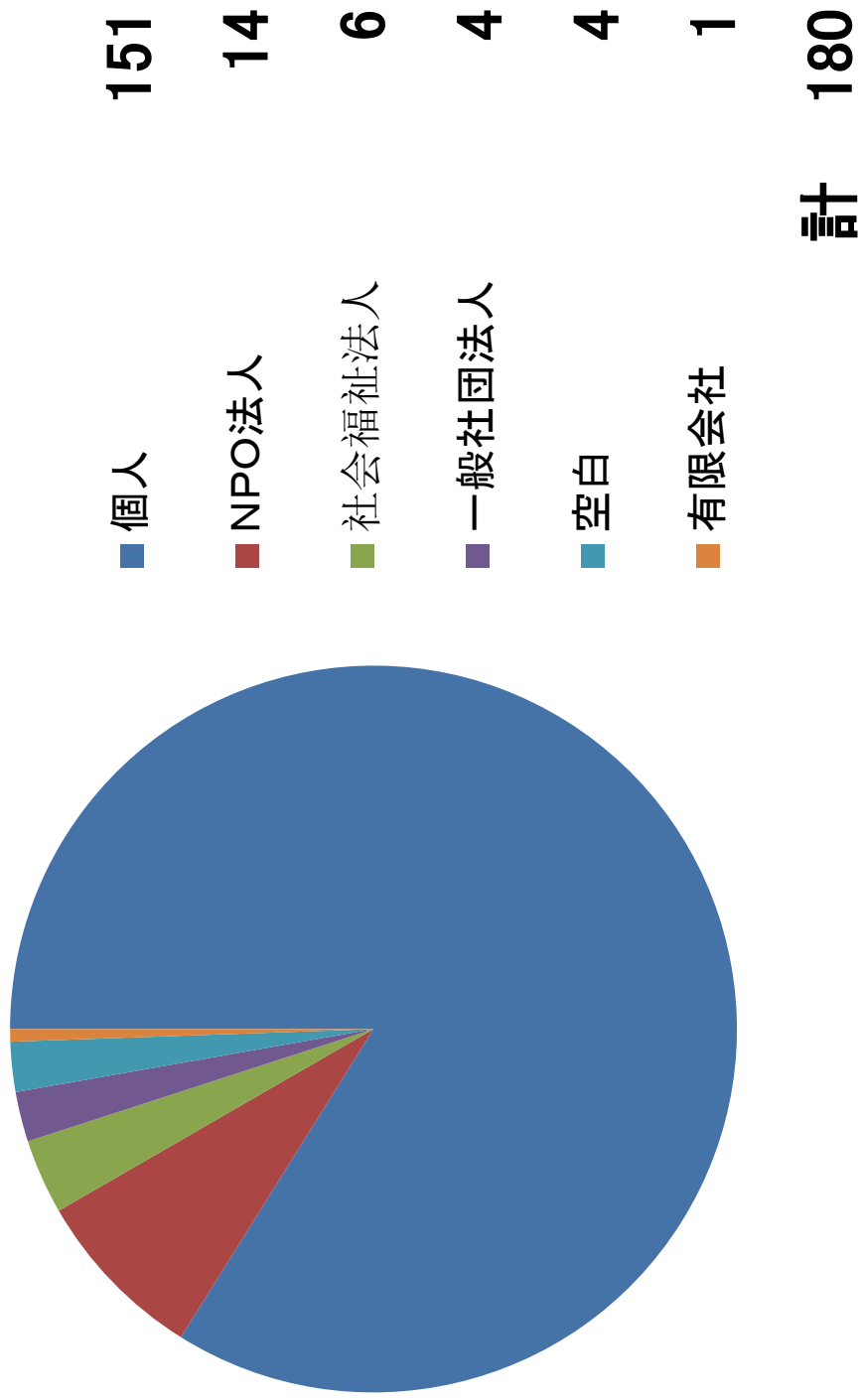
日本ファミリーホーム協議会事業調査委員会での実施のアンケート調査結果

日本ファミリーホーム協議会事業調査委員会 によるアンケート調査結果からの抜粋

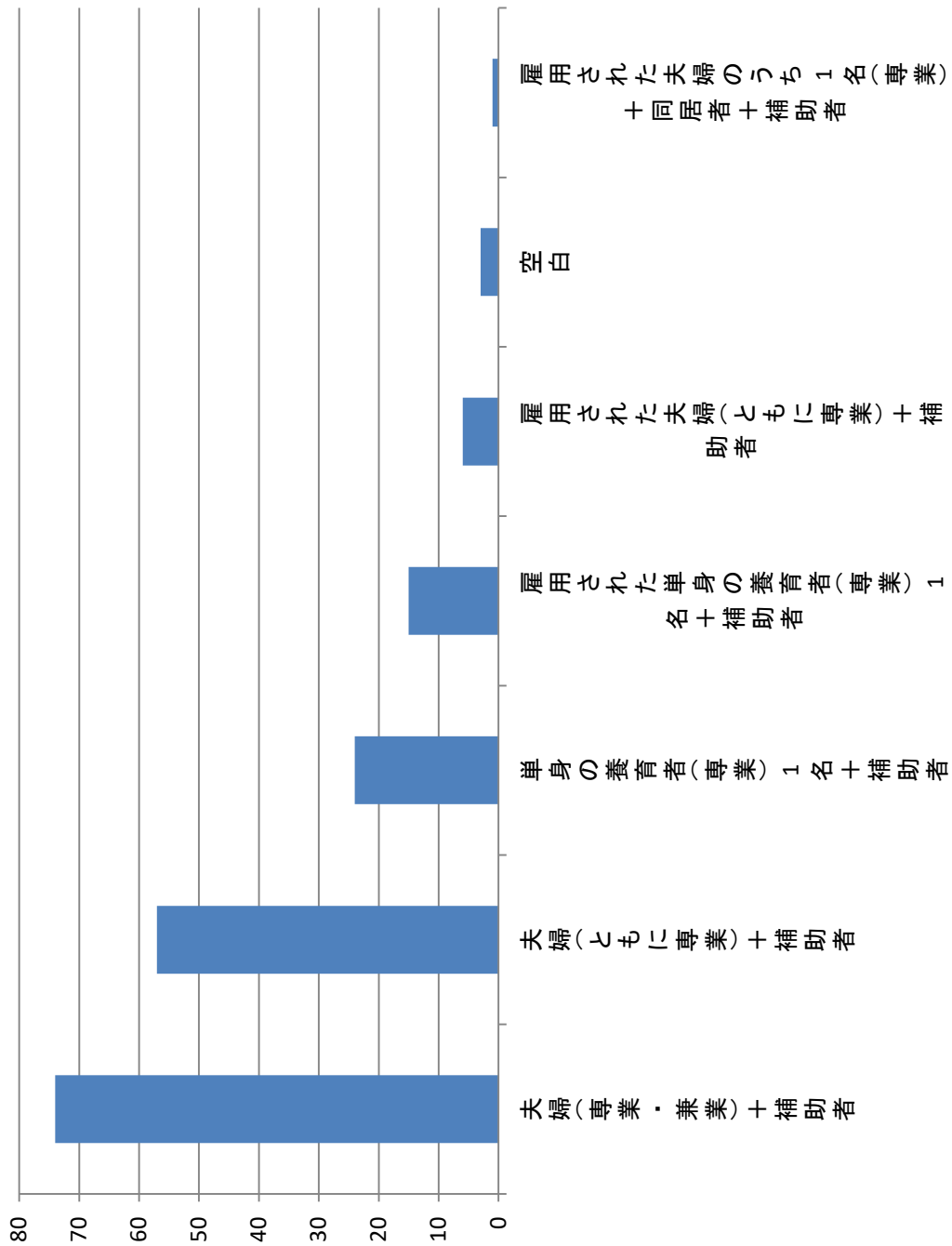
- 2015年12月実施
会員230ホームに対し、180ホームから回答

【基礎調査】1.設置主体

設置主体

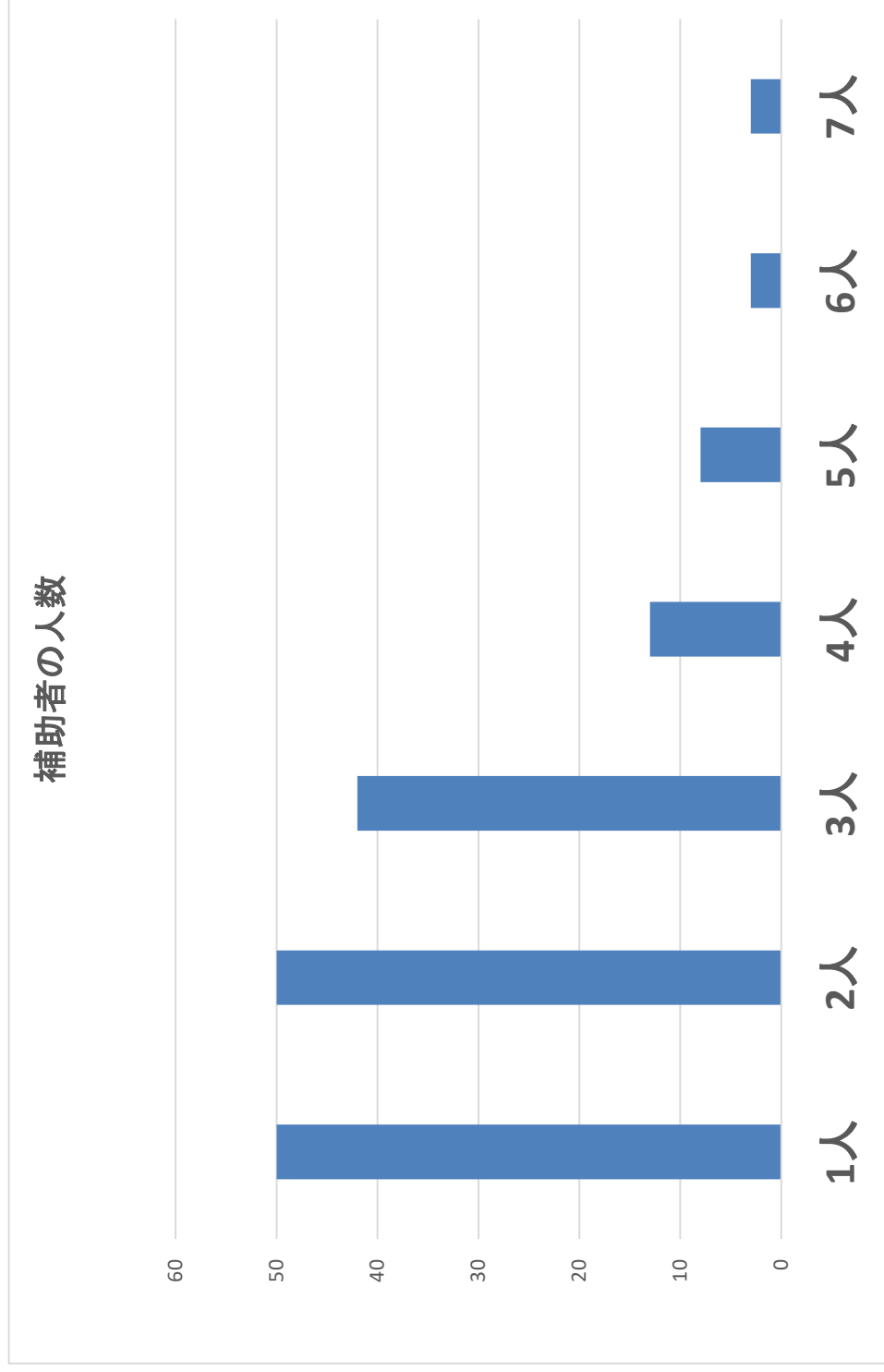


【基礎調査】2. 養育者



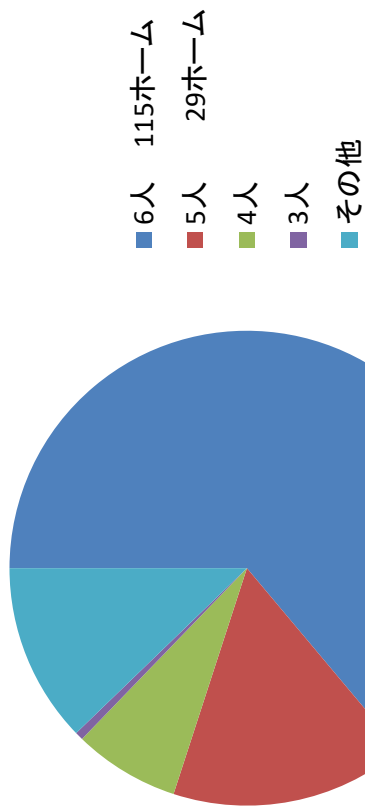
【基礎調査】3. 補助者の人数

- 1人と2人が同数で各50ホーム、次いで3人の42ホームとなっている。

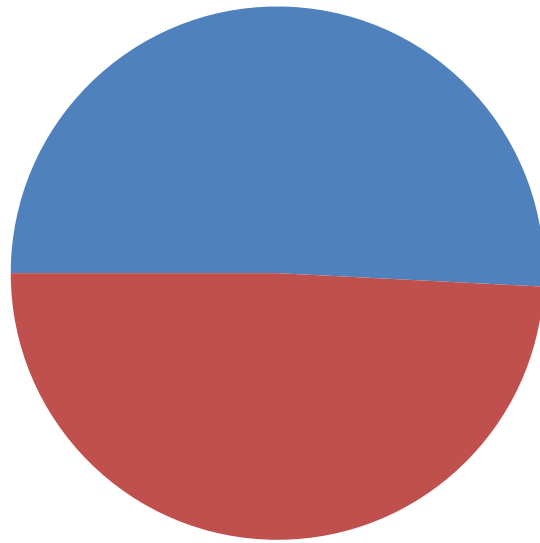


【基礎調査】4. 5. 委託児童について

委託児童数



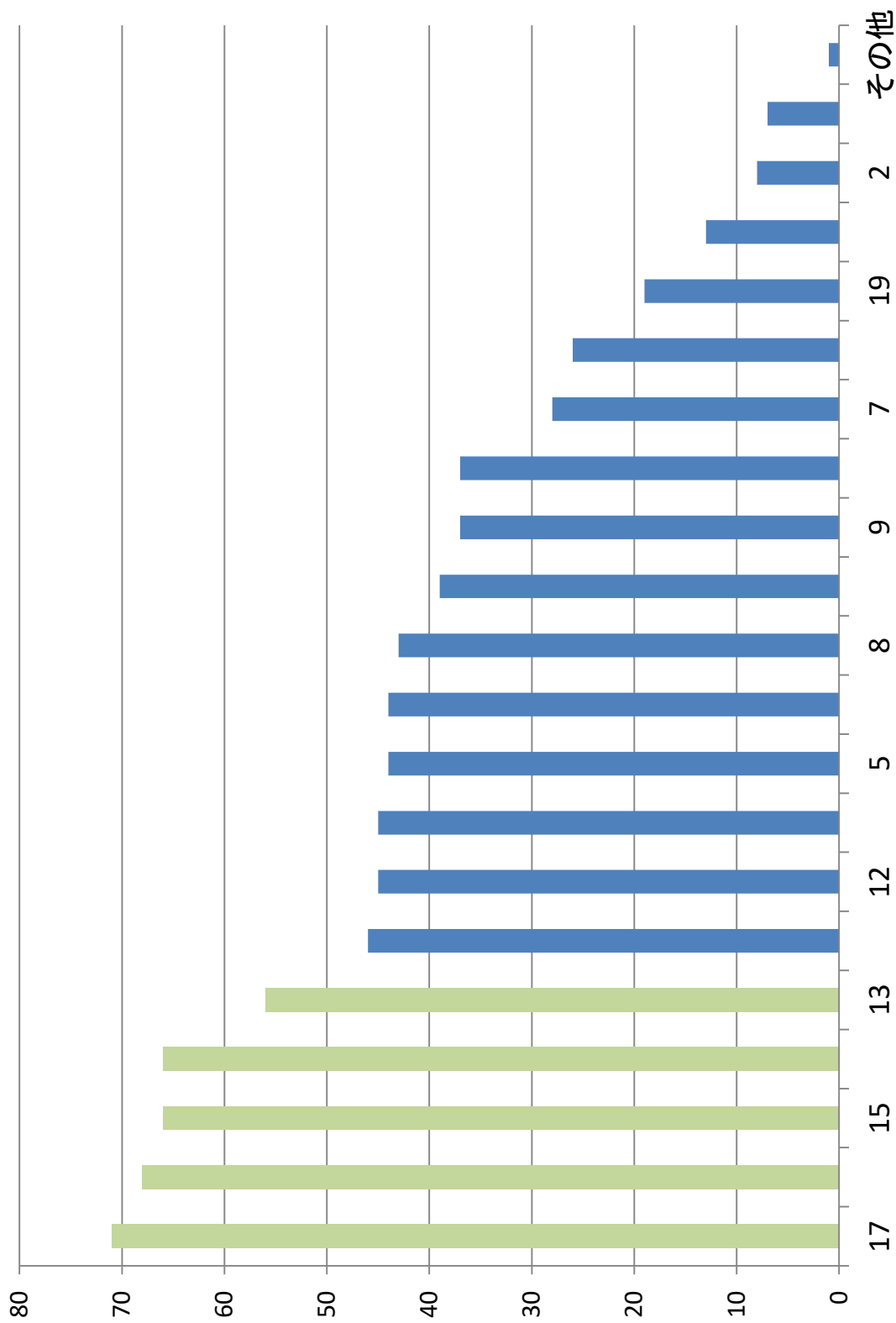
男女比



■ 男
■ 女

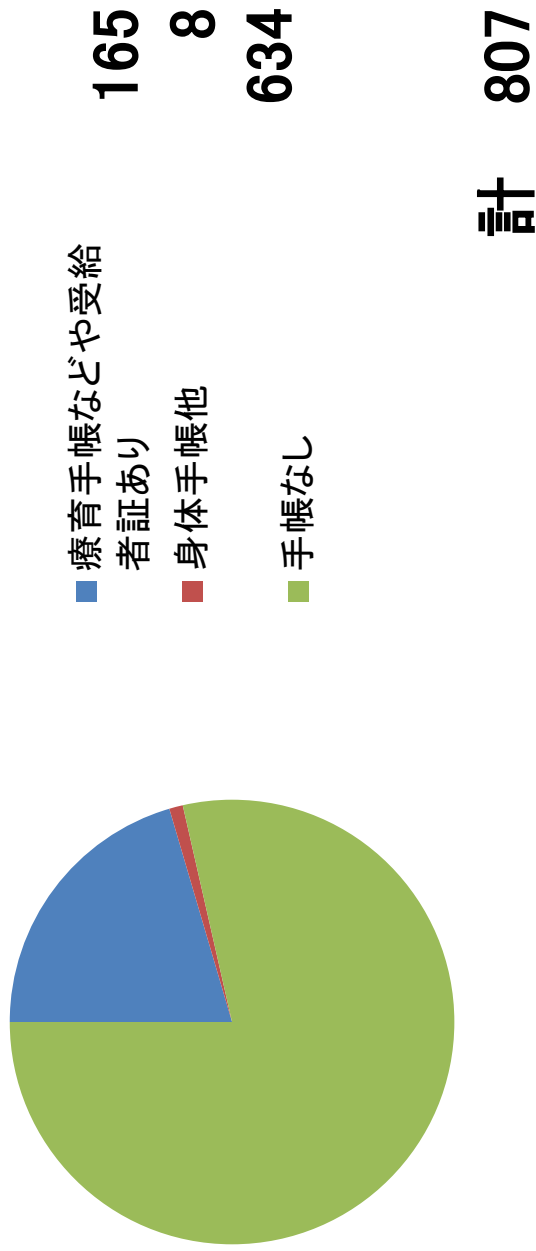
【基礎調査】6. 年齢

年齢別人数



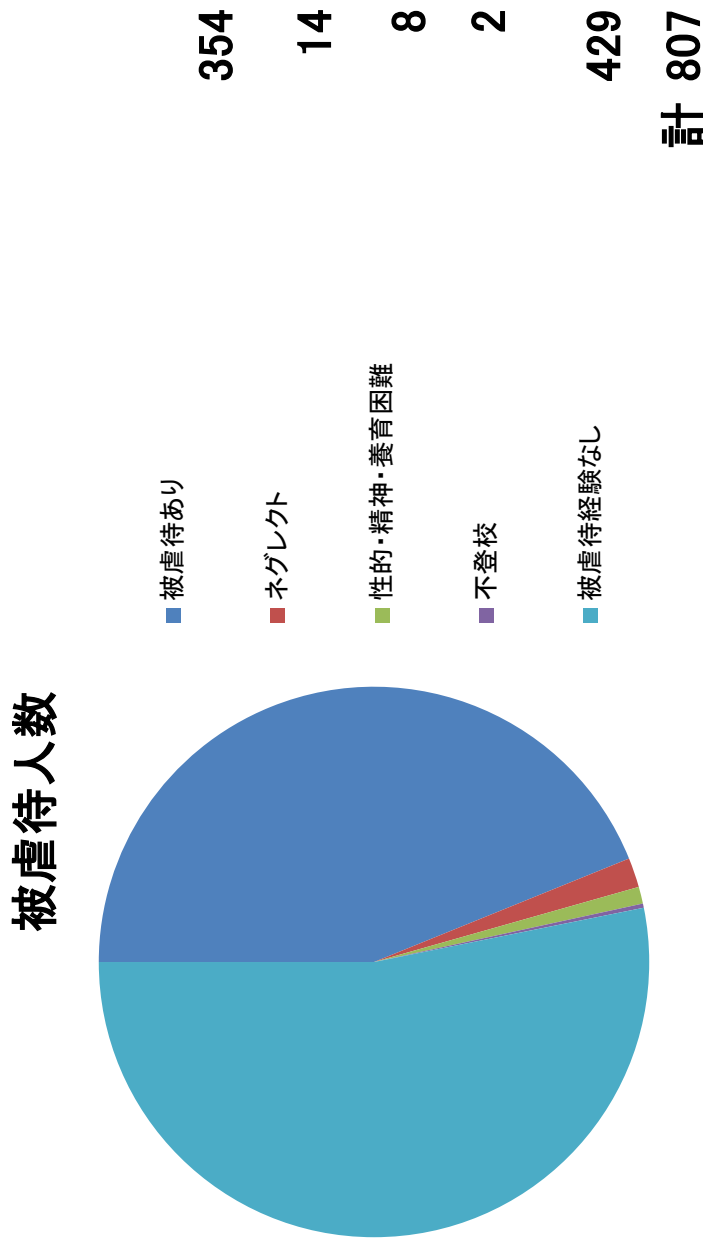
【基礎調査】7. 手帳及び受給者証

手帳など人数



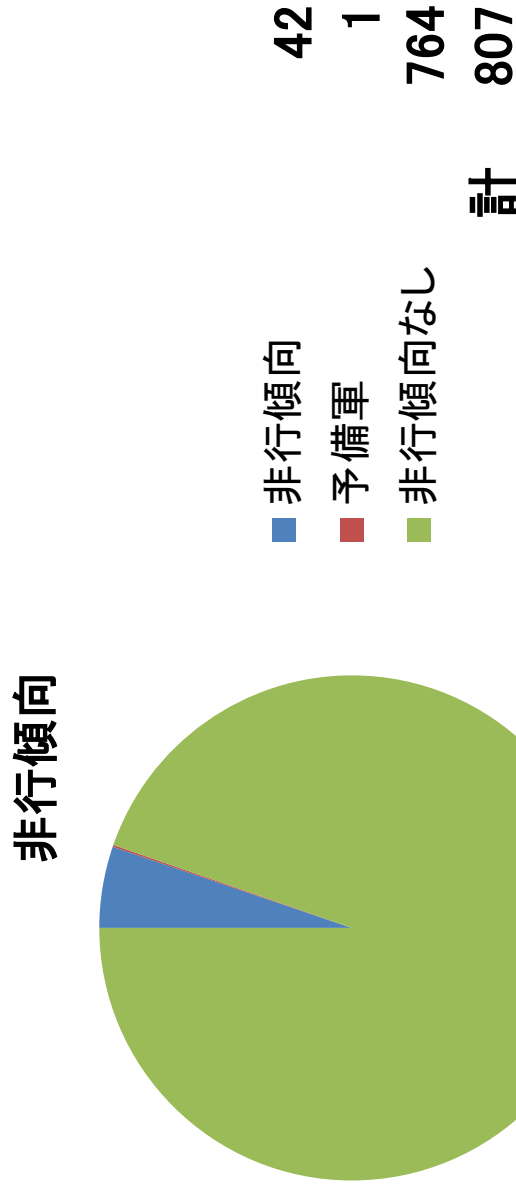
【基礎調査】8. 被虐待経験

被虐待経験ありと答えた人数は、合計すると378人(全体の46.8%)にのぼり被虐待児がほぼ半数いることを示している。



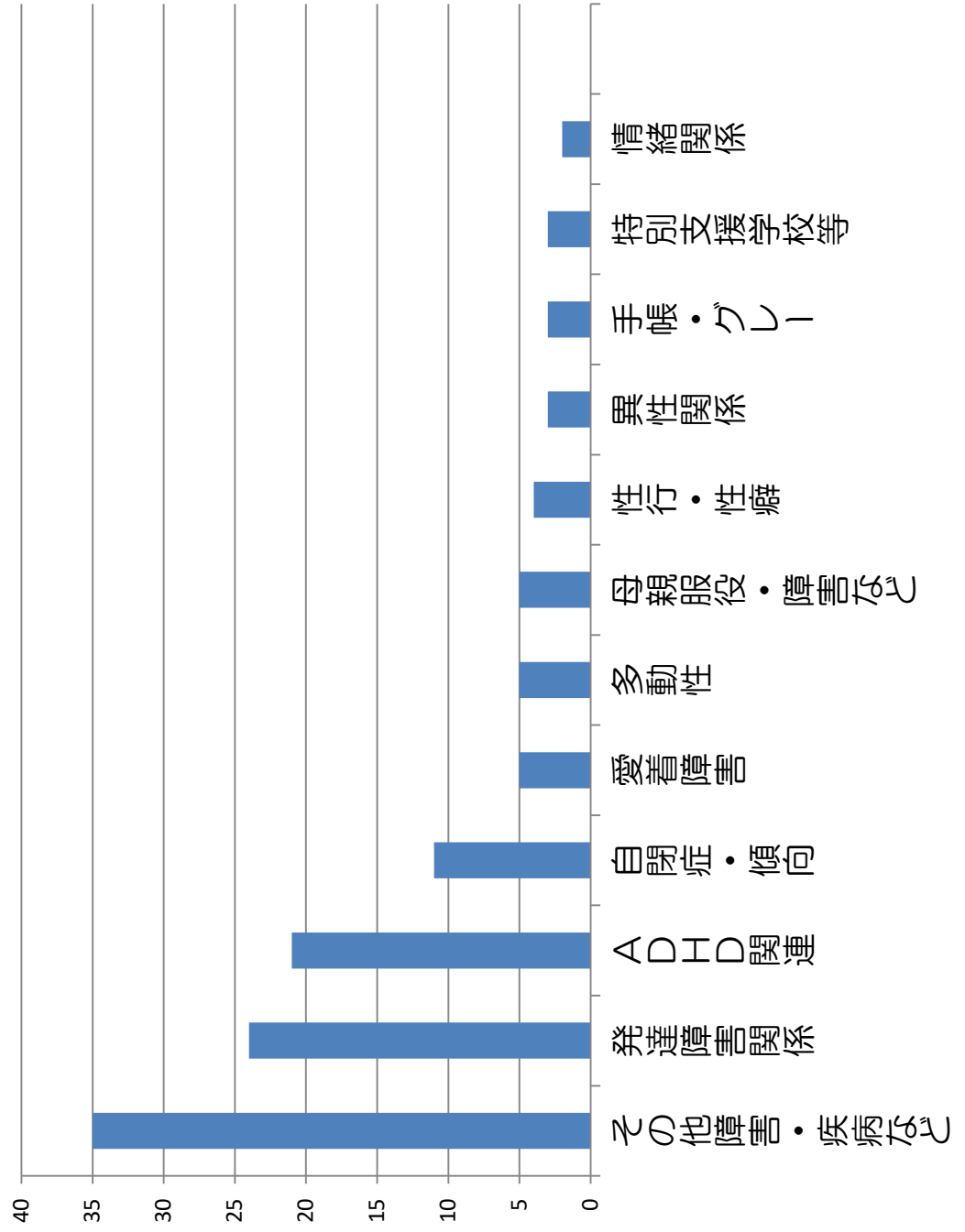
【基礎調査】9. 非行傾向

非行傾向を含めて43人
(全体の5.3%)という結果だった。

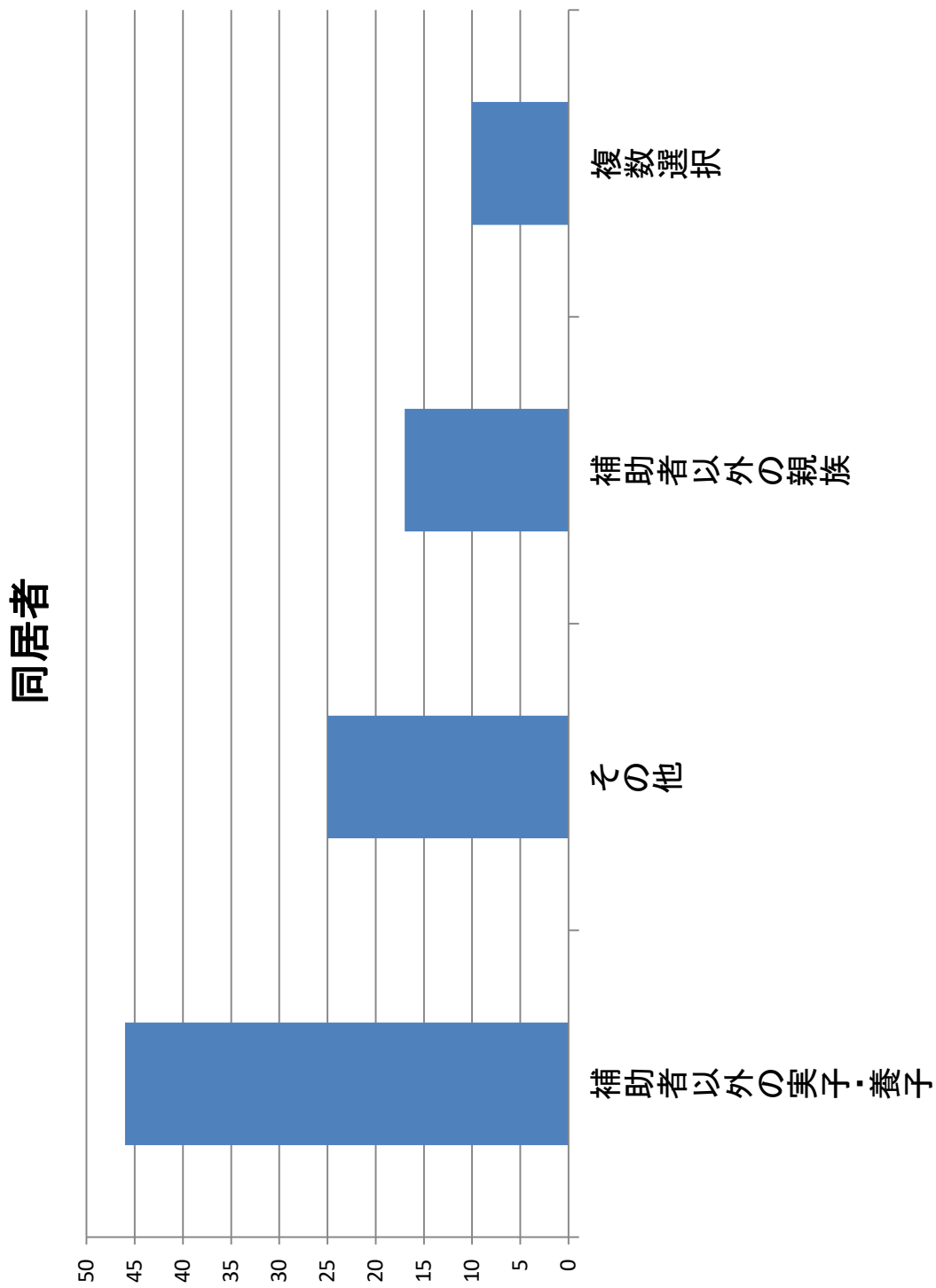


【基礎調査】10. 配慮の必要な子ども

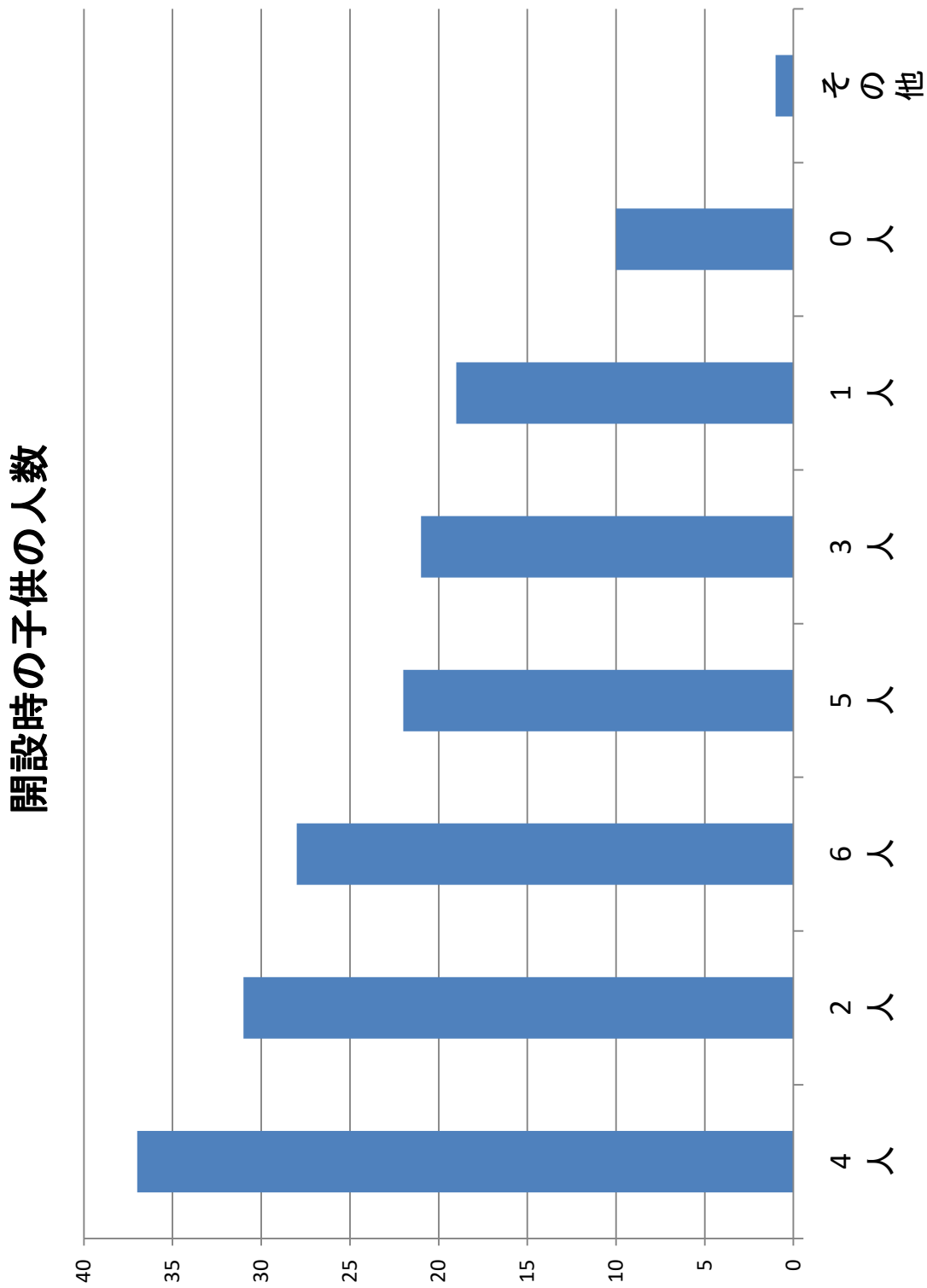
配慮人数



【基礎調査】11. 補助者・委託児童以外の同居者

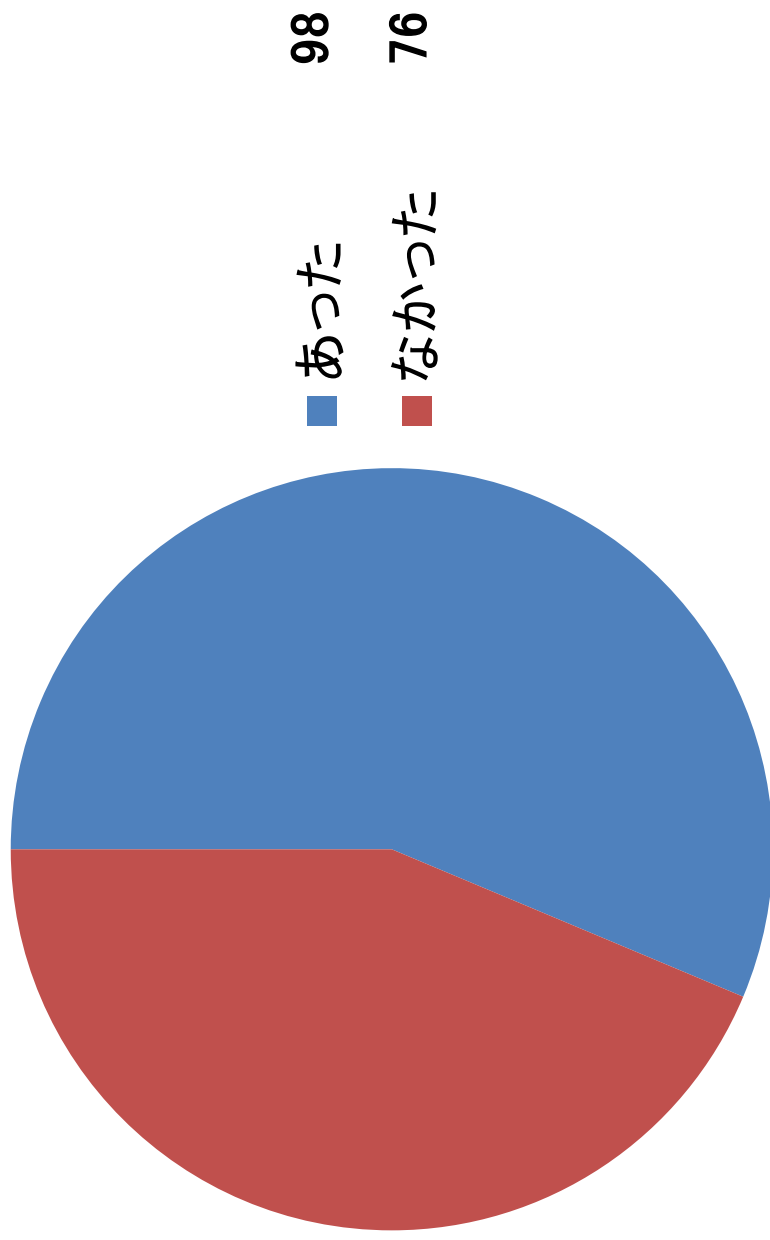


【基礎調査】12. 開設時の子供の人数



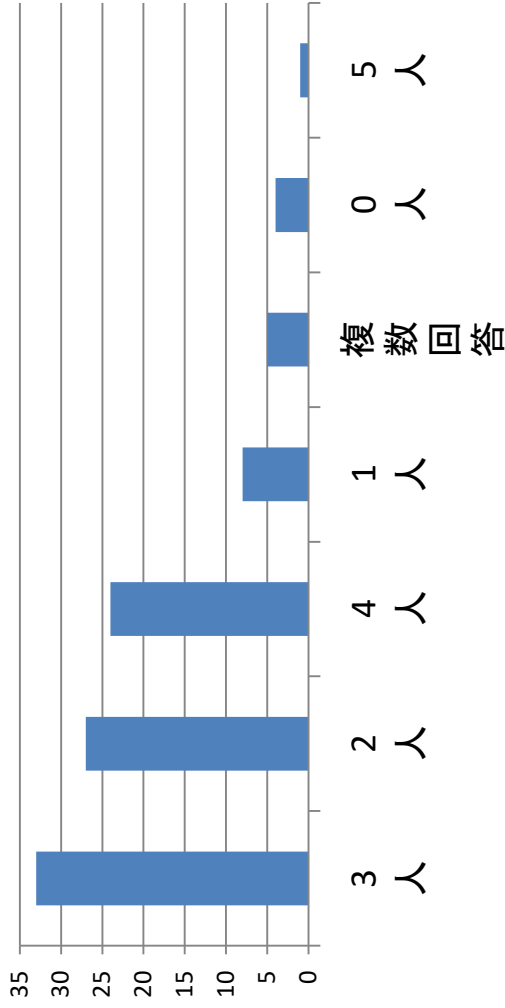
【基礎調査】13. 開設半年以下で4人以下

開設半年で4人以下

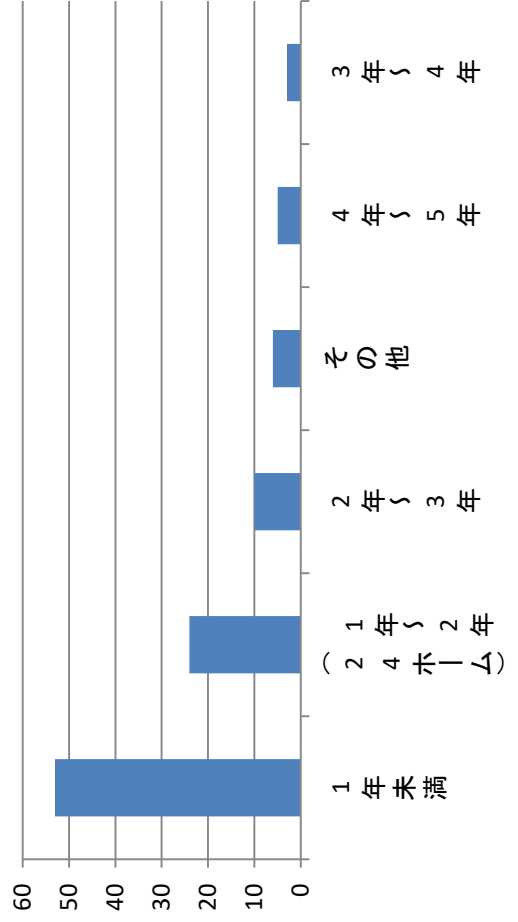


【基礎調査】3. 4人以下の場合の人数と期間

子どもの数とホーム数



4人以下の期間

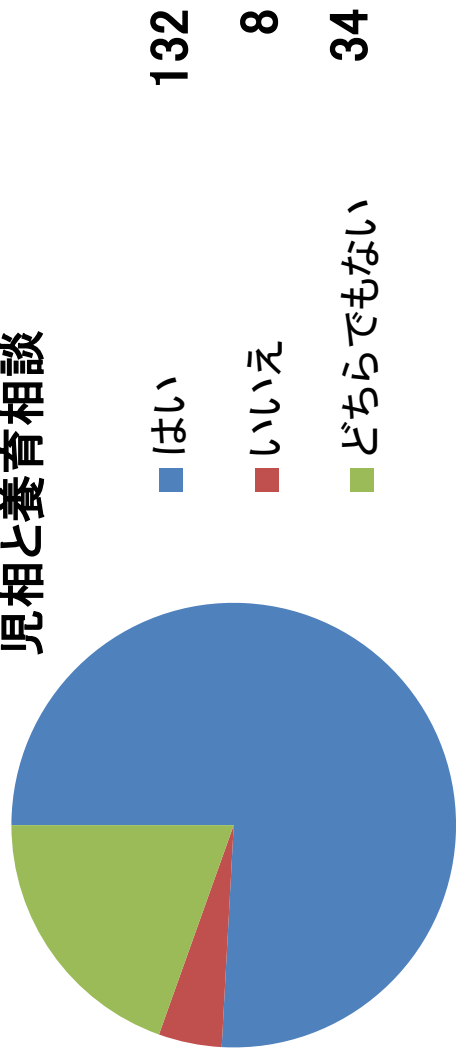


児童相談所との連携内容について

児童心理士などの専門職員へ養育などの相談をする	113
児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう	107
児童相談所に実親との面会場所を提供してもらう	88
児童相談所の職員を見学として受け入れる	43
児童相談所で定期的な連絡会を開催してもらう	37
児童相談所でファミリーホームの養育者同士のサロンの場を提供してもらう	31

児童相談所との連携相談が上手く いっているか

児相と養育相談



はい	いいえ・どちらでもない
頻繁に連携	26 19.7%
定期的に連携	22 16.7%
何かあったら連絡	35 26.5%
専門的	6 4.6%
関係良好	9 6.8%
家族対応	4 3.0%
その他	18 13.6%
無回答	12 9.1%

担当の問題	はい	いいえ	どちらでもない
担当の問題	13	3	31.7%
体制の問題	9	0	21.9%
児相の対応の問題	17	0	41.5%
その他	2	0	4.9%

児童相談所との対応で困ったこと

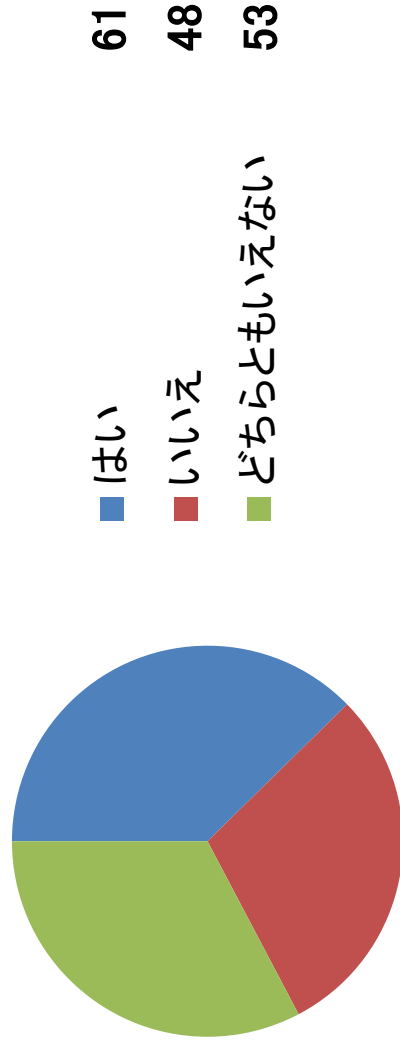
見相との関係で困った事	回答	49.5%
担当に対して	24	27.0%
見相の対応に対して	44	49.5%
運営について	2	2.2%
特になし	18	20.2%
その他	1	1.1%

見相に行って欲しい事

見相に行って欲しい事	回答	44.4%
委託・措置について	14	17.5%
担当に対して	16	20.0%
専門的支援、研修、相談	25	31.2%
親対応	3	3.8%
その他	13	16.2%
特になし	9	11.3%

里親支援専門相談員との連携

里親支援専門相談員との連携



はい

はいと答えた方どんなことをしているか	回数	割合
連絡・報告	22	36.1%
来訪・面会子どもとの関わり	14	22.9%
連絡・情報交換・共有	9	14.8%
連絡会・サロン・会議	7	11.4%
その他	9	14.8%

いいえ・どちらともいえない

いいえ・どちらともいえないと答えた方	回数	割合
経験不足・来訪のみ	14	15.4%
担当移動・来訪なし・反映されない	9	9.9%
関わり・利用交流なし・交流なし	12	13.2%
連絡相談なし・積極的でない	12	13.2%
CWや担当と連絡・必要なし	9	9.9%
相談員がいない・わからない・接点がない	35	38.4%

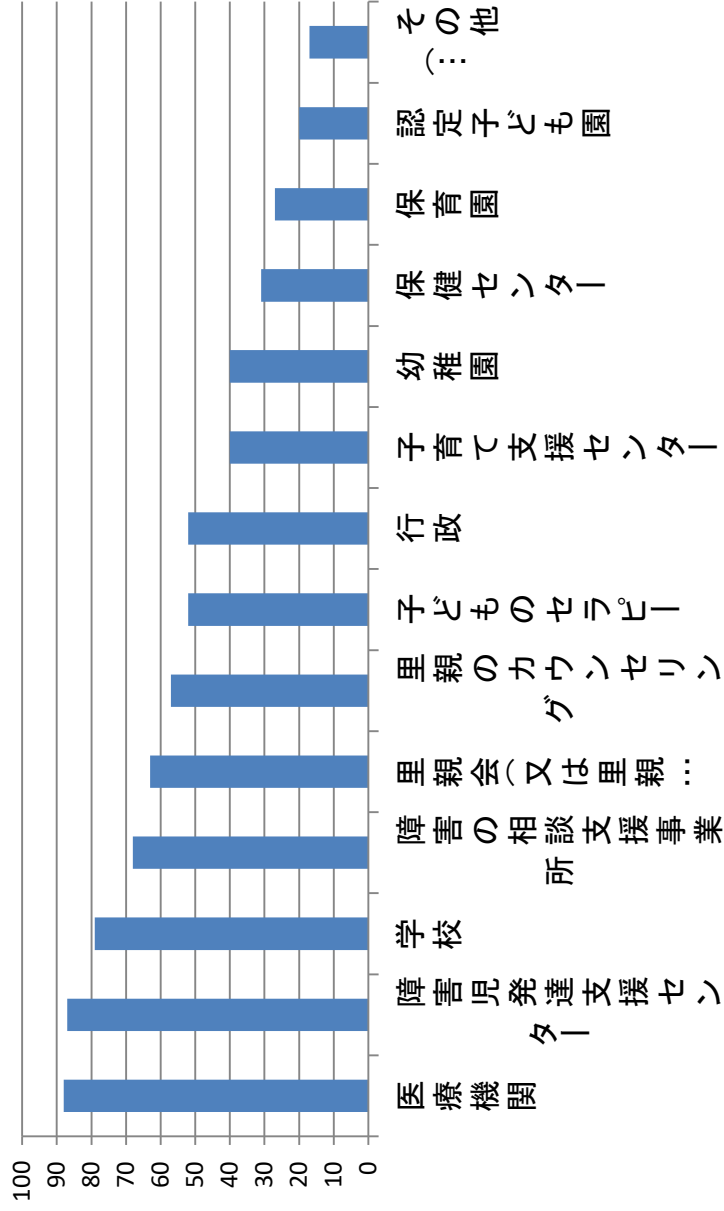
現在の他機関との連携支援の状況

他機関との連携



養育の困り感を支えるための今後の連携の連携の在り方

困り感を支える連携



法人型ファミリーホーム アンケート調査

●基礎調査

1 返信ホーム

・法人型 58 ホーム中 45 ホーム。回収率は 77.6%

2 設置主体

法人の種類	法人の数 (割合)	ホーム数 (割合)
社会福祉法人	14 (41.2%)	15 (33.3%)
NPO 法人	12 (35.3%)	18 (40.0%)
一般社団法人	7 (20.6%)	11 (24.4%)
その他	1 = 有限会社 (2.9%)	1 (2.2%)
計	34	45

・社会福祉法人 (14) のうち、社会的養護関係の施設を持っている法人は 8 ヶ所。社会的養護関係以外の施設としては、保育所を持っている法人が 4、老人福祉施設を持っている法人が 3、障がい児 (者) 関係の施設が 2 (重複あり)。

・法人数では社会福祉法人がいちばん多く、ホーム数では NPO 法人が多くなっています。

・一般社団法人では、特定の地域に集中しているのが特徴的。7つの法人のうち、5法人 5ホームが福岡市、1法人 2ホームが福岡県、1法人 4ホームが札幌市。

3 形態

形態 法人の種類	1 夫婦専業	2 夫婦兼業	3 単身の養 育者	4 雇用された 夫婦	5 雇用された 夫婦の内1名	6 雇用された 単身の養育 者	7 無回答
社会福祉法人	1	0	0	1	6	5	2
NPO 法人	0	0	3	1	3	10	1
一般社団法人	1	0	0	4	3	1	2
その他	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	3	6	12	16	6
割合	4.4%	0	6.7%	13.3%	26.7%	35.6%	13.3%

・いちばん多かったのは「雇用された単身の養育者」で、3割を超える。

・「単身の養育者」と合わせると 4 割を超え、法人立のファミリーホームでは、単身の養育者が中心となって子どもを育てているところが多いことがわかる。

4 補助者の人数

法人の種類	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答
社会福祉法人	5	3	2	2	0	0	0	3
NPO 法人	1	4	8	1	2	0	1	1
一般社団法人	2	2	2	3	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	1
計	8	9	12	6	2	0	1	7
割合	17.8%	20%	26.7%	13.3%	4.4%	0%	2.2%	15.6%

- ・補助者の人数は、多い順に「3人」「2人」「1人」「4人」となっている。
- ・補助者の人数と養育者の形態（単身か夫婦か）には、とくに相関関係はない。

13 開設時の子どもの人数

法人の種類	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答
社会福祉法人	3	2	1	0	2	1	4	2
NPO 法人	1	1	4	4	1	3	2	2
一般社団法人	0	0	0	3	2	1	1	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	3	5	7	5	5	7	9
割合	8.9%	6.7%	11.1%	15.6%	11.1%	11.1%	15.6%	20%

14 開設半年で4人以下の状態があったか

法人の種類	あった	なかった	無回答
社会福祉法人	3	9	3
NPO 法人	11	6	1
一般社団法人	1	8	2
その他	0	0	1
計	15	23	7
割合	33.3%	51.1%	15.6%

- ・開設後6ヵ月の間に子どもが4人以下の状態があったホームの多くはNPO法人立で、全体の4分の1（24.4%）を占めます。
- ・NPO法人立の場合、4人以下の状態が「あった」ホームは「なかった」ホームの約2倍ありました。
- ・一般社団法人立の場合、4人以下があったのは1ホームだけです。

14-2 あった場合の人数

法人の種類	「あった」と答えたホーム数	0人	1人	2人	3人	4人
社会福祉法人	3	0	1	0	2	0
NPO 法人	11	0	0	3	4	4
一般社団法人	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0
計	15	0	1	3	6	5
割合	—	—	6.7%	20%	40%	33.3%

●回答者への質問

1 回答者の立場

法人の種類	管理責任者	専業養育者	管理責任者及び専業養育者	その他	無回答	計
社会福祉法人	8	4	3	0	0	15
NPO 法人	10	4	2	2	0	18
一般社団法人	4	4	2	0	1	11
その他	1	0	0	0	0	1
計	23	12	7	2	1	45

・回答者で多かったのは、管理責任者（23人、51.1%）で、次に専業養育者（12人、26.7%）、そして「管理責任者及び専業養育者」（7人、15.6%）でした。

●里親登録及び里親会への入会に関する質問

1、3 回答者の里親登録と里親入会状況

		里親登録をしているか				里親会に入会しているか			
法人の種類	ホーム数	はい	いいえ	その他	無回答	はい	いいえ	その他	無回答
社会福祉法人	15	6	8	0	1	5	9	0	1
NPO 法人	18	12	5	0	1	10	5	2	1
一般社団法人	11	10	0	0	1	10	0	0	1
その他	1	1	0	0	0	1	0	0	0
計	45	28	13	0	3	26	14	2	3
割合		62.2%	28.9%	0	6.7%	57.8%	31.1%	4.4%	6.7%

2、4 専業養育者の里親登録と里親入会状況

		里親登録をしているか				里親会に入会しているか			
法人の種類	ホーム数	はい	いいえ	その他	無回答	はい	いいえ	その他	無回答
社会福祉法人	15	5	8	1	1	5	8	0	2
NPO 法人	18	14	3	0	1	14	2	1	1
一般社団法人	11	9	1	0	1	9	1	0	1
その他	1	1	0	0	0	1	0	0	0
計	45	29	12	1	3	29	11	1	4
割合		64.4%	26.7%	2.2%	6.7%	64.4%	24.4%	2.2%	8.9%

●法人についての質問

2 法人の設立年

法人の種類	2000年以前	2001～2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	不明	計
社会福祉法人	10	1	0	0	0	0	0	3	14
NPO法人	1	5	0	0	2	3	0	1	12
一般社団法人	0	1	2	1	0	1	0	2	7
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	12	7	2	1	2	4	0	6	34

3 ファミリーホーム開設のための法人立ち上げか

法人の種類	法人数	はい	いいえ	無回答
社会福祉法人	14	0	14	0
NPO法人	12	4	8	0
一般社団法人	7	5	1	1
その他	1	0	1	0
計	34	9	24	1

8 法人のファミリーホームはどの型に当てはまるか

法人の種類	法人の数（ホーム数）	個人設立型		法人設立型		無回答
		A型	B型	C型	D型	
社会福祉法人	14 (15)	0	0	6 (6)	4 (5)	4
NPO法人	12 (18)	3 (5)	2	2 (3)	3 (3)	2
一般社団法人	7 (11)	5	0	0	0	2
その他	1 (1)	0	0	0	0	1
計	34 (45)	8 (5)	2 ()	8 (9)	7 (8)	9

【注】A型＝里親がファミリーホームを開設するために法人を立ち上げた。

B型＝児童養護施設等の職員だった人がファミリーホームを開設するために法人を立ち上げた。

C型＝社会的養護関係の施設を運営している法人が設置した。

D型＝社会的養護関係ではない施設を運営している法人が設置した。

【法人設立型】20法人 22ホーム

法人をタイプ別に分けると、以下の表のようになりました。

法人の種類	法人数（ホーム数）	C型（社会的養護関係）	D型（社会的養護でない）
社会福祉法人	14 (15)	8 (8)	6 (7)
NPO法人	6 (7)	3 (4)	3 (3)
計	20 (22)	11 (12)	9 (10)

【注】基礎調査の問8に対し、無回答だった法人はこちらで仕分けをしました。NPO法人は12法人（18ホーム）ありますが、そのうち「法人設立型」は6法人（7ホーム）と判断しました。一般社団法人（7法人 11ホーム）においては、本体施設を持っている法人がなかったため、すべて「個人設立型」と判断しました。

●ファミリーホーム開設後に関する質問

問 12 法人の本体施設と FH の位置関係

法人の種類	型	ホーム数	同じ敷地内	1 km圏内	5 km圏内	10 km圏内	その他
社会福祉法人	C	8	0	4	2	0	2【注1】
	D	7	1	3	2	1	0
NPO 法人	C	4	2	1	1	0	0
	D	3	1	0	1	0	1
計		22	4 (18.2%)	8 (36.4%)	6 (27.3%)	1 (4.5%)	3 (13.6%)

【注1】ひとつは「本体施設と同じ市内」、もうひとつは「20 km以上離れており、独立型」

・本体施設を持っていない法人においては、主たる施設（または、最初につくった施設）との位置関係で分類。

問 13 専門養育者と補助者の内訳・雇用関係

雇用形態	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
里親登録している夫婦を雇用 (専門2名+補助者1名)	0	1	0	1	2 (9.1%)
里親登録していない夫婦を雇用 (専門2名+補助者1名)	3	0	0	0	3 (13.6%)
結婚している養育者を雇用 (専門1名+補助者2名)	0	1	0	0	1 (4.5%)
単身の養育者を雇用 (専門1名+補助者2名)	1	3	1	0	5 (22.7%)
その他	4	0	3	2	9 (40.9%)
無回答	0	2	0	0	2 (9.1%)

●「その他」の内訳

<社会福祉法人/C型>

- ・単身の養育者を雇用、補助者は2名だが、常勤1名、非常勤1名。
- ・結婚している養育者を雇用。専門1名、兼業1名、補助者1名（常勤か非常勤化は不明）。
- ・単身の養育者を雇用、補助者は1名（法人の職員、常勤）。専門養育者が休みのときは本体施設の職員が勤務に入っている。
- ・法人に雇用され、地域小規模児童養護施設を営んでいた夫婦が、住居はそのままファミリーホームに移行した。補助者は本体施設の職員（常勤）が本体施設と兼務している。

<NPO法人/C型>

- ・専門養育者は1名（法人役員でもある）。補助者は（常勤・非常勤を合わせて）5名を雇用。
- ・専門養育者は、法人が里親登録をしている養育者と契約し（養育者は法人の職員ではない）、補助者は法人が雇用する職員を配置（1法人2ホーム）。

<NPO法人/D型>

- ・宗教法人の会長夫婦が養育里親をしていた延長でNPO法人を立ち上げ、夫婦や同居人で事業を行う。
- ・法人経営者夫婦でファミリーホームを営む。専門養育者は妻で、補助者4名を非常勤で雇用。

問 14 専業養育者の前職

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
同法人の職員を異動させた	6	5	3	1	15 (68.2%)
開設にあたって新たに募集した	0	2	0	0	2 (9.1%)
その他	2	0	1	2	5 (22.7%)
無回答	0	0	0	0	0

●「その他」の理由

- ・専業養育者が元児童養護施設長でファミリーホームを運営したい要望があり、他の児童養護施設に開設を持ちかけ、実現。(社会福祉法人/C型)
- ・法人の職員ではなく、理事長が開設。(NPO法人/C型)

問 15 専業養育者が前に勤めていた施設

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
地域小規模児童養護施設	2	1	0	0	3 (13.6%)
児童養護施設	3	0	3	0	6 (27.3%)
自立援助ホーム	0	0	1	0	1 (4.5%)
乳児院	1	0	0	0	1 (4.5%)
その他	0	5	0	1	6 (27.3%)
無回答	2	1	0	2	5 (22.7%)

・「その他」の内訳としては、「保育所」「障がい者支援施設」「障がい児入所施設」「障がい児(者)、介護保険ヘルパー事業所所長」「ホームヘルパー」「グループホーム(共同生活援助)職員」で、障がい福祉関係の施設が多くあった。

問 20 専業養育者と兼業養育者は里親登録をしているか

専業養育者		社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
		C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
はい	FHで働く前に登録	1	3	3	3	10 (45.5%)
	FHで働いた後に登録	2	0	0	0	2 (9.1%)
いいえ		5	4	1	0	10 (45.5%)
その他		0	0	0	0	0
無回答		0	0	0	0	0

兼業養育者		社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
		C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
はい	FHで働く前に登録	1	1	0	2	4 (18.2%)
	FHで働いた後に登録	0	0	0	0	0
いいえ		4	1	0	0	5 (22.7%)
その他		0	0	0	0	0
無回答		3	5	4	1	13 (59.1%)

問 26 専業養育者の労働条件

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
本体施設の労働条件と同じで、労働基準法の「労働時間」が適用される。	8	4	0	2	14 (63.6%)
労働基準法の「労働時間」が適用されない。	0	1	3	1	5 (22.7%)
その他	0	0	1	0	1 (4.5%)
無回答	0	2	0	0	2 (9.1%)

特定非営利活動法人キーアセット提出資料

平成28年10月21日

新たな社会的養育の在り方に関する意見

特定非営利活動法人キーアセット
代表 渡邊 守

『議論のポイント』に挙げられているなかから、複数の異なる自治体において里親支援機関事業を受託している NPO 法人として、関係する事項について以下に意見を述べます。

● 里親支援の現状と、里親制度の充実に向けた課題

1. フォスタリングエージェンシー(包括的な里親養育事業)の不在

➤ ぶつ切りの“支援”

里親支援機関として事業を受託している団体は全国に少なくありません。しかし、それらの多くは“里親支援”という名目で繋がりのないスポット的な業務を受託しています(例えば、広報啓発、里親委託等推進委員会事務局、里親会事務局、研修実施等など)。それぞれの業務が、果たして家庭養護の推進にどのように寄与しているのか、連続性や包括性がないためわかりにくい現状があります。

➤ “支援者”の乱立と、解消されない養育里親家庭の不透明さと孤立

“開かれた”養育里親家庭や孤立防止が家庭養護に求められています。そのために、児童相談所の里親担当、里親委託等推進員、里親支援機関、里親支援専門相談員など様々な“支援者”が現在用意されています。しかし、養育里親家庭の孤立を防ぐために必要なのは、“支援者”を増やすことではなく、ひとつの帰属先との信頼関係です。ソーシャルワーク実践機関が養育里親又はその候補者にとって帰属先となるには、リクルートの段階からその家庭の強み弱みを理解し、トレーニングし、伴走することが求められます。その“帰属先”が、多くの場合、養育里親家庭には制度として準備されていません。

➤ 不明確な目標設定

養育里親制度とそれを“支援”する事業者が、子どもと若者の現在と将来、そして地域社会にどのようにポジティブな成果を残すべきなのか、現状ではそれが明確だとは言えません。養育の質をはかることは簡単なことではありませんし、子どもの一人ひとりの最善の利益も変化します。それでも、国や自治体によって、養育と“支援”の目標は明確に設定されるべきですし、それを達成することが事業者として最低限の務めであるべきです。しかし、現状としては、事業を“する”ことがゴールになってしまっているように見え、それぞれの事業者がどのような成果をあげたのかわかりにくい状況にあります。

➤ リクルートから委託後の支援までを一つの機関が担う重要性

養育里親家庭に委託される子どもと若者のニーズは複雑化してきていると多くの養育里

親は感じていると思われます。そのようなニーズに家庭養護が応えていくためには、チームによる養育が不可欠です。そのチームへ養育里親が帰属感を持つことは、チーム養育の実践に必須です。

その帰属感を育むために効果的なのは、リクルートからアセスメント、トレーニングそして委託後の支援までを同じ機関が一貫して行うことです。

現状としては、“支援者”と“支援を受ける側”という前時代的なソーシャルワークが未だに主流であるように見え、養育里親候補者の時点からチームに引き込むような実践は殆どされていないように思われます。

2. “日本は・・・”の先入観とリクルートの必要性

➤ 欧米諸国と比較して、養育里親が増えない？

ヨーロッパやオセアニア諸国においても、新規の養育里親家庭のリクルートに苦労していることが知られていないからなのか、宗教的或いは文化的理由で日本には養育里親が増えないかのような先入観が未だにあるように思います。

知ってもらうことや広域のキャンペーンは養育里親候補者獲得に直接つながりにくいにもかかわらず、毎年のように「知ってください」を合言葉に普及啓発を繰り返しても、養育里親が思うように増えないのはある意味当然の結果です。

地域社会の理解を促すためにナショナルキャンペーンは必要ですが、フォスタリングエージェンシーのような専門機関にリクルートから任せていない現状では、必要な養育里親候補者を獲得することは難しいと思われます。

3. 未委託家庭の扱い

➤ 未委託家庭を受託家庭へ？

登録済の未委託里親家庭が全国に多く存在することは改善されるべき課題の一つです。しかし、未委託里親家庭の問題解決を里親支援機関や里親支援専門相談員に委ねることには疑問を感じます。その未委託家庭を誰がアセスメントしトレーニングしたのか、また強み弱みを誰が理解しているのか、その役割を担い彼らを登録まで導いた機関が未委託里親家庭の課題を解決に導くべきだと思います。その家庭のアセスメントをしたわけではない別の機関が後から効果的な手段を講じることができるとは思えません。

4. 新たな“在り方”を目指す

➤ 新たな社会的養育のための大きな改善

「物理的基準から養育の質の基準へ」今後の社会的養育の在り方をシフトさせていくということは、非常に大きな歴史的前進だと思います。そのためには、言うまでもなく質量を担保するためのシステムが必要です。家庭養護を社会的養育の選択肢として質量ともに十分に機能させる作業は、これまでにない新しい試みなのですから、既存のものをリフォームするのではなく新たな方法、具体的にはフォスタリングエージェンシーの導入や成果ベースの民間活用、そして厳しい評価基準など全く新しいものを導入する必要があるのではないのでしょうか。既存のものをアップデートすることが効果的でないとは言いませんが、目指しているもの

の大きさを考えれば、アップデートではなく、新しいシステムの導入が早急に準備されるべきだと思います。

➤ 新たな養育里親制度の在り方と既存の養育里親制度の在り方

「チームワークによる養育里親制度」と言っても、既存の養育里親のなかには違和感を覚えたり、そもそも誰とチームを組むのかさえイメージがわかなくなったりする方もいるでしょう。そういったケースに新たな養育里親制度の在り方を求めても、その家庭にいる子どもにとって利益につながる”在り方”となるとは限りません。

新しいものを導入するにもかかわらず、既存のものとの住み分けがされていないように思います。つまり、事業者に、新しいものをつくることと既存の養育里親の支援を同時に求めているように見えます。

● **課題の解決に向けて：提言とお願い**

1. **フォスタリングエージェンシーの導入**

✓ 子どもにとって家庭養護が選択肢として機能するために

脱施設化を達成した諸外国の多くが、養育里親家庭における望まない措置変更の繰り返し(placement breakdown, multiple placements)を子どもや若者に強いという負の歴史を経験しています。養育里親家庭への委託を、十分な体制を整えずに進めると、日本も近い将来同じ経験を子どもや若者に強いことになりかねません。その問題を改善するため、それらの国々ではフォスタリングエージェンシーやそれと同等の機関が重要な役割を担うようになったのですから、これから新たな家庭養護の在り方をつくる日本は、負の歴史を刻むことなくフォスタリングエージェンシー(リクルートから委託後の支援まで同一機関が包括的に実践する)を導入すべきです。

✓ モダンソーシャルワークの実践

支援者と支援を受ける側という前時代的なソーシャルワークでは、子どもと若者のために養育里親家庭においてチームワークを機能させることは困難です。候補者の段階から養育里親家庭をチームの中に引き込み、共通の目標に向かって異なる役割を互いに担いつつ共に成果を確認しながら前進させていくモダンソーシャルワークの実践には、ソーシャルワーク機関となるフォスタリングエージェンシーが必要です。

✓ これから新たに家庭養護を必要とする子どもや若者のために

既存の養育里親家庭や登録済未委託家庭のためにではなく、これから新たに家庭養護を必要とする子どもと若者のために、新たな制度としてフォスタリングエージェンシーの導入をお願いいたします。

2. **成果ベースの事業**

✓ 達成すべき成果を明確にした事業契約

フォスタリングエージェンシーとなるのが民間であっても児童相談所であっても、社会的養育

の担い手として、成果を示すよう厳しく求められるべきです。そしてその事業への支払いは成果に応じて設定されるべきです。民間を活用するのであればなおさらです。

成果を明確に示したエージェンシーとそうでないエージェンシーに同じ事業費が支払われるような制度導入は絶対に避けるべきです。また、求められる成果があげられなかった場合には事業費を変換するような契約を結ぶくらいの覚悟を私たち事業者は持つべきです。

✓ 成果を追求するに見合う事業費

先に述べた家庭養護先進諸国は、養育里親家庭の質と量を確保するために必要な事業費をフォスタリングエージェンシーに支払っています。それは養育里親家庭の質と量を子どものために確保するためには、必要なコストをかけなければならないことを意味します。

今回、新たな社会的養育の在り方をつくりあげるための議論を進めてくださるのでしたら、フォスタリングエージェンシーを目指す事業者が、成果を追求するために財政的な不安を覚えることのないような制度設計をお願いいたします。

特定非営利活動法人キーアセットは、平成22年12月に法人設立後、以下のような事業の受託実績を重ねて現在にいたります。ここでは、その中でも私どもの特徴的な活動であり、検討会の皆様が既に議論をされている「フォスタリングエージェンシー」のモデルに近い、大阪府のモデル事業のリクルートとトレーニングの取り組みについてご紹介いたします。

<キーアセットとしての主な実績>

平成24年 大阪府里親支援機関事業受託
平成24年 川崎市里親支援機関事業受託
平成24年 東京都小平地区・立川地区里親支援機関事業受託
平成25年 堺市里親支援機関事業受託
平成27年 大阪府はぐくみホームによる地域子育て支援システム構築事業受託
平成28年 大阪府と日本財団によるはぐくみホーム(養育里親)による家庭養育事業構築プロジェクト開始
平成28年 福岡市乳幼児里親リクルート事業受託

リクルート

リクルート活動は、養育里親委託促進の最も重要な活動の一つです。充実したリクルート活動による新規登録養育里親数の増加がなければ、委託可能な養育里親家庭の不足は解消されません。

キーアセットは、グループ組織である Core Assets Group がこれまでの様々な国や地域で培ってきた実績から、より効果的な新規養育里親のリクルート活動を行っています。

昨年度の大阪府(モデル地区豊中市)でのリクルート実践は以下のようなものです。

- a. 新聞折り込みチラシ3万1千部)
- b. 民生委員(5回、約100名)、校区福祉委員(1回、約50名)
- c. 認定こども園長会(1回、5名)
- d. ファミリーサポート会員(2回、チラシ500部の郵送)
- e. NPO団体(15団体、約60名)
- f. 民間企業(パン屋、美容室、飲食店、ペットショップ)
- g. 公共施設(図書館、3駅、公民館)
- h. 書店(2店舗 130部)
- i. 人権教育推進委員会(100部)
- j. 自治会(ポスター2200部、チラシ9200部)
- k. イオンタウン、スーパー、郵便局にてイベント(月1回以上実施)
- l. 公民館で説明会(1ヵ月に1~2ヶ所で実施)
- m. FM千里にて啓発
- n. 阪急バス広告(9月中旬~12月中旬、1月中旬~4月中旬)
- o. 公民館にて研修(随時)
- p. NHK大阪 11月13日放送のニュースにて取り上げてもらった(再12月18日全国)
- q. リスティング広告

啓発活動の戦略としては、一般的なマーケティング手法とオックスフォード大学リーズセンター研究所の報告書をベースにして、出来るだけ地域を絞ってターゲットグループに複数回同じイメージとメッセージを提供することを心がけています。実際に、問い合わせをくださった方の殆どが、キーアセットの広告などを複数回目にしてから問い合わせをくださっています。



リクルートの成果(11ヶ月間)

問合せルート	問い合わせ件数	初回訪問に繋がったケース
口コミ	13	7
電話	33	13
メール	9	3
説明会	16	3
イベント	129	6
合計	200	32(内キャンセル13件) 登録3家庭+研修中11家庭

トレーニング

キーアセットのトレーニングプログラムは、アセスメントの役割も兼ねています。鍵となる6つのモジュール(プログラム)はすべて参加型で、講義式のトレーニングはありません。

あらゆる場面に対応できるスキルを身につけられるようにしたり、完璧な養育者を育てることがこのトレーニングの目的ではありません。キーアセットがこのトレーニングで大切にしていることは以下のものです。

- 養育里親候補者が、社会的養護の担い手であることを理解できるようになること
- 協働の大切さを理解して、誰と協働して養育をすすめるのか理解できるようになること
- 子どもと若者そして彼らのもつ文化の多様性を理解できるようになること
- 子どもと若者の可能性を信じてそれを引き出す役目を養育者も担っていることを理解できるようになること
- なによりも安全が最優先であることを理解できるようになること
- 子どもと若者、そして家庭も変化し前進することができることを理解できるようになること

プログラムのなかでは、トレーナー(スーパーバイズソーシャルワーカー)が養育者に求めていることを発信するだけでなく、候補者も自身の価値観や子どもへの想い、パートナーとの関係、柔軟性についてワークを通して発信することが求められます。それは、トレーナーが候補者の強み弱みを理解する大切な機会であると同時に、候補者が自分自身と向き合う機会となります。そして、そこで理解された強み弱みは、委託後の支援につながります。

キーアセットが大切にしているポイント

- 普及啓発をすることがゴールではない
- “素晴らしい”研修を提供することがゴールではない
- リクルートとトレーニングは、委託後の支援につながらなければならない
- チームワーク・協働を実現するために、養育者の帰属先となることが大切
- 子どもと若者の現在と将来にポジティブな変化を生み出すことが、養育者のポジティブな経験となり、将来のリクルートへとつながる

改正児童福祉法第三条の三の解釈に基づく社会的養護（狭義）の将来像（案）

奥山 眞紀子

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

I. 理念としてまとめるべきもの

- 1) 「家庭」の機能
- 2) 「家庭」の条件
- 3) 「施設」の機能
- 4) 「家庭」と「施設」の協働

II. 現状の社会的養護の分類とその将来的あり方

1. ファミリーホームには「家庭環境と同様の養育環境」（以下、家庭型）と考えられるものと「できる限り良好な家庭的環境」（以下、施設型）と考えるべき存在がある。ここではそれを家庭型と施設型に分類する。

1) 家庭型ファミリーホーム

- ①里親型ファミリーホーム
- ②独立自営型ファミリーホーム
- ③法人型ファミリーホームで本体施設から離れた地域で夫婦が同居している場合で、人事異動が想定されていない場合

2) 施設型ファミリーホーム（本来は名称を変えるべきである）

- ①本体施設と同じ敷地内もしくは隣接地にあつて本体施設と一体化して運営されている法人型ファミリーホーム
- ②単身者が補助者の援助を得て行っている法人型ファミリーホーム
- ③夫婦での法人型ファミリーホームで人事異動が想定されている場合

2. 「家庭環境と同様の養育環境」とは
 - 1) 特別養子縁組家庭
 - 2) 普通養子縁組家庭
 - 3) 親族里親家庭
 - 4) 里親・専門里親家庭
 - 5) 上記家庭型ファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする

3. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは
 - ①家庭環境では対応が困難な身体的問題、心理的問題、行動上の問題を持つ子ども
 - ②子ども本人が家庭環境に抵抗感が強い場合
 - ③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合

4. 「できる限り良好な家庭的環境」とは
 - 1) 上記施設型ファミリーホーム⇒名称を変更すべき
 - 2) 地域小規模児童養護施設
 - 3) 小規模グループケアの分園型
⇒「地域小規模児童養護施設」に名称を統一すべき

5. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホーム

本来の家庭で夫婦が養育専門ということはありません。夫婦専従とは職業里親および職業ファミリーホームと考えるべきです。一方、子どもに心身の問題があり、医療的ケアなどの困難なケアが必要であってもできる限り家庭と同様の養育環境が当たられるべきであることから、職業里親、職業ファミリーホームがそれを担うべきです。

 - ① 職業里親：夫婦とも専門の里親
 - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専門養育者
 - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専門養育者

⇒これらの専門養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることが必要と考えられる。

6. 治療型施設

治療を行うことを目的とした施設

治療が目的である以上、問題に応じた個別養育が必須

小規模施設から 30 人程度の施設まで可能

(低年齢の子どもを考えると、30 人程度が限界と考えられる)

ユニット型にするなど、ケアの単位を小さくすることは必要

原籍の養育環境と連携しながらできるだけ早くそちらに戻す努力をする

手厚い人員配置 (1 : 1 以上)

手厚い心理士等のコメディカルスタッフの配置

密な医療との連携

密な教育との連携

実親子の治療を行うべき

通所も可能とすべき

7. 今後の方向性

①情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設は治療型施設とする

②乳児院および児童養護施設はできるだけ「家庭と同様の養育環境」(職員が独立して里親・里親ファミリーホーム運営ができるように支援)もしくは「できる限り良好な家庭的環境」(地域小規模児童養護施設)に移行

③一部(ユニット型を含む本体施設)は治療型施設に移行することも検討すべき

③社会的養護の評価制度が欠かせない

※平成28年10月7日
「第3回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」
資料4を更新

議事(2)に関連する資料

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)
2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移
3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移
4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算
5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)
6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)

年度	事 項
平成22年度	「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月局長通知)(別添1)
平成23年度	「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)
平成24年度	「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月局長通知)(別添2)
平成26年度	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(別添3)
平成28年度	改正児童福祉法(平成28年6月3日公布)、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月局長通知)

※ 毎年開催の「全国児童福祉主管課長会議」において、里親・ファミリーホーム委託の推進、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進について要請

2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移

○ 地域小規模児童養護施設

(単位:か所)

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	9	9	9	10	10
2	青森県	1	1	1	2	2
3	岩手県	3	3	3	4	5
4	宮城県	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	5	5	5	6
6	山形県	0	0	0	0	0
7	福島県	3	3	3	3	3
8	茨城県	5	5	7	9	9
9	栃木県	9	9	9	9	10
10	群馬県	5	5	6	6	6
11	埼玉県	20	20	20	21	21
12	千葉県	5	8	12	12	12
13	東京都	54	56	57	60	63
14	神奈川県	4	4	4	4	6
15	新潟県	1	1	1	1	1
16	富山県	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3
20	長野県	1	1	3	3	6
21	岐阜県	4	4	4	5	6
22	静岡県	2	2	2	2	2
23	愛知県	8	9	9	10	10
24	三重県	4	4	5	5	5
25	滋賀県	3	3	4	4	4
26	京都府	0	0	0	0	0
27	大阪府	11	13	14	16	18
28	兵庫県	1	2	4	4	6
29	奈良県	2	2	3	3	4
30	和歌山県	1	1	1	2	2
31	鳥取県	1	1	2	2	3
32	島根県	0	0	1	1	1
33	岡山県	0	0	0	0	0
34	広島県	4	3	3	4	5
35	山口県	3	3	2	2	2
36	徳島県	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1
38	愛媛県	2	2	2	2	2
39	高知県	1	1	2	3	3
40	福岡県	3	3	3	5	6
41	佐賀県	0	0	0	0	0
42	長崎県	2	5	5	5	6
43	熊本県	3	5	6	8	9
44	大分県	5	6	6	8	8
45	宮崎県	2	2	2	3	3
46	鹿児島県	1	2	3	3	5
47	沖縄県	2	2	2	3	4
小計		191	209	229	253	278

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	1	1	2	2	2
49	仙台市	2	2	2	3	3
50	さいたま市	0	0	0	0	0
51	千葉市	1	1	1	1	1
52	横浜市	1	2	2	2	2
53	川崎市	5	5	5	5	5
54	相模原市	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0	0
56	静岡市	1	1	1	1	1
57	浜松市	0	0	0	0	0
58	名古屋市	5	6	6	7	8
59	京都市	3	3	3	3	4
60	大阪市	5	5	7	7	8
61	堺市	1	1	1	1	1
62	神戸市	0	1	1	1	1
63	岡山市	1	1	1	1	2
64	広島市	1	1	1	1	1
65	北九州市	0	0	0	1	2
66	福岡市	2	2	5	6	6
67	熊本市	1	1	1	1	2
小計		30	33	39	43	49
68	横須賀市	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	1	1	2	2
小計		0	1	1	2	2
合計		221	243	269	298	329

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(分園型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	4	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	0	1	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	5	5	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	2	3	3	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	11	12	14	17	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	2	2	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	2	3	3	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	0	0	0	2	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	1	2	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	4	4	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	3	1	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	48	50	58	74	88	1	1	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	3	4	2	2	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
53	川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	2	2	2	2	2	3	3	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	5	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	岡山市	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		13	15	12	14	17	8	8	8	10	11	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
68	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		61	65	70	88	105	9	9	12	14	14	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(本園でのユニット型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(本園でのユニット型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	13	17	17	17	18	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2	青森県	4	4	3	5	5	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	3	7	8	12	12	1	1	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	2	6	6	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	5	5	6	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	9	10	12	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	13	17	18	22	29	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
9	栃木県	17	16	28	25	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
10	群馬県	6	9	11	20	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	35	41	44	44	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	10	10	15	24	33	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	79	136	150	165	165	10	10	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	21	22	22	22	26	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	2	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	2	5	6	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	6	7	8	8	1	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	15	16	18	20	25	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
21	岐阜県	7	7	7	11	12	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	5	6	6	6	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	4	3	3	4	3	2	2	2	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	12	16	20	22	26	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	8	9	7	9	9	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
26	京都府	8	9	8	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	25	28	29	32	36	2	4	5	5	8	0	0	0	0	0	4	4	4	5	5
28	兵庫県	16	20	26	34	36	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
29	奈良県	3	4	7	12	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	1	1	4	8	8	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	14	15	15	16	16	4	5	5	5	7	0	0	0	0	0	4	4	4	4	5
32	島根県	3	4	4	4	4	1	1	1	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	5	5	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	2	4	4	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	2	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	4	5	6	7	7	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	5	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	4	7	13	13	17	1	2	6	5	5	0	0	0	0	0	2	1	1	2	3
40	福岡県	11	14	15	17	18	3	3	3	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	2	2	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	8	9	11	9	16	2	2	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	8	11	14	16	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	13	17	22	23	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
45	宮崎県	3	7	12	12	10	1	1	1	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	5	7	9	15	16	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		421	546	636	717	787	47	57	74	81	95	1	1	1	3	3	12	12	14	17	20

(単位:グループ)

	小規模グループケア(本園でのユニット型)																				
	児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
48	札幌市	3	3	3	3	4	2	2	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	1	4	8	10	10	1	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	3	3	5	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	11	13	13	11	13	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
53	川崎市	0	0	0	4	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
54	相模原市	0	0	0	2	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	3	4	4	4	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	9	11	14	17	30	1	3	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	6	7	7	7	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	5	5	7	7	9	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
61	堺市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	8	5	7	8	8	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
63	岡山市	3	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	1	1	1	4	4	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	8	9	10	10	10	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	5	5	5	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	5	6	7	8	8	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	72	83	97	112	139	15	22	25	31	37	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4
68	横須賀市	3	4	4	4	4	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	11	11	11	11	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	503	640	744	840	937	63	81	101	114	134	1	1	1	3	3	12	13	14	19	24

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※各年度は10月1日現在の状況

3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移

○ 里親の4類型の合計

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	436	469	475	515	509	218	227	236	240	234
青森県	108	116	120	122	125	43	46	43	47	45
岩手県	124	185	197	194	191	31	82	83	85	93
宮城県	84	141	149	131	149	36	87	80	78	80
秋田県	62	68	68	68	59	21	21	18	13	12
山形県	71	78	85	73	78	14	15	17	17	17
福島県	...	198	206	206	194	...	66	63	61	50
茨城県	162	178	194	195	207	67	65	64	64	60
栃木県	193	226	244	262	247	77	87	89	94	93
群馬県	128	127	127	106	117	38	43	42	42	42
埼玉県	333	376	428	389	444	118	129	136	139	166
千葉県	289	341	376	375	412	137	138	148	135	144
東京都	613	651	651	651	681	298	299	289	289	287
神奈川県	166	179	190	180	194	58	67	73	69	68
新潟県	162	174	170	161	164	54	50	63	59	58
富山県	63	73	79	76	81	12	14	20	20	24
石川県	40	49	52	57	55	16	19	20	21	21
福井県	48	62	67	75	72	17	15	19	15	14
山梨県	121	121	135	129	129	58	62	61	57	58
長野県	161	174	186	162	169	42	45	47	49	43
岐阜県	121	142	147	145	174	31	29	30	39	38
静岡県	205	229	238	248	252	67	77	79	86	76
愛知県	248	275	302	306	314	76	83	84	87	100
三重県	168	184	196	189	189	56	62	71	66	73
滋賀県	138	163	184	171	181	45	43	51	43	37
京都府	57	64	65	74	86	12	14	19	21	35
大阪府	133	149	162	152	160	46	56	61	59	63
兵庫県	227	255	282	269	295	81	95	99	98	107
奈良県	106	97	107	114	131	26	21	26	33	36
和歌山県	69	77	80	82	93	24	30	37	29	41
鳥取県	58	61	73	72	80	22	18	26	28	33
島根県	75	87	91	96	95	24	38	35	37	37
岡山県	46	57	69	75	89	14	19	26	29	33
広島県	95	101	116	127	125	33	39	39	42	42
山口県	126	132	135	136	151	38	45	52	52	48
徳島県	35	42	54	68	70	20	22	30	31	30
香川県	49	54	60	62	69	18	17	19	24	26
愛媛県	59	76	88	97	109	13	16	25	27	24
高知県	29	35	33	38	49	12	12	13	21	26
福岡県	114	137	145	169	177	64	72	71	86	77
佐賀県	53	61	67	59	69	19	25	27	28	26
長崎県	67	76	101	104	107	22	29	32	32	40
熊本県	62	68	79	88	105	25	23	29	28	26
大分県	115	128	134	127	135	66	62	56	57	56
宮崎県	95	102	111	93	90	39	50	52	50	51
鹿児島県	64	76	83	91	108	32	26	38	43	47
沖縄県	132	145	163	171	190	71	75	76	80	80
小計	6,110	7,059	7,564	7,550	7,970	2,351	2,675	2,814	2,850	2,917

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	159	191	204	217	230	73	83	87	87	92
仙台市	52	102	117	134	144	25	34	39	35	35
さいたま市	84	113	128	138	148	37	40	48	48	58
千葉市	47	54	54	53	59	18	19	17	19	18
横浜市	120	129	127	139	141	37	38	33	38	42
川崎市	90	107	115	130	116	45	49	53	45	43
相模原市	30	39	40	38	42	15	14	12	18	17
新潟市	65	66	70	75	79	23	22	23	29	26
静岡市	70	76	81	83	82	30	33	40	44	44
浜松市	50	57	64	63	74	15	16	19	20	18
名古屋市	87	103	123	141	150	27	29	48	56	58
京都市	89	99	112	94	95	21	21	23	28	31
大阪市	93	99	105	88	92	44	44	47	49	50
堺市	22	25	30	26	39	7	8	11	15	19
神戸市	39	58	71	78	86	11	13	20	27	26
岡山市	34	43	47	45	52	13	15	13	16	15
広島市	44	54	57	56	59	23	27	25	29	31
北九州市	68	75	79	79	63	25	27	25	26	21
福岡市	85	98	114	130	127	46	47	54	54	46
熊本市	32	38	44	39	50	25	26	24	15	21
小計	1,360	1,626	1,782	1,846	1,928	560	605	661	698	711
横須賀市	18	16	18	17	20	6	7	8	8	10
金沢市	16	25	28	28	31	5	5	4	4	6
小計	34	41	46	45	51	11	12	12	12	16
合計	7,504	8,726	9,392	9,441	9,949	2,922	3,292	3,487	3,560	3,644

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養育里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	401	427	430	457	443	207	208	214	210	205
青森県	85	92	97	100	99	32	37	36	41	40
岩手県	95	134	140	141	143	20	51	52	52	58
宮城県	61	87	91	79	89	26	49	42	43	42
秋田県	36	42	43	43	39	20	16	17	10	11
山形県	60	68	74	63	65	10	11	12	9	13
福島県	...	157	164	160	135	...	47	44	44	33
茨城県	134	162	171	173	173	61	63	62	56	51
栃木県	174	198	209	218	201	60	60	62	69	63
群馬県	111	116	117	90	92	33	40	39	37	35
埼玉県	315	363	417	379	431	110	122	127	130	155
千葉県	247	293	306	301	340	113	107	115	107	119
東京都	445	466	456	457	475	268	272	267	262	269
神奈川県	165	178	190	180	193	54	61	70	68	66
新潟県	103	109	108	112	118	29	29	42	41	40
富山県	56	63	65	62	63	10	12	17	18	19
石川県	27	35	36	37	36	12	14	11	12	14
福井県	30	37	38	43	40	6	5	6	6	6
山梨県	92	99	113	113	115	40	49	48	45	47
長野県	108	125	136	104	109	33	33	31	29	23
岐阜県	75	93	100	94	123	19	20	20	23	22
静岡県	187	212	221	227	225	52	61	61	69	64
愛知県	241	269	296	271	293	66	76	72	74	81
三重県	114	125	130	116	128	32	36	39	40	47
滋賀県	117	146	164	149	162	30	33	40	37	32
京都府	38	45	50	58	60	6	11	14	14	27
大阪府	75	81	89	86	99	22	32	37	44	49
兵庫県	195	219	244	239	262	74	85	85	85	87
奈良県	55	64	74	79	89	17	17	20	23	28
和歌山県	61	72	75	78	87	21	24	28	22	38
鳥取県	49	52	59	56	60	16	14	18	19	24
島根県	65	74	77	79	81	17	28	25	22	25
岡山県	43	53	62	66	76	11	17	23	25	29
広島県	85	88	104	114	115	29	34	35	36	37
山口県	110	103	106	105	131	21	30	38	40	35
徳島県	21	26	33	43	45	13	13	16	18	18
香川県	35	42	47	49	55	13	13	16	21	22
愛媛県	45	62	72	84	97	10	14	20	23	17
高知県	25	27	26	28	32	11	8	9	13	13
福岡県	76	93	100	113	119	39	41	40	50	45
佐賀県	30	39	47	43	46	12	16	19	18	17
長崎県	38	46	70	79	78	12	19	20	25	27
熊本県	54	55	47	65	72	22	21	26	25	24
大分県	105	116	116	109	109	54	49	51	53	51
宮崎県	91	94	103	86	85	33	41	42	41	43
鹿児島県	46	54	61	64	71	21	16	23	24	25
沖縄県	110	120	136	148	162	60	63	63	79	70
小計	4,931	5,721	6,110	6,040	6,361	1,877	2,118	2,214	2,252	2,306

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	128	154	166	175	183	60	69	75	80	83
仙台市	35	72	82	88	93	22	28	28	28	28
さいたま市	84	113	124	134	144	31	35	44	44	52
千葉市	36	38	37	40	44	13	12	11	11	13
横浜市	92	95	93	97	97	30	33	28	34	34
川崎市	85	103	108	111	94	38	42	49	36	33
相模原市	30	38	40	38	42	15	13	12	18	17
新潟市	38	40	42	43	42	20	19	19	23	21
静岡市	63	70	74	76	74	26	30	36	42	42
浜松市	44	51	58	57	68	15	16	19	20	17
名古屋市	35	47	46	54	90	14	17	30	38	38
京都市	36	42	50	53	54	7	12	11	13	13
大阪市	49	58	68	69	77	29	32	35	38	46
堺市	14	16	19	16	27	2	3	5	9	13
神戸市	32	51	63	74	81	8	10	17	23	23
岡山市	31	38	42	40	48	12	13	13	15	12
広島市	38	49	51	49	52	20	27	24	29	31
北九州市	55	63	68	67	50	17	20	19	26	16
福岡市	69	79	91	101	95	38	36	41	38	35
熊本市	27	31	35	29	34	22	22	21	11	17
小計	1,021	1,248	1,357	1,411	1,489	439	489	537	576	584
横須賀市	17	16	18	17	20	5	7	8	8	10
金沢市	9	16	20	21	23	3	3	4	4	5
小計	26	32	38	38	43	8	10	12	12	15
合計	5,978	7,001	7,505	7,489	7,893	2,324	2,617	2,763	2,840	2,905

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 専門里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	50	50	49	50	53	7	9	11	11	14
青森県	18	18	18	20	20	4	4	4	4	5
岩手県	7	9	8	7	7	1	2	2	2	2
宮城県	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-
秋田県	3	2	2	2	3	2	2	2	1	1
山形県	6	5	7	7	8	1	-	1	-	-
福島県	...	5	5	5	7	...	3	4	3	4
茨城県	8	11	12	12	12	4	1	1	2	1
栃木県	13	13	13	14	13	2	2	2	2	2
群馬県	5	5	9	9	8	1	1	1	1	1
埼玉県	20	21	20	19	23	4	5	3	5	7
千葉県	13	15	17	18	21	6	4	3	5	5
東京都	18	19	14	15	15	1	1	2	3	3
神奈川県	19	18	20	18	15	3	5	4	2	2
新潟県	7	7	8	8	8	7	6	6	5	5
富山県	4	4	4	4	6	-	-	-	-	-
石川県	3	3	4	4	4	1	1	1	1	2
福井県	3	4	5	5	3	1	1	3	1	1
山梨県	5	4	5	5	6	2	1	2	2	3
長野県	7	8	9	9	10	4	3	7	5	7
岐阜県	9	9	8	8	10	-	1	1	1	1
静岡県	4	8	8	9	10	2	5	5	5	5
愛知県	21	21	22	25	24	8	6	9	10	13
三重県	15	15	15	16	17	6	5	5	5	6
滋賀県	13	13	13	14	14	1	-	-	-	-
京都府	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
大阪府	7	7	7	10	10	3	4	4	3	3
兵庫県	19	22	22	22	20	8	9	10	10	12
奈良県	3	4	4	5	5	2	1	1	2	1
和歌山県	8	10	13	13	14	1	1	3	3	3
鳥取県	10	12	13	12	12	3	4	6	4	4
島根県	9	11	12	14	16	3	6	7	6	5
岡山県	7	6	6	7	9	1	1	1	-	-
広島県	4	4	4	2	2	-	-	-	-	-
山口県	21	20	20	19	20	7	5	4	5	8
徳島県	7	8	8	8	8	1	1	1	-	1
香川県	4	3	3	3	3	2	2	-	-	-
愛媛県	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-
高知県	2	1	1	3	3	-	-	-	-	-
福岡県	4	4	5	5	5	1	1	1	2	2
佐賀県	-	1	1	2	3	-	-	-	-	-
長崎県	5	6	6	8	9	2	1	3	2	2
熊本県	12	12	12	12	13	1	1	-	1	-
大分県	18	20	20	20	21	4	5	4	5	4
宮崎県	10	11	11	11	10	3	3	4	3	3
鹿児島県	9	10	8	9	10	3	1	1	3	3
沖縄県	24	24	27	26	26	3	2	2	1	1
小計	460	489	505	521	542	116	116	132	126	142

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	14	15	16	18	21	5	6	5	5	5
仙台市	7	7	9	10	10	-	-	1	1	1
さいたま市	10	9	11	11	11	4	3	3	3	4
千葉市	5	5	5	7	7	3	3	2	3	1
横浜市	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
川崎市	9	10	11	11	11	3	4	4	3	3
相模原市	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	6	6	6	8	8	3	4	4	3	4
浜松市	3	2	2	3	3	2	1	1	1	2
名古屋市	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
京都市	6	7	9	9	9	3	3	3	5	5
大阪市	3	3	3	2	2	2	3	2	1	1
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	6	5	3	3	4	1	1	1	1	1
岡山市	7	7	7	6	6	2	1	-	-	-
広島市	1	2	3	4	4	1	2	2	2	2
北九州市	6	6	7	7	6	2	2	1	1	1
福岡市	11	14	15	17	18	1	1	1	2	2
熊本市	6	6	12	6	6	2	2	-	-	-
小計	105	109	123	126	129	34	36	30	31	32
横須賀市	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
金沢市	4	4	4	4	4	3	-	-	-	-
小計	4	4	4	5	5	3	0	0	0	0
合計	569	602	632	652	676	153	152	162	157	174

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養子縁組里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	23	25	31	43	50	2	5	8	11	6
青森県	18	26	28	32	38	3	1	-	-	-
岩手県	61	66	68	69	61	6	5	10	4	6
宮城県	15	18	22	21	23	3	2	2	4	5
秋田県	24	26	25	25	20	3	3	1	2	-
山形県	29	35	40	45	49	1	1	1	4	1
福島県	...	64	74	81	98	...	7	10	7	4
茨城県	24	16	19	17	28	1	1	-	-	3
栃木県	5	8	15	29	49	-	2	3	2	8
群馬県	10	8	7	13	21	-	-	-	2	3
埼玉県	190	222	263	253	298	1	2	4	9	8
千葉県	100	122	173	192	219	21	8	9	8	6
東京都	149	164	178	205	216	28	24	17	27	16
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	78	87	86	88	90	9	1	2	3	3
富山県	30	39	46	49	54	1	1	2	1	4
石川県	9	9	8	11	12	-	-	1	-	-
福井県	16	22	25	29	28	2	-	2	1	-
山梨県	9	6	6	5	4	1	-	-	-	-
長野県	70	82	86	85	93	9	12	11	8	8
岐阜県	46	54	60	71	92	6	5	6	10	8
静岡県	55	73	86	107	121	7	8	9	10	10
愛知県	107	129	152	175	176	8	7	7	5	10
三重県	21	25	29	39	47	-	2	5	4	4
滋賀県	23	31	41	47	57	8	7	7	3	3
京都府	14	16	17	22	23	1	-	1	4	6
大阪府	51	62	70	61	58	10	11	15	7	11
兵庫県	15	15	15	6	5	1	1	1	-	-
奈良県	46	42	47	52	58	2	1	1	4	2
和歌山県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	5	7	11	13	16	-	1	3	5	4
島根県	10	12	15	17	23	1	3	2	1	1
岡山県	2	3	5	8	10	1	-	-	1	-
広島県	9	11	18	27	30	1	1	2	2	-
山口県	3	9	13	18	33	-	1	-	1	2
徳島県	8	9	11	14	17	1	2	3	2	-
香川県	11	14	16	18	21	-	1	2	2	1
愛媛県	27	31	35	40	46	2	1	-	-	3
高知県	10	11	9	8	11	1	-	-	-	1
福岡県	14	21	23	33	39	2	3	5	6	2
佐賀県	29	33	35	32	37	1	4	2	7	4
長崎県	31	30	43	41	45	2	4	3	1	4
熊本県	7	12	19	22	30	1	-	2	2	1
大分県	33	39	16	16	24	7	8	4	3	3
宮崎県	5	6	14	17	18	-	-	-	3	6
鹿児島県	34	40	43	48	57	3	2	7	6	6
沖縄県	13	14	16	14	16	-	2	5	-	4
小計	1,493	1,794	2,059	2,258	2,561	157	150	175	182	177

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	26	31	33	37	41	6	8	7	2	4
仙台市	16	21	27	36	42	2	2	5	3	3
さいたま市	2	1	-	2	3	2	1	-	2	3
千葉市	9	13	14	11	12	-	1	1	3	1
横浜市	25	32	31	38	42	4	3	3	1	6
川崎市	-	-	1	12	16	-	-	-	-	1
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	24	23	25	31	33	-	-	-	1	1
静岡市	5	5	5	5	6	-	-	-	-	-
浜松市	6	6	6	10	24	-	-	-	-	-
名古屋市	49	52	67	85	91	10	8	10	8	13
京都市	37	44	48	54	52	1	-	2	2	1
大阪市	33	33	38	25	28	5	4	3	5	1
堺市	4	4	6	6	9	1	-	1	2	3
神戸市	5	5	6	2	2	-	-	-	1	-
岡山市	3	4	4	4	5	-	-	-	-	1
広島市	3	4	5	6	6	1	-	-	-	-
北九州市	20	23	26	32	31	-	-	3	1	-
福岡市	12	15	29	37	46	-	3	7	8	4
熊本市	4	6	8	8	15	1	2	1	2	3
小計	283	322	379	441	504	33	32	43	41	45
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢市	5	8	7	7	7	-	1	-	-	-
小計	5	8	7	7	7	0	1	0	0	0
合計	1,781	2,124	2,445	2,706	3,072	190	183	218	223	222

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 親族里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	12	17	14	15	16	12	14	13	15	16
青森県	6	6	6	4	4	6	5	4	5	5
岩手県	5	27	29	31	28	5	27	26	28	28
宮城県	8	36	36	31	33	7	36	36	31	33
秋田県	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
山形県	3	3	4	4	3	3	3	4	4	3
福島県	...	12	12	12	12	...	12	12	12	12
茨城県	2	1	4	6	6	2	1	4	6	6
栃木県	16	24	22	22	20	16	24	22	22	20
群馬県	4	3	3	3	4	4	3	3	3	4
埼玉県	5	2	2	1	1	5	2	2	1	1
千葉県	18	21	23	19	19	17	19	23	18	18
東京都	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
神奈川県	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1
新潟県	18	19	18	13	12	18	19	18	13	12
富山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川県	4	5	8	9	7	4	5	8	9	7
福井県	8	9	9	8	10	8	9	8	8	9
山梨県	15	12	11	11	10	15	12	11	11	10
長野県	9	5	8	9	6	9	6	8	9	6
岐阜県	6	4	4	7	9	6	4	4	7	9
静岡県	9	9	9	10	10	8	8	9	8	6
愛知県	1	1	2	3	2	1	1	2	2	2
三重県	18	19	22	18	17	18	19	22	17	17
滋賀県	7	3	4	3	2	7	3	4	3	2
京都府	5	3	4	3	3	5	3	4	3	3
大阪府	12	10	7	6	3	12	10	7	6	3
兵庫県	2	4	7	7	13	2	4	8	7	12
奈良県	5	4	5	5	6	5	4	5	5	6
和歌山県	3	5	6	4	5	3	5	6	4	5
鳥取県	4	2	3	3	4	4	2	3	3	4
島根県	6	7	7	10	8	6	7	7	10	8
岡山県	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
広島県	3	4	2	4	5	3	4	2	4	5
山口県	11	14	12	10	9	10	11	11	9	8
徳島県	6	7	11	12	11	6	7	11	12	11
香川県	3	1	1	2	3	3	1	1	1	3
愛媛県	1	1	4	4	4	1	1	4	4	4
高知県	-	4	4	8	12	-	4	4	8	12
福岡県	24	28	27	31	30	23	28	27	30	30
佐賀県	6	5	6	3	4	6	5	6	3	5
長崎県	6	6	6	4	7	6	5	6	4	7
熊本県	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2
大分県	1	-	2	2	2	1	-	2	1	2
宮崎県	4	8	6	9	6	3	8	6	9	6
鹿児島県	5	7	7	10	13	5	7	7	10	13
沖縄県	9	10	10	9	12	9	10	10	8	10
小計	297	375	396	393	403	291	365	389	381	395

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	5	6	5	5	6	5	6	5	6	6
仙台市	1	9	9	9	8	1	9	9	7	6
さいたま市	-	1	4	5	4	-	1	4	5	4
千葉市	2	3	3	2	3	2	3	3	2	3
横浜市	3	2	3	4	2	3	2	2	3	2
川崎市	4	4	6	7	6	4	4	6	7	6
相模原市	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
新潟市	3	3	4	5	4	3	3	4	5	4
静岡市	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	3	4	8	10	9	3	4	8	10	8
京都市	10	6	5	10	13	10	6	7	9	13
大阪市	8	5	7	6	3	8	5	7	5	2
堺市	4	5	5	4	3	4	5	5	4	3
神戸市	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3
岡山市	-	1	1	1	3	-	1	1	1	2
広島市	3	1	1	1	1	1	-	-	-	-
北九州市	8	7	4	3	5	8	7	4	3	5
福岡市	7	7	5	6	5	7	7	5	6	5
熊本市	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1
小計	66	69	75	84	81	64	68	76	79	75
横須賀市	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
金沢市	2	1	-	-	1	2	1	-	-	1
小計	3	1	0	0	1	3	1	0	0	1
合計	366	445	471	477	485	358	434	465	460	471

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ ファミリーホーム(個人・法人別)

(単位:か所)

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人
1	北海道	7	6	1	7	6	1	8	7	1	10	9	1
2	青森県	4	3	1	3	3		4	4		4	4	
3	岩手県												
4	宮城県	4	3	1	4	2	2	5	3	2	5	2	3
5	秋田県												
6	山形県	2	2		3	3		3	3		3	3	
7	福島県	1	1		1	1		2	2		2	2	
8	茨城県	3	3		3	3		4	4		4	4	
9	栃木県	1		1	1		1	5		5	5		5
10	群馬県	5	5		5	5		5	5		5	5	
11	埼玉県	3	3		9	6	3	11	7	4	12	7	5
12	千葉県	3	3		4	4		4	4		5	5	
13	東京都	14	12	2	14	12	2	15	13	2	19	16	3
14	神奈川県												
15	新潟県				1	1		1	1		2	2	
16	富山県	1	1		1	1		1	1		1	1	
17	石川県	2	2		2	2		2	2		2	2	
18	福井県												
19	山梨県	5	5		5	5		5	5		5	5	
20	長野県				2	2		2	2		3	3	
21	岐阜県	1	1		1	1		1	1		3	3	
22	静岡県	5	5		6	6		7	7		6	6	
23	愛知県	4	4		6	6		7	7		7	7	
24	三重県	3	3		3	2	1	3	2	1	3	2	1
25	滋賀県	9	8	1	10	9	1	13	12	1	14	13	1
26	京都府												
27	大阪府	3	2	1	5	2	3	6	3	3	8	4	4
28	兵庫県							3	3		4	4	
29	奈良県	1	1		1	1		2	1	1	2	1	1
30	和歌山県	2	2		3	3		3	3		3	3	
31	鳥取県	2	2		3	3		3	3		3	3	
32	島根県										1		1
33	岡山県	2	2		2	2		2	2		3	2	1
34	広島県	1	1		2	2		2	2		2	2	
35	山口県	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
36	徳島県	1	1		1	1		1	1		1	1	
37	香川県	1	1		1	1		1	1		1	1	
38	愛媛県	2	1	1	5	4	1	6	5	1	7	6	1
39	高知県	3	3		3	3		3	3		3	3	
40	福岡県	2	2		5	4	1	4	3	1	5	2	3
41	佐賀県	1	1		1	1		1	1		2	2	
42	長崎県	1		1	3	2	1	4	3	1	5	4	1
43	熊本県				1		1	2	1	1	2	1	1
44	大分県	11	10	1	12	11	1	12	11	1	12	11	1
45	宮崎県							1	1		1	1	
46	鹿児島県	3	3		3	3		4	4		5	5	
47	沖縄県	10	10		9	9		9	9		9	9	
	小計	126	114	12	154	134	20	180	154	26	202	168	34

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人		個人	法人		個人	法人		個人	法人
48	札幌市	4	2	2	6	3	3	7	3	4	10	4	6
49	仙台市				2	2		2	2		2	2	
50	さいたま市	3	2	1	3	2	1	4	3	1	7	6	1
51	千葉市	2	2		2	2		3	3		3	3	
52	横浜市	9	9		9	9		7	7		7	7	
53	川崎市	3	3		3	3		3	3		3	3	
54	相模原市	1	1		1	1		1	1		1	1	
55	新潟市	1	1		1	1		1	1		1	1	
56	静岡市												
57	浜松市							1	1		1	1	
58	名古屋市	1	1		3	3		5	5		5	5	
59	京都市	1	1		1	1		1	1		1	1	
60	大阪市	6	4	2	7	5	2	9	7	2	9	7	2
61	堺市												
62	神戸市				1	1		1	1		1	1	
63	岡山市	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
64	広島市	1	1		1	1		2		2	2		2
65	北九州市	4	4		6	6		6	6		6	6	
66	福岡市	8	2	6	11	1	10	11	1	10	12	2	10
67	熊本市	2	2		2	2		3	3		3	3	
	小計	49	37	12	62	45	17	70	50	20	77	55	22
68	横須賀市	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
69	金沢市												
	小計	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
	合計	177	152	25	218	180	38	252	205	47	281	224	57

※1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※2 各年度は10月1日現在の状況

4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算

○ 措置費の支弁 = 事務費 + 事業費

		1人当たり月額		
			うち事務費	うち事業費(※3)
里親	養育里親	約14万円	—	約14万円
	専門里親	約19万円	—	約19万円
ファミリーホーム(※1)		約22万円	約15万円	約7万円
地域小規模児童養護施設(※1)		約28万円	約21万円	約7万円
小規模グループケア (※1、2)	1グループの場合	約26万円	約19万円	約7万円
	6グループの場合	約32万円	約25万円	約7万円

<試算の条件>

※1 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの事務費は、一般市及び町村に所在する場合を想定(措置費交付基準上、地域区分が「その他」の地域の基本分の単価で算定し、民間施設給与等改善費や心理担当職員等の加算分の単価は含まない)。

※2 小規模グループケアは、定員45人の児童養護施設(職員配置5:5:1)で小規模グループケアを1グループ又は6グループ運営している場合を想定。事務費は、本体施設の基本分の単価に小規模グループケアの単価を加算したもの。

※3 事業費は一般生活費、各種教育費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、医療費等を含む。
なお、里親については里親手当(養育里親:72,000円、専門里親:123,000円)を含む。

5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)

(単位:か所)

		里親支援専門相談員配置数							
		乳児院				児童養護施設			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
1	北海道			1	1	3	5	6	9
2	青森県			3	3		3	5	5
3	岩手県				1	1	1	1	1
4	宮城県						1	1	1
5	秋田県			1	1				
6	山形県					1	2	3	3
7	福島県								
8	茨城県		2	2	3	1	2	3	5
9	栃木県	1	2	3	3	2	5	6	7
10	群馬県					3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	3	3	2	10	20	20
12	千葉県				1	4	5	8	8
13	東京都	6	9	9	10	14	22	22	22
14	神奈川県	1	2	2	2	3	9	10	10
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県							2	2
18	福井県					1	1	1	2
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1
20	長野県								2
21	岐阜県		1	2	1		4	8	9
22	静岡県					2	3	4	5
23	愛知県	1	2	4	4				
24	三重県		1	3	3		2	9	8
25	滋賀県	1	1	1	1	1	2	2	2
26	京都府		2	2	2		1	1	1
27	大阪府	3	4	4	4	9	16	20	20
28	兵庫県			1	1	4	5	5	6
29	奈良県						2	2	2
30	和歌山県			1	1			1	1
31	鳥取県	2	2	2	2	1	2	2	2
32	島根県								
33	岡山県							1	1
34	広島県					1	2	3	4
35	山口県	1	1	1	1	5	6	6	8
36	徳島県			1	1	1	1	1	1
37	香川県						1	1	1

		里親支援専門相談員配置数								
		乳児院				児童養護施設				
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	
38	愛媛県									
39	高知県	1	1	1	1			2	2	
40	福岡県	3	3	3	3	4	7	10	9	
41	佐賀県		1	1	1	1	3	4	4	
42	長崎県	1	1	1	1	2	2	4	6	
43	熊本県					2	5	6	8	
44	大分県	1	1	1	1	4	7	9	9	
45	宮崎県					1	1	1	2	
46	鹿児島県						1	8	13	
47	沖縄県		1	1	1	2	2	2	3	
小計		24	40	57	61	76	145	204	228	
48	札幌市	1	1	1	1	2	2	2	3	
49	仙台市				1	1		1	3	
50	さいたま市				1	1		1	1	
51	千葉市						1	3	3	
52	横浜市		3	3	3					
53	川崎市				1	2	1	1	3	4
54	相模原市				1	1		1	2	2
55	新潟市									
56	静岡市						1	1	1	
57	浜松市						1	1	1	
58	名古屋市		1	1	3		1	1	1	
59	京都市		1	2	2		4	7	7	
60	大阪市	2	3	4	4	2	6	9	10	
61	堺市					2	4	4	4	
62	神戸市		3	3	3					
63	岡山市							1	3	
64	広島市	1	1	1	1	1	1	1	1	
65	北九州市					1	1	1	1	
66	福岡市		1	2	2		1	1	1	
67	熊本市	1	1	1	1	1	1	3	3	
小計		5	15	22	27	10	26	42	49	
68	横須賀市								1	
69	金沢市								2	
小計									3	
合計		29	55	79	88	86	171	246	280	

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※平成24年度は11月1日現在、25年度から27年度は10月1日現在の状況

6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

○ 未成年養子(普通養子)の許可についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
未成年養子(普通養子)の許可の認容 件数	1037	1007	1045	973	964	926	790	790	749	710	728

(出典)司法統計年報

<注>未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計年報)であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

○ 特別養子縁組成立についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
① 特別養子縁組の成立及びその離縁 に関する処分の認容件数	307	314	289	309	327	326	374	339	474	513	544
② ①のうち離縁に関する件数	2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0
特別養子縁組の成立件数(①-②)	305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544

(出典)司法統計年報

(参考)養子をするについての許可審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		1,037	1,007	1,045	973	964	926	790	790	749	710	728
北海道	札幌	22	13	20	13	13	20	14	16	10	12	14
北海道	函館	1	2	1	4	1	2	0	4	1	0	0
北海道	旭川	1	4	0	2	3	3	7	0	8	3	7
北海道	釧路	6	8	5	7	5	3	3	3	7	4	2
青森県	青森	10	16	10	11	3	4	3	6	9	3	7
岩手県	盛岡	10	8	6	3	6	6	1	8	2	5	4
宮城県	仙台	13	6	14	10	8	13	18	14	7	13	11
秋田県	秋田	1	1	7	3	5	0	4	5	4	2	3
山形県	山形	6	5	12	3	5	5	3	3	3	3	5
福島県	福島	13	16	9	15	15	14	11	12	16	13	12
茨城県	水戸	44	27	30	34	29	22	22	15	33	17	19
栃木県	宇都宮	19	20	22	20	11	16	10	22	14	12	17
群馬県	前橋	23	19	23	29	28	30	17	6	16	11	17
埼玉県	さいたま	74	70	71	64	75	79	48	52	45	42	41
千葉県	千葉	74	75	77	80	65	68	69	50	44	38	48
東京都	東京	128	130	156	104	111	100	87	93	82	92	95
神奈川県	横浜	93	101	115	80	80	78	64	65	67	59	69
新潟県	新潟	18	12	13	16	18	16	5	7	11	14	16
富山県	富山	6	13	6	11	16	3	2	8	7	3	4
石川県	金沢	8	3	7	6	7	4	10	3	4	11	9
福井県	福井	9	9	7	4	6	5	3	8	3	3	0
山梨県	甲府	7	9	10	7	3	9	6	7	8	4	5
長野県	長野	19	14	27	15	28	14	7	17	13	17	16
岐阜県	岐阜	12	14	22	15	16	21	18	6	9	8	13
静岡県	静岡	35	41	36	45	50	34	35	29	27	28	21

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	59	72	57	61	60	78	62	71	54	37	56
三重県	津	16	19	13	29	16	19	8	16	10	17	13
滋賀県	大津	4	9	16	15	12	8	8	6	6	10	11
京都府	京都	19	18	17	14	18	15	10	14	9	10	12
大阪府	大阪	61	45	62	42	61	73	57	46	46	40	45
兵庫県	神戸	35	34	13	38	19	22	29	30	28	30	22
奈良県	奈良	4	3	5	9	8	11	6	3	3	10	5
和歌山県	和歌山	9	6	3	4	8	4	4	5	6	5	2
鳥取県	鳥取	6	3	1	0	3	2	3	1	4	2	3
島根県	松江	5	5	5	8	5	9	1	1	2	6	3
岡山県	岡山	13	14	10	12	14	13	16	11	10	7	8
広島県	広島	19	17	12	13	22	17	8	12	18	19	14
山口県	山口	7	8	11	13	7	6	4	7	10	5	10
徳島県	徳島	5	4	7	6	6	5	3	8	2	7	3
香川県	高松	6	5	4	6	4	4	4	8	4	4	1
愛媛県	松山	8	9	18	9	9	8	7	5	5	8	5
高知県	高知	2	8	7	4	7	3	9	7	4	3	4
福岡県	福岡	46	28	29	27	18	21	36	33	33	27	15
佐賀県	佐賀	2	6	2	1	3	4	4	5	2	4	1
長崎県	長崎	13	13	10	9	7	5	9	7	10	6	5
熊本県	熊本	10	9	6	6	18	7	8	7	7	7	9
大分県	大分	10	8	11	7	2	5	6	5	3	4	5
宮崎県	宮崎	5	9	6	14	8	4	4	5	2	6	5
鹿児島県	鹿児島	10	4	8	10	7	7	6	6	14	12	6
沖縄県	那覇	11	15	6	15	15	7	11	12	7	7	10

(出典)司法統計年報

(参考)特別養子縁組の成立に関する処分審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544
北海道	札幌	8	7	5	5	8	9	12	14	17	14	18
北海道	函館	1	2	4	1	1	2	0	2	3	0	1
北海道	旭川	2	3	2	2	2	1	1	5	5	3	2
北海道	釧路	3	3	1	2	5	7	3	3	4	3	6
青森県	青森	8	6	8	6	8	6	3	3	3	4	6
岩手県	盛岡	4	7	6	4	6	5	3	3	3	1	4
宮城県	仙台	6	6	7	7	7	1	7	5	8	4	4
秋田県	秋田	3	6	2	2	6	3	6	2	2	4	1
山形県	山形	6	2	7	5	5	6	3	6	3	6	4
福島県	福島	11	8	9	8	5	5	9	6	11	19	6
茨城県	水戸	5	8	10	3	7	3	7	4	12	10	14
栃木県	宇都宮	5	8	4	6	5	2	5	11	8	8	15
群馬県	前橋	4	2	9	4	6	5	2	3	4	8	8
埼玉県	さいたま	21	18	16	21	11	13	20	16	18	31	42
千葉県	千葉	9	17	11	9	16	22	15	17	27	25	23
東京都	東京	28	39	35	41	51	42	54	48	52	61	62
神奈川県	横浜	23	16	15	20	31	22	25	28	36	39	38
新潟県	新潟	7	8	4	6	6	4	7	3	3	15	5
富山県	富山	2	1	1	0	2	2	3	1	4	3	10
石川県	金沢	2	5	0	1	3	1	1	6	4	3	6
福井県	福井	3	3	4	0	0	3	4	1	3	4	3
山梨県	甲府	3	2	4	5	4	1	3	3	4	3	2
長野県	長野	9	10	6	6	10	13	10	11	9	10	9
岐阜県	岐阜	6	6	4	7	12	4	5	6	5	8	11
静岡県	静岡	7	4	8	8	9	16	12	15	11	20	23

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	25	28	22	18	15	29	37	23	40	39	60
三重県	津	6	5	4	7	3	4	4	4	12	6	8
滋賀県	大津	5	3	2	3	2	1	4	4	11	2	7
京都府	京都	3	3	8	10	4	6	8	1	10	6	9
大阪府	大阪	12	12	8	19	15	19	24	21	34	22	17
兵庫県	神戸	14	9	9	15	8	12	10	13	23	20	10
奈良県	奈良	5	4	6	5	4	5	2	0	3	3	5
和歌山県	和歌山	2	0	3	4	2	0	1	6	3	4	4
鳥取県	鳥取	1	1	3	1	3	2	0	1	1	3	5
島根県	松江	2	1	1	1	3	3	2	3	1	1	2
岡山県	岡山	0	3	2	2	1	3	1	2	3	2	4
広島県	広島	3	2	4	6	3	3	6	5	3	9	6
山口県	山口	1	0	2	5	3	1	2	1	7	2	5
徳島県	徳島	1	2	1	2	3	2	1	1	4	2	1
香川県	高松	1	2	2	2	2	3	2	3	3	3	4
愛媛県	松山	4	0	2	1	1	3	1	2	2	5	4
高知県	高知	0	7	2	1	2	2	1	2	0	0	3
福岡県	福岡	9	7	10	10	12	8	15	4	20	24	17
佐賀県	佐賀	1	3	1	1	1	2	3	4	3	7	5
長崎県	長崎	5	2	4	2	2	3	0	1	2	5	6
熊本県	熊本	4	4	1	3	5	3	5	4	6	10	13
大分県	大分	2	1	4	4	0	4	7	5	5	11	7
宮崎県	宮崎	2	3	1	2	1	0	1	0	1	1	2
鹿児島県	鹿児島	3	4	2	2	3	3	8	4	6	9	6
沖縄県	那覇	8	8	3	4	2	6	9	3	12	11	11

(出典)司法統計年報

(改正後全文)

雇児発0330第9号
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もつとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子どもも長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。
- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子ど

もの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじみず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や

施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしばらくなくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みで

あり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行

い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなどを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧にを行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適ししやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという

保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども
- などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方

が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でない判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかななどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりをもち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子ど

もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養育里親及び専門里親には、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。

③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の

意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割

分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（4）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要

であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

（5）市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

（6）里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

雇児発1130第3号
平成24年11月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしている。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に開催された社会的養護専門委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が別添のとおりとりまとめられたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、下記に留意して取組を推進されたい。あわせて、管内の児童相談所等の関係機関、児童養護施設、乳児院等の関係施設等へ周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 「第I部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第II部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について

小規模化等の手引きは、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人

員配置、小規模化に対応した運営方法などについて取りまとめたものである。小規模化等の手引きでは、児童養護施設、乳児院のそれぞれの特性に応じた小規模化に当たっての課題や運営方法を示しているの、特に以下のことに十分に留意して小規模化を進めることが重要であること。

(1) 社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。

- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。

(2) 小規模化の意義

施設の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うものであり、「あたりまえの生活」を保障するものであること。

(3) 小規模化に当たっての課題への対応

小規模化に当たっての課題に適切に対応するために、職員を孤立させない組織運営の方法などをとる必要があること。

そのため、小規模化を進めるための予算制度や小規模化したグループの人員配置と応援配置の例を示しているの、これらを参考に小規模化の可能性を検討すること。

2 「第III部 計画的な推進等」について

「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられている。これを踏まえ、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指し、以下の

ように、都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること。

なお、計画に規定すべき内容、策定手順、時期等については、別途具体的にお示しすることとしている。

(1) 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定について

都道府県は、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請すること。

各施設は、都道府県からの要請に基づき、都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

同計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

同計画の対象とする期間は、推進期間（15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

(2) 「都道府県推進計画」の策定について

「都道府県推進計画」では、平成27年度を始期とした「都道府県推進計画」を上記の調整を行った上で策定し、同計画においては推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定した上で、推進期間（15年間）を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

また、平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

なお、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

(注) 上記計画の始期及び推進期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6

5号）の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の始期及び同計画が5年を1期とすることを踏まえて設定したものである。なお、同法の本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討され、その際、社会的養護の職員体制の強化についても検討される予定である。

(3) 子ども・子育て支援法の各計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされている。同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることから、同計画と「都道府県推進計画」との整合性に留意すること。

(別添)

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
平成24年10月

はじめに

第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題と対応
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法
9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化に対応した運営方法
9. 小規模化の方法とステップ

第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定
2. 都道府県計画の策定
3. 施設整備費等の確保
4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて
5. 推進に当たった留意点

はじめに

- ・平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられた。現在、これに沿って、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実を図る取組が進められている。
- ・平成24年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。
- ・指針では、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であるとしている。
- ・児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、“施設が9割、里親が1割”の現状に対し、今後十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」は、社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについてとりまとめ、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。

ワーキング構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 東京恵明学園乳児部施設長

第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にしている。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化には、
 - ①本体施設の定員を小さくすること、
 - ②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、
 - ③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことの3つの要素がある。
 - ・「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年の間に、児童養護施設の本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）し、本体施設の定員を45人以下にしていくとともに、グループホームやファミリーホーム、里親支援を推進し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく、という目標を掲げている。
 - ・上記の目標を達成し、施設機能の地域分散化や里親委託を推進するにあたっては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた施設の人員配置の改善や質の向上を図りながら、十分なケアを行える体制を整えていかなければならない。
 - ・また、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、施設経営が縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくものであり、将来像に向けての積極的な取組が期待されている。
- (注)「本体施設」は「本園」とも表記するが、同じ意味である。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進していく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換ことが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー（基幹的職員）やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネジメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

2. 小規模化の意義

- ・施設の小規模化は、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、「あたりまえの生活」を保障するものである。
- ・児童養護施設の本体施設における小規模グループケアや、グループホームには、次のような子どもにとってのメリットや意義がある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
 - 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
 - 調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
 - 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
 - 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
 - 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
 - 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
 - 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
 - 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
 - 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
 - 少人数のため行動しやすい。
 - 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。
 - 地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる。

3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
 - 新人の育成が難しい。
 - ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
 - 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

- ▶ 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。
- ▶ 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。
- ▶ 家庭の養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- ▶ 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

- ・ 小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。
- ・ 児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

4. 小規模化の取組状況

①小規模グループケア

- ・ 小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には児童養護施設では315施設で315グループが実施されていたが、平成24年度には、369施設で686グループの実施が見込まれており、5年間で倍増している。
- ・ 小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

②地域小規模児童養護施設

- ・ 地域小規模児童養護施設は、平成12年度に予算上制度化され、平成19年度には146か所が実施されていたが、平成24年度には、185施設で244か所実施が見込まれ、5年間で約100か所増加した。
- ・ 地域小規模児童養護施設は、制度化当初は1施設1か所までであったが、平成20年度からは1施設が複数実施することが可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・ 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）がある。
- ・ 定員は、6人以上8人以下となっている。
（注）平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則6名とする」とされていたが、

8名定員のもので実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として6人以上8人以下とする」と改められた。

- ・ 措置費の人員配置は、5.5:1などの本来の基本的配置に、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が加算される。
- ・ 1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化及び地域分散化の計画を策定することとされている。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を45人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②地域小規模児童養護施設

- ・ 定員は6人となっている。
- ・ 措置費の人員配置は、児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能であり、措置費上は1名は非常勤で積算されている。）、管理宿直専門員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が積算されている。
- ・ 1施設で複数か所の設置が可能であり、本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議することとされている。

（注）・分園型小規模グループケアも、地域小規模児童養護施設も、グループホームという点では、目的も形態も同じである。措置費上の仕組みが異なり、分園型小規模グループケアは、本体施設と合算して定員区分に応じて保護単価が設定され、小規模グループケア加算がされるのに対し、地域小規模児童養護施設は、措置費上、本体施設や他のグループホームと切り分けて1か所ごとに保護単価が設定される。

・ このため、施設で1、2か所目のグループホームを設置する場合は、地域小規模児童養護施設の方が設置しやすい。他方、本体施設の定員が小さく、グループホームを多数持つ施設の場合、施設長や家庭支援専門相談員などの施設共通の職員の費用がグループホームの保護単価にも分散して反映される分園型小規模グループケアの算定方式の方が、本園と分園の児童の保護単価の差を小さくできる。

・ このことから、制度上、両方の制度を設け、かつ地域小規模児童養護施設の1施設当たりの数を制限している。なお、小規模グループケアの数についても、施設全体の定員数を一定範囲以下とする観点から、6か所までとしている。

（注）・施設の認可定員は、本体施設（本園）の定員と地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなどのグループホーム（分園）の定員を合算したものである。一方、地域小規模児童養護施設を除く分園及び本体施設の措置費の算定に当たって用いる定員は、地域小規模児童養護施設の定員を含まない定員となる。

③賃借費加算

- ・ 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。（自立援助ホームやファミリーホームも同様）

④措置費関係その他

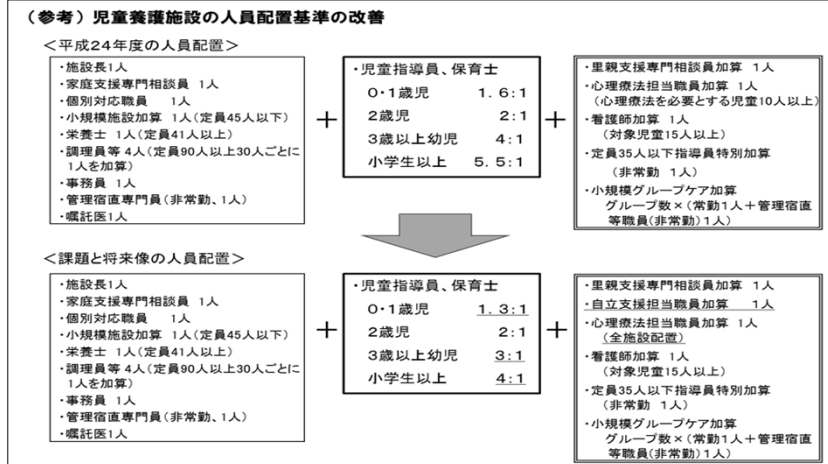
- ・平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・定員41人以上の施設において栄養士の算定ができる現行制度について、施設の定員に地域小規模児童養護施設の定員を加えて算定できるよう、今後、算定方法の改善を検討することとしている。

⑤施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、本園型、分園型ともに、施設整備費の子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・地域小規模児童養護施設についても、その定員に対して、児童養護施設本体と同じ子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・本園には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・本園には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

⑥安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。



6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

①1グループの標準的な人員配置

- ・現行制度で可能な1グループの標準的な人員配置は、「3人配置による早番・遅番勤務(1人体制)+非常勤の管理宿直等職員・家事支援員」の体制である。

この「3人配置による1人体制」とは、1日を早番と遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 255日 = 2.86人$ となり、3人が必要となることによる。

(注) 年間所定内勤務日数は、事業所により定めが異なるが、厚生労働省平成23年「就労条件総合調査」では、医療・福祉分野の平均年間休日総数が110日であることから、年間勤務日数を255日として計算した。休日のほかに、職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得をしやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この3人の配置は、小規模グループケアでは、基本配置+小規模グループケア加算1+調理員等の一部を充てる。

(注) 児童定員6人のグループの場合、平均的な数の年少児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の小学生以上5.5:1、年少児4:1の配置基準では、2.15人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である小学生以上4:1、年少児3:1の配置基準では、2.57人の職員配置となる。

このため、3人配置は、現行では0.85人、目標水準では0.43人の補充をすれば確保できる。児童養護施設の小規模グループケアでは、各グループで調理を行うため、施設全体を小規模グループケアとする場合は、施設の調理員等(1施設4人)をこれに充てることができる。

	配置基準		6人グループで、小学生以上5.2人、年少児0.8人の場合の職員数	小規模ケア加算+1	3人配置のための調理員等からの補充
	小学生以上	年少児			
現行	5.5:1	4:1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15人$	2.15人	0.85人
目標水準	4:1	3:1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57人$	2.57人	0.43人

※年少児の数は、児童養護施設入所児童等調査 3~5歳児計4,351人/全体31,593=14%に
より、 $6人 \times 14\% = 0.8人$ で試算

- ・地域小規模児童養護施設では、3人の配置が措置費に積算されている。
- ・宿直は、1グループに1人分の管理宿直等職員の費用が計上されていることから、週の半分を管理宿直等職員で補う。また、管理宿直等職員の費用の一部は、夕方などの家事支援員の配置に充てることができる。
- ・管理宿直等職員を用いた宿直職員や家事支援員については、児童指導員や保育士の有資格者に限らなくても良い。児童福祉を志す学生や、施設の元職員、主婦、元教員、人生経験豊富な年配者など、支援に幅を持たせることができる。ただし、専門職員でない宿直職員のみとなる夜間については、施設全体では、本園やグループホ

ームの中のいずれかに専門職の常勤職員が宿直し、緊急時に応援を受けられる体制とする必要がある。

(注) 労働基準法では宿直は原則週1回であるが、1グループ3人の職員で交代勤務する場合、住み込みの場合を除き、宿直が週2回になってしまう。これに対応するため、地域小規模児童養護施設では管理宿直等職員が措置費に算定されており、小規模グループケアについても、平成24年度から1グループに1人の管理宿直等職員を算定した。

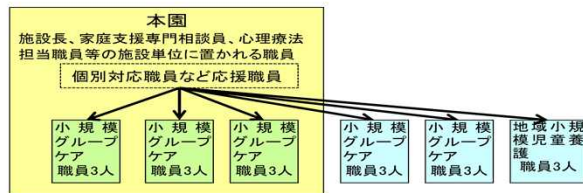
②多様な配置方法

- 標準的な①のほか、多様な配置方法がある。
- 管理宿直等職員2グループ分の配置に替えて1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループに職員7名を配置する方法。この場合には、宿直者は2グループで1人として、職員7人が週1回ずつの宿直を行う。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

③応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、①の1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、被虐待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による人数を加えた人数となる。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

(注) 非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費(職員1人当たり年額285,700円)もある。

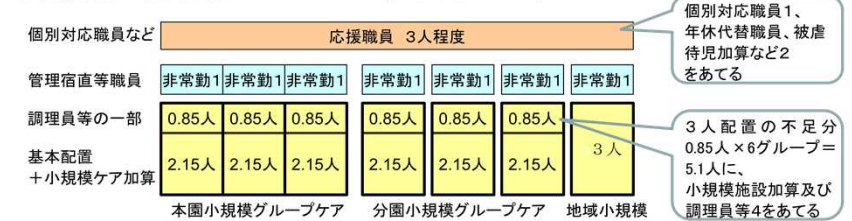


⑤配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

・なお、現行の5.5:1の基本配置の下では、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、4:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例 【基本配置5.5:1ベース】(6人グループ)



配置構成例 【基本配置4:1ベース】(6人グループ)



⑥各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設では、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して必要がある場合には、各グループの子どもの数を、柔軟に変動させて運用することができる。
- 例えば、施設定員40名で本園・分園合わせて小規模グループケア6グループの場合、各グループの定員を6~8人と設定しておき、施設定員40人を超えない範囲で、変動して運用することができる。(この場合、各グループの面積は1人当たり4.95㎡以上にしておく必要がある。なお、地域小規模児童養護施設を除いた施設全体で定員の充足率を考慮する暫定定員の仕組みが適用されることから、個々の小規模グループケアの単位では、在籍児童5人以上の要件は問わないこととする。)

【各グループの子どもの数を、柔軟に変動できるようにした場合】

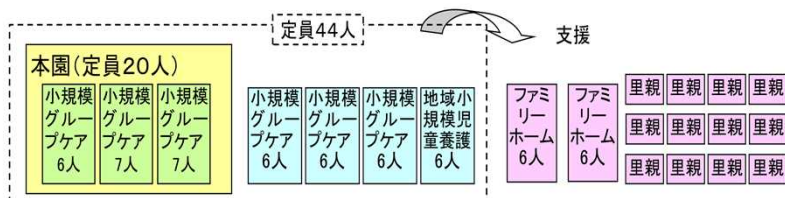


7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体の構成の標準的な姿

- 施設の全体の構成の標準的な姿は、「本園3グループ+分園4グループホーム」とする。（本園小規模グループケア3+分園型小規模グループケア3+地域小規模1）
- このほかに、2か所程度、ファミリーホームを開設し、又は支援する。

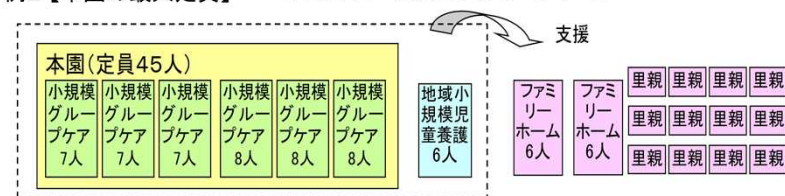
例1【標準的な姿】 本園3グループ、分園4グループホーム



②多様な姿

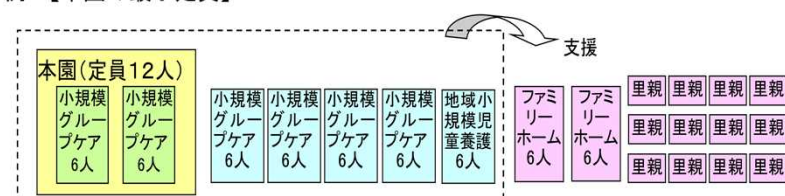
- 「社会的養護の課題と将来像」では、本園を定員45人以下にしていこうとしている。これを小規模グループケア6グループで実施すると、6グループ×7人又は8人=45人となる。

例2【本園の最大定員】 本園6グループ、分園1グループホーム



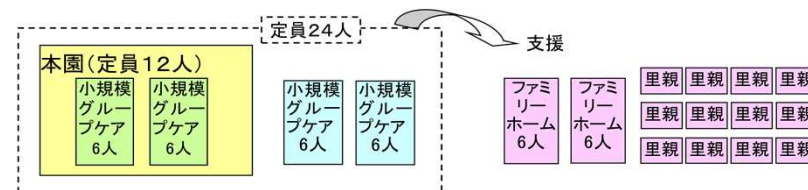
- 本園の最小定員についての定めは無いが、1グループのみの本園は想定されないため、2グループ×6人=12人が、最小定員となる。

例3【本園の最小定員】 本園2グループ、分園5グループホーム



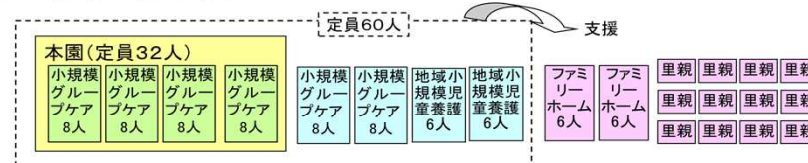
- 本園と分園を合わせた施設の最小定員は、本園2+分園2=4グループ24人が考えられる。

例4【施設の最小定員】 24人=小規模グループケア(6人×4)



- 本園+分園の最大定員についても定めは無いが、管理の限界が必ずとあるのではないかと考えられ、将来像としては、小規模グループケア6×8人+地域小規模2×6人=60人程度までと考えられる。

例5【施設の最大定員】 60人=小規模グループケア(8人×6)、地域小規模(6人×2)



(参考)「社会的養護の課題と将来像」の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

- A 本園：児童養護の本体施設で1万1千人 → 1施設平均20人(3グループ)
11,000人×1.11=定員12,210人、12,210人÷600施設=20.35人
- B 分園：分園型小規模グループケアで9000人 → 1施設平均17人(3ホーム)
9,000人×1.11=定員9,990人、9,990人÷600施設=16.65人
- C 分園：地域小規模児童養護施設で3200人 → 1施設平均6人(1ホーム)
3,200人×1.11=定員3,550人、3,550人÷600施設=6人
- D 施設全体： A+B+C=43人程度

③本園の施設整備

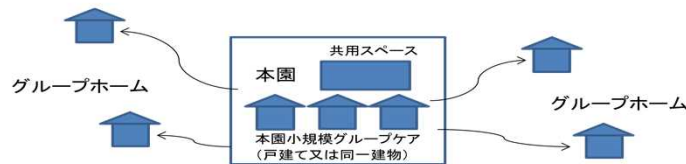
- 本園についても、できる限り「あたりまえの生活」を保障できる構造とする必要がある。
- 新築又は改築で整備する場合は、同一敷地内での戸建て住宅型が望ましい。敷地の条件等を考慮して、同一建物での合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設けるなど、各ホームの生活に独立性を持たせることが必要である。
- 既存の大舎制の建物を改修する場合に、構造上、各ホームへの玄関の設置が難しい

場合は、施設の共用の玄関を使用した上で、各ホームを内廊下でつなぐこともやむを得ない。

- ・本園の全てを小規模グループケアとし、各ホームに、居間、キッチンを設ける。
- ・トイレは男女別としないが、各ホームに複数あることが望ましい。
- ・各ホームに通常の家計仕様の浴室を設ける。
- ・建物は、施設的な建物よりも、できる限り、一般住宅の仕様、デザインとすることが望ましい。
- ・本園には、事務室、相談室・心理相談室、集会室・地域交流スペースを設けることが必要。ショートステイ室も設けることが望ましい。
- ・子どもが不安定になったときに、クールダウンに用いることができる部屋も必要である。

④分園の施設整備

- ・分園（グループホーム）は、できる限り一般家庭に近い生活ができる場とする。
- ・既存住宅の賃借のほか、建主にグループホーム向けの間取りの建物の新築を依頼して賃借する。措置費で賃借料が算定できるため、初期投資の負担が軽い。
- ・自己所有で新築する場合には、施設整備費の対象となる。新たに建物を整備する場合は、施設的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様とする。



⑤ファミリーホームの開設や支援

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の将来像として、「施設によるファミリーホームの開設や支援」を推進するとし、「1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つ」としている。
- ・ここでいう「ファミリーホームを持つ」とは、「開設や支援」の意味であり、施設を設置する法人がファミリーホームを法人設置により開設する場合に限らず、施設元職員が独立してファミリーホームを開設することを支援することや、地域の里親が開設するファミリーホームを支援することも含む。
- ・小規模グループケアを6か所まで行う際の計画の要件に、「ファミリーホームを2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。」ことを計画に含むこととされているが、これも同様に、自ら開設する場合に限らず、支援を含むものであり、また、その計画は、社会的養護の課題と将来像が目指している十数年の期間内における実現を図

る趣旨である。

- ・ファミリーホームは、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親が大きくなったものであって、施設が小さくなったものではない。施設が開設や支援を行う場合には、施設を小さくしたものにならないよう注意が必要である。
- ・ファミリーホームには、施設のグループホームと異なり、養育者家族の十分な居住スペースが必須である。
- ・施設職員のライフプランとして、施設職員として培った専門性と経験を生かして、里親になったり、独立してファミリーホームを開設することは、有意義なことであり、施設として支援することが望ましい。
- ・ファミリーホームの支援は、里親支援専門相談員を配置し、里親支援と同様の支援を行うほか、事務面の支援など、ファミリーホームの特質を踏まえた支援に努める。

8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法

①職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制をつくる。
- ・職員のサロン（井戸端会議）的な集まりを行う。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組を行う。
- ・パソコンでの情報共有を行う。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

②自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホームごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となる方針を作る。
- ・子どもとともに生活をつくる。子どもたちとホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信を発行するなどにより、帰属意識や一体感を醸成する。

③調理と家事

- ・調理と家事は、家庭的な養育環境とするため、各ホームで職員が行うことを基本としつつ、家事支援員の活用や、栄養士の配置がある施設では栄養士による支援を行う。

④対外的なこと

- ・学校関係、児童相談所関係、近隣との関係、家族との関係など、対外的な対応については、一人で抱えることなく関係する職員の間で共有し、組織の一員として行う。
- ・ホームの出来事を施設で共有できるよう発信する。
- ・円滑に学校（幼稚園）生活を送ることができるようにする。学級担任との話し合いの機会をつくったり、電話連絡をこまめに行う。
- ・親との連絡や面会は、児童相談所の担当児童福祉司と相談をしながら進める。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員との連携も大切。

⑤地域との関係づくり

- ・ボランティアの受け入れなど地域の力を活用するとともに、地域との交流や地域理解を深め、日頃から地域との関係性を積極的につくっていく努力を行うことで、地域からの反発や不理解を防ぐ。

⑥本体施設とグループホームの役割等

- ・本体施設では、小規模グループケアを担当する職員に加え、施設長、心理療法担当職員、個別対応職員その他の応援職員が支援しやすいことから、課題を持つ子どもにも対応しやすい。
- ・グループホームは、地域の中でできるだけ家庭的な生活を実現させやすい反面、職員数が限られていることから、脆弱性も有している。入所間もない児童や、何らかの理由で不安定な状態の子どもは本体施設で生活させ、安定してからグループホームでの生活とするなどの運用が考えられる。
- ・各グループにおいて、職員と児童のマッチング、児童間のマッチングに配慮する。

⑦組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。

- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。

- ・本体施設から離れたグループホームの孤立化防止の方策を講じる。

- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。

- ・職員の人材育成を図る。また、人材確保のため、養成機関の学生に、実習生、アルバイト、ボランティア等により小規模化した施設を体験してもらうことも重要。

(参考) 小規模グループでの一日

①朝

- ・職員起床。カーテンを開ける、朝食作り、弁当づくり。外の見回り。
- ・児童起床。朝食。

- ・一日の始まりはとても大切。前日の準備とともに、スムーズに登校、登園できるように準備する。早め早めの準備は、気持ちに余裕を持たせる。

- ・洗面、歯磨き、身だしなみを整える。子どもの個性を尊重することは大切だが、生活力、衛生面、マナーなど、しっかりと身支度をさせることを子ども達に話して、身につけさせることが大切。

- ・児童登校。登園。

②日中

- ・子ども達が出かけた後は、掃除、洗濯等の家事業務。有意義に時間を使う。

- ・グループホームでは、家の周りの掃除は、近隣の方と話をするきっかけにもなる。

- ・子どもの部屋の掃除を子どもの了解をとりながら行う。きれいな生活空間を教えることは重要。

- ・学校の休みの日の対応

③夕方と夜

- ・学校、幼稚園から帰ってくる子どもの姿から、学校、幼稚園での様子を感じ取るとともに、学校、幼稚園のできごとについて子どもから聞く。

- ・学力をつけるように、ホーム内でのルールを子どもとともに決め、守れるようにする。

- ・夕食をともにしながら、一日の話を、食卓を囲み一人一人から話を聞く。食卓を囲む中でホーム全体の協調性や方向性ができる。

- ・寝る前に一人一人と個別の時間を持てる工夫をする。一日の振り返りと明日への準備を行う。

9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

①地域小規模児童養護施設をまず1か所設置

- ・地域小規模児童養護施設を行っている施設は、平成24年度で185施設であり、585施設の3分の1程度となっている。今後、全ての施設がグループホームを持つよう、まず1か所の地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ・まず1か所設置することにより、小規模化に対応した施設運営方法や養育方法のノウハウの取得に努める。
- ・なお、施設の定員に余裕がある地域においても、本体施設の定員を引き下げてグループホームを設置することが可能であり、これを推進する。

②地域小規模児童養護施設の2か所目や分園型小規模グループケアを設置

- ・本体施設の定員を引き下げながら、グループホームを推進する。

③大規模修繕による本体施設の小規模化ケア化（ユニット化）

- ・児童の居住空間の拡大のためには、大規模修繕による本体施設の小規模ケア化を推進する。

④建て替えによる本体施設の小規模ケア化

- ・当面8人グループで整備しておいて、後に6人グループに移行したり、当面多めの数のグループを整備しておいて、後にグループ数を減らしてショートステイや家族宿泊室などに転用するなど可能である。

⑤本園の定員の引き下げ

- ・施設整備費補助を受けて整備をした施設において定員削減を行った場合であっても、これを行いながら子どものためのスペースを広げて養育環境の向上を図るときは、定員削減により補助金の返還が必要となるものではない。

⑥ファミリーホームの推進

- ・ファミリーホームの開設又は支援は、将来計画でも可。グループホームから将来ファミリーホームに転換することも考えられる。

⑦施設の分割

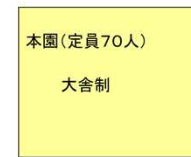
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、「大規模施設を分割して、その半分を施設の立地がない地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。」としており、地域の施設ニーズに応じ、そのような方策も考えられる。ただし、大規模な児童養護施設を、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、小規模化の趣旨に沿うものとは言えない。

⑧グループホームの適切な配置

- ・町はずれや山間部にある施設は、街中や駅近くにグループホームをつくり、児童の通学の確保や地域との関係づけが容易にできる環境を保障する。
- ・一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホームを近隣につくることなども考えられる。

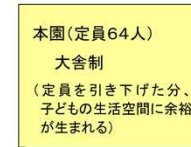
例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

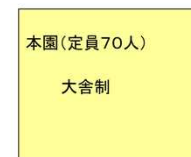


④本園を全ユニット化する



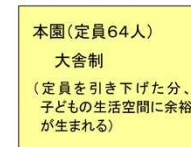
例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

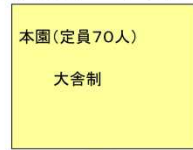


④本園を改築して、全ユニット化する

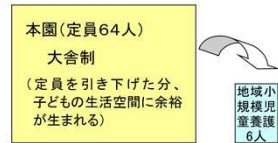


例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



③本園をやや大きめに改築



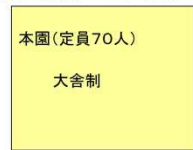
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、
本園の定員を縮小



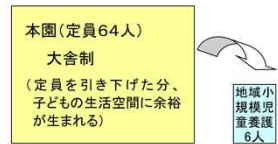
- 例 ▶まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
▶まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
▶まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

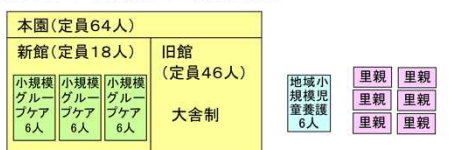
①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



③敷地内に、小規模化した新館を新築



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、
旧館を廃止して取り壊し



第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・乳児院における小規模化・家庭的養護について理解するためには、乳児院の特性、役割を正しく理解する必要がある。
- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。
- ・乳児院では、病児や障害のある乳幼児の入所が増えており、また、乳児院は一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持つ
- ・さらに、入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや、家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つ。
- ・また、24時間365日体制で命を守る施設であり、感染症の蔓延防止や夜間の安全管理も重要である。
- ・細心の注意を要する出生0か月の新生児や低体重児の入所もあり、かつ、月齢・年齢の人数構成は絶えず変動する。行動的で多動な幼児もあり、事故防止の注意が欠かせない。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、そのような乳児院の特性と役割を踏まえつつ、乳児院の養育単位の小規模化を重要な課題としている。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

- ・「課題と将来像」では、乳児院については、施設定員を何人以下にしていこうという具体的な目標を明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題である。
また、「課題と将来像」では、乳児院については、全ての施設をオールユニットとしていこうという目標も明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題である。
- ・乳児院の小規模化に当たっては、上記の乳児院の特性や在り方に十分留意しながら、小規模化を進めていくことが重要である。

2. 小規模化の意義

- ・乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図り、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、次のようなメリットがある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 落ち着いた雰囲気や安定した生活リズムといとなみを持ちやすい。
 - 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
 - 養育担当者との個別な愛着関係を築きやすい。
 - 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
 - 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
 - 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。
- ・また、乳児院は、約4割は定員20人以下の小規模なものであるが、定員の大きい大規模施設もある。施設養護でなければ果たせない役割のために必要な定員数は確保しつつ、家庭養護を推進して、施設養護の期間をできる限り短期間にしていこうが必要があり、乳児院の大規模施設の解消に取り組む意義は大きい。

3. 小規模化に当たっての課題

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するとともに、8で掲げるような、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。

- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営を可能とすることが必要。
- 夜勤者の担当グループが明確になり、夜勤者同士の協働が少なくなるため、連携をとるための配慮が必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。
- 新生児は感染症の防止、健康管理や安全管理の上で、十分な配慮が必要。

4. 小規模化の取組状況

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には乳児院では33施設において33グループが実施されていたが、平成24年度には、58施設において90グループの実施が見込まれており、5年間で3倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・乳児院の小規模グループケアの定員は、4人以上6人以下となっている。
(注)平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則4名とする」とされていたが、5名定員の実態が行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として4人以上6人以下とする」と改められた。
- ・本来の基本的配置に加え、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）、これらの年休代替要員費等が加算がされる
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を35人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②賃借費加算

- ・分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

③施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。

- ・本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

④安心こども基金

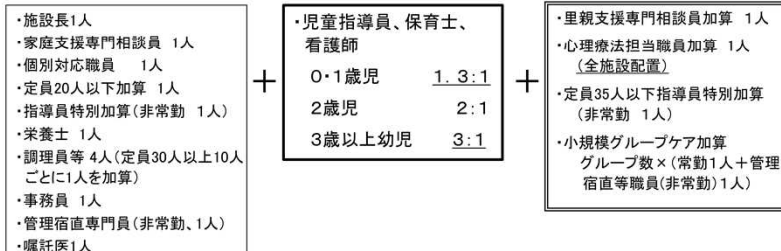
- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

（参考）乳児院の人員配置基準の改善

＜平成24年度の人員配置＞



＜課題と将来像の人員配置＞

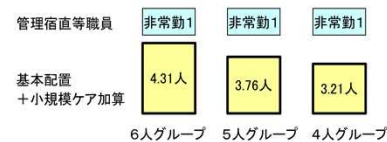


6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

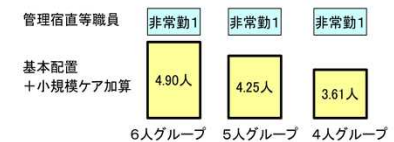
(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

- ・乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる。
- ・例えば、「4人配置+非常勤職員1人の計5人」により、昼間2人の体制とし、夜間は施設全体で合同とする場合がある。この場合は、基本配置と小規模グループケア加算(常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分)の一部を充てる。
- ・小規模グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



(2) 施設全体を小規模グループケアにする場合

①1グループの標準的な人員配置

- ・1グループの標準的な人員配置は、「5人配置により、昼間2人、夜勤は2グループで1人」の体制
- ・例えば、昼間13時間を2人体制(休憩時間は交代で休憩)とし、夜間11時間を0.5人(4グループの施設で2人夜勤体制)で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、(13時間×2人+11時間×0.5人)÷(8時間+1時間)×365日÷255日=5.0人が必要

(注) 上記例の昼間13時間は概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人のうち1人が交代で休憩。休憩中は1人体制。255日は、厚生労働省の平成23年就業条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数。なお、休日のほかに職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得しやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この1グループに5人の配置は、基本配置と小規模グループケア加算1のほか、不足分については、小規模施設加算等や、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置く職員を充てる。

(注) 児童定員5人のグループの場合、平均的な数の2歳児・3歳以上児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の0.1歳児1.6:1、3歳以上児4:1の配置基準では、3.76人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である0.1歳児1.3:1、3歳以上児3:1の配置基準では、4.25人の職員配置となる。このため、5人配置は、現行では1.24人、目標水準では0.75人の補充をすれば確保できる。

	配置基準			5人グループで、0・1歳 3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6:1	2:1	4:1	3.1÷1.6 + 1.4÷2 + 0.5÷4 = 2.76人	3.76人	1.24人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	3.1÷1.3 + 1.4÷2 + 0.5÷3 = 3.25人	4.25人	0.75人

※3歳以上児の数: 児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人/全体3,299-10.8% 5人×10.8%=0.5人
2歳児の数: 児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人/全体3,299-28.2% 5人×28.2%=1.4人

②応援職員の配置等

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1、定員20人以下の小規模施設の加算1、定員35人以下の施設の指導員特別加算（非常勤1）のうち、①の1グループ5人を確保するための不足分に充てた残りのほか、本体施設の管理宿直専門員（非常勤1）、被虐待児受入加算、年休代替費（職員1人につき20日分）による人数を加えた人数による。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

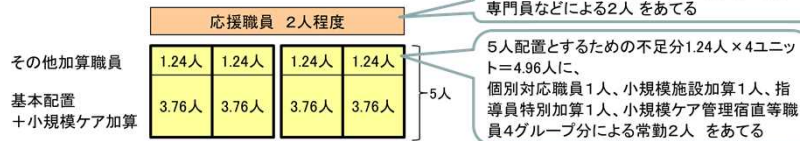
（注）非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費（職員1人当たり年額285,700円）もある。

- 小規模グループケアの実施の有無にかかわらず、乳児院の夜勤の体制が薄いことから、遅い時間での緊急入所があった場合や、子どもの急な病気への対応が必要となった場合などには、応援職員の夜間勤務や、職員の夜間緊急参集体制をとるなど、リスク管理の体制整備が必要である。

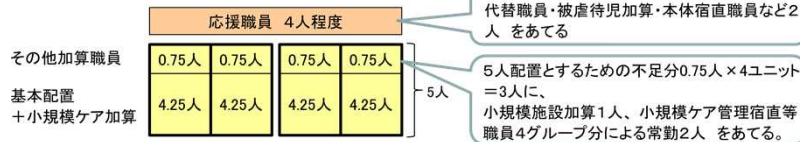
③配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。
- なお、現行の1.6:1の基本配置の下では、1ユニットに職員5人を配置するには、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、1.3:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



（注）グループ数やグループの児童数が変わると上記の数は変動する。

④各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。
- 例えば、施設定員20名で4グループの場合、各グループの定員を4~6人と設定しておき、施設の定員20人を超えない範囲で、変動して運用することができる。（この場合、各グループの面積は6人×2.47㎡以上しておく必要がある。）

【各グループの子どもの数を、月齢・年齢などにより、柔軟に変動できるようにした場合】

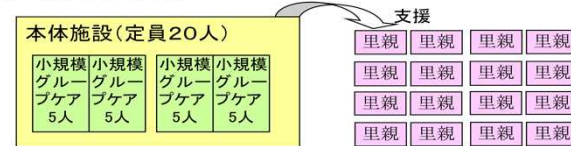


7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿

- 施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿は、「本園4ユニット（5人×4グループ=20人）」とする。

例1【標準的な姿】 4グループ20人（2グループを一組みとして運営）

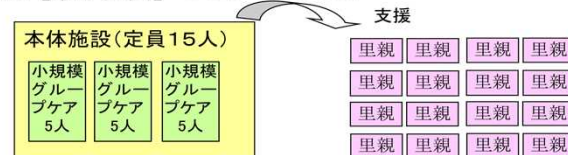


- なお、乳幼児の生命を守り、一時保護の機能や、病児や障害のある乳幼児への対応、短期の子育て支援のための預かりの機能、短期間で里親へつなげていく役割など、多様な役割を持つ乳児院については、個々の乳児院が持つ役割に応じて、その姿を考えていく必要がある。

②多様な姿

- 定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名~20名程度が望ましい。

例2【最小定員】 3グループ15人



- ・本園の最大定員は35人程度（35人は小規模グループケアを6か所まで行う場合の要件）（6人・5人×6グループ＝35人）

例3【最大定員】 6グループ35人



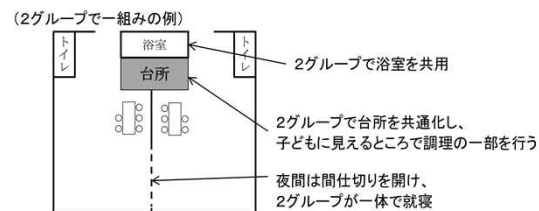
(参考) 課題と将来像の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

乳児院本園で3000人程度 → 1施設平均定員25人（5グループ）

3000人×1.11＝定員3330人、3330人÷130施設＝25.6人

③施設の整備

- ・寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備を設ける。
- ・寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。
- ・2つのグループの間の間仕切りを開けられる構造とし、夜間は2グループを一体とすることもできる。
- ・台所と浴室はグループごとに個別とすることが望ましいが、乳児院では、隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができる。便所は各グループごととする。玄関は施設全体で共用とすることができる。
- ・施設の調理室で調理を行いつつ、家庭的な養育の観点から、調理員や職員が小規模グループケアに接した子どもに見える台所で、食事の配膳や片付け、温めやおやつ作り、あるいは調理の一部をすることが望ましい。



- ・浴室又は便所は、その設備が必要でない子どものみを対象とするグループについては、設けないことができる。(例えば、乳児のみを対象とする場合は沐浴設備で足りる。また、おむつやおまるの年齢の乳幼児のみを対象とする場合はそれで足りる。)

- ・乳児院の小規模グループケアは、基本的に本園内で行うものを想定するが、同一敷地内又は隣接敷地内の別棟での実施も可能。

8. 小規模化に対応した運営方法

①養育担当制とグループ構成

- ・乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。

- ・施設全体を小規模グループケアとした場合に、乳児院運営指針でも掲げられている担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、子どもの成長によってグループを移る必要が生じないよう、年齢別のグループ構成ではなく、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討する。

②授乳と食事

- ・授乳と食事は、各ホームで個別に行う。
- ・養育者もできるかぎり幼児とともに食事をとって、家庭的な雰囲気をつくる。
- ・食事の調理は、通常、施設の調理室で行うが、各ホームに運んで盛り付け等をする。

③遊び

- ・日中の暮らしは、室内遊び、散歩など、各ホーム単位で行う。
- ・また、年齢の大きい幼児を施設全体で集め、遊びや散歩をすることもある。

④排泄、入浴

- ・おむつ交換、おまるのほか、通常の家にある大きさのトイレを使用する。
- ・入浴は、通常の家にある大きさの浴室で、養育者とともに行う。

⑤睡眠

- ・異年齢のグループの中で、個々の乳幼児の年齢に応じながら、十分な睡眠をとれるよう工夫する。

⑥施設内の応援体制

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

⑦1グループのみを行う場合の活用方法

- ・1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

⑧組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。

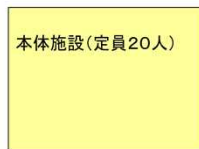
- ・言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成を図る。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。
- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・職員と児童のマッチングへの配慮を行う。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。

9. 小規模化の方法とステップ

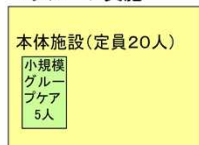
- ・まず1～2ユニットの小規模グループケアを実施する。
- ・乳児院では、多くの施設が既に定員20人以下の小規模であり、その場合は、その定員規模を維持しながら、改築時や大規模修繕により、小規模グループケアの整備を行う。
- ・定員規模が大きい乳児院の場合は、里親推進をしながら、本体施設の定員を引き下げ、改築時に小規模グループケア化する。
- ・定員規模の大きい施設では、改築時に大きめに整備しておき、その後、里親委託推進の進捗に応じ、定員を引き下げて、子どもの居住空間を広げ、小規模グループケア化することも考えられる。

例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

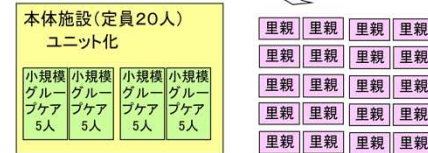
①現状(定員20人の例)



②小規模グループケアを1グループ実施



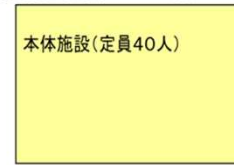
③本体施設を建て替え、全ユニット化する



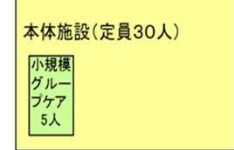
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

①現状(定員40人の例)



②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1～2グループ実施



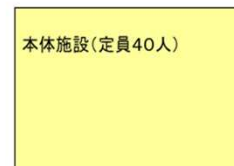
③本体施設を建て替え、全ユニット化する



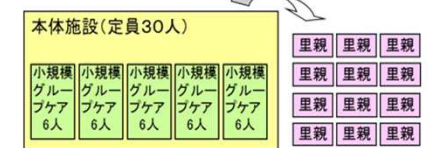
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

①現状(定員40人の例)



③本体施設を大きめに改築(全ユニット化)



④里親推進を進め、本体施設の定員を削減



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後10数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するためには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、大規模施設を解消し、施設の定員を小さくすること、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、地域のグループホームを増やしていくこと、里親やファミリーホームへの支援を推進すること、などの内容を含む。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものとする。

2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのベースと調和させながら、施設の小規模化を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。
- ・これまで、個々の施設で施設の小規模化を行いたいと考えても、地域によっては、現時点では施設養護のニーズが高く、施設だけでは小規模化を決めにくいという状況もあった。社会的養護は、行政による措置により児童の保護を行う制度であることから、自治体が施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立てることが取組推進の基本となる。
- ・社会的養護の課題と将来像では、今後10数年以内に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく目標を掲げている。家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要である。
- ・なお、政令指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設への措置が行われることから、道府県と市が連携調整して計画を策定していく必要があることに留意が必要である。

3. 施設整備費等の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用も推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

5. 推進に向けての留意点

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進については、小規模化等に対応した人材の育成が必要であり、特に社会的養護関係施設に従事する保育士の専門性の確保に努めるべきである。

<少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして(平成27年3月20日)～(抜粋)>

(別添1)

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

○家庭的養護の推進

・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

(別添2)

施策に関する数値目標

項目	目標 (2019年度末/2020年)	現状 (大綱策定時の直近値)	備考
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	
情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	

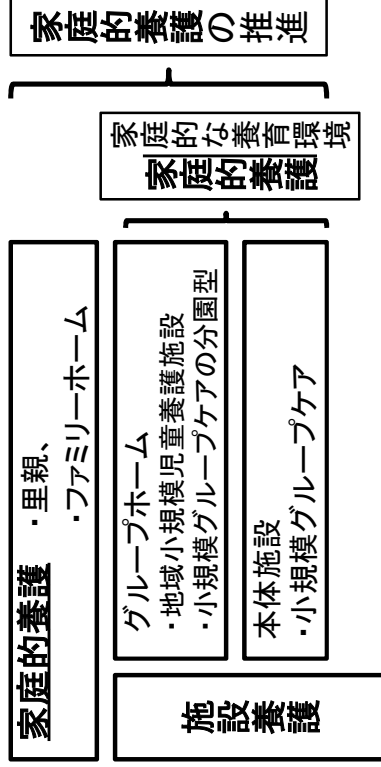
議題（2）に関連する資料（追加）

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 「家庭的養護」と「家庭養護」の養護の整理について
(平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-1) | P 1 |
| 2 | 児童養護施設の小規模化の意義と課題
(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の
推進について」(抜粋)) | P 4 |
| 3 | 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について
(平成21年3月31日雇児発第0331011号局長通知) | P 5 |
| 4 | ファミリーホームの要件の明確化について
(平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-2) | P 10 |
| 5 | 里親及びファミリーホーム養育指針
(平成24年3月29日雇児発0329第1号局長通知) | P 13 |
| 6 | 地域小規模児童養護施設の設置運営について
(平成12年5月1日雇児発第489号局長通知) | P 35 |
| 7 | 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について
(平成17年3月30日雇児発第0330008号局長通知) | P 38 |
| 8 | 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、
個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置
について
(平成24年4月5日雇児発0405第11号局長通知) | P 42 |

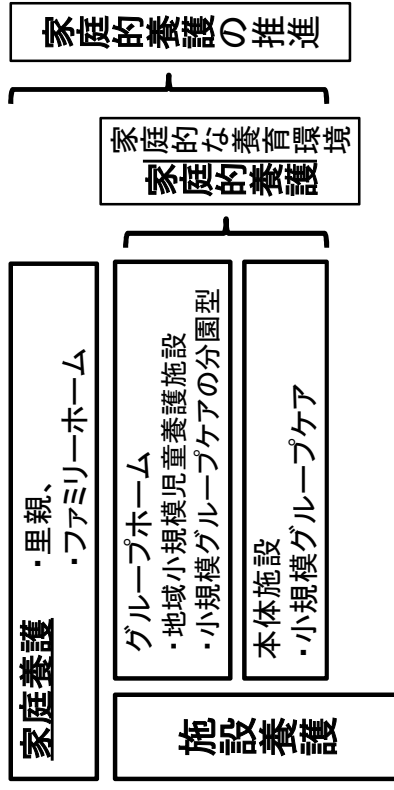
「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について

これまで、「家庭的養護」と「家庭養護」の言葉を区別してこなかったが、家庭養護という用語との関係や、国連の代替的養護の指針での用語の区別などを踏まえ、今回の指針では、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」の言葉を用いるよう、用語の整理を行う。

＜課題と将来像における用語の整理＞



＜指針における用語の整理＞



(参考) 社会的養護の課題と将来像(本文抜粋)

(3) 社会的養護の基本的方向 ①家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていく必要がある。
- ・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をもにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

○里親及びファミリーホームは、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」であるという理念を明確にする。

○このため、「家庭養護」と「家庭的養護」の用語を区別し、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」を用い、

- ・また、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には、「家庭的養護」を用い、
- ・両者を合わせて言うときは、これまで通り、「家庭的養護の推進」を用いることとする。

○国連の代替的養護の指針との関係では、

- ・ family-based care が「家庭養護」
- ・ family-like care が「家庭的養護」

○昭和23年の「家庭養育運営要綱」及び昭和63年の「里親等家庭養育運営要綱」では、里親を「家庭養育」としていた。

(参考)「児童の代替的養護に関する指針」抜粋 (2009年(平成21年)12月国連総会決議)

○国連指針では、residential care (施設養護) と family-based care (家庭を基本とする養護＝家庭養護) が相互に補完しつつ児童のニーズを満たしているしつつ、施設養護は必要な場合に限りられるべきこと、幼い児童の代替的養護は原則として family-based care で提供されるべきこと、大規模な施設養護は廃止していくべきこと、施設養護は可能な限り家庭や少人数に近い環境(a setting as close as possible to a family or small group situation) であるべきとしている。

○国連指針では、family-based care として、① Kinship care、② Foster care、③ Other forms of family-based care を挙げている。また、family-based care と、family-like care を区別している。

原文	家庭福祉課仮訳(平成23年4月)
<p>21. The use of <u>residential care</u> should be limited to cases where such a setting is specifically appropriate, necessary and constructive for the individual child concerned and in his/her best interests.</p>	<p>21. 施設養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとつて特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限り得べきである。</p>
<p>22. In accordance with the predominant opinion of experts, alternative care for young children, especially those under the age of 3 years, should be provided in <u>family-based settings</u>. Exceptions to this principle may be warranted in order to prevent the separation of siblings and in cases where the placement is of an emergency nature or is for a predetermined and very limited duration, with planned family reintegration or other appropriate long-term care solution as its outcome.</p>	<p>22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は<u>家庭を基本とした環境</u>で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であつて、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であらう。</p>
<p>23. While recognizing that <u>residential care facilities and family-based care</u> complement each other in meeting the needs of children, where <u>large residential care facilities (institutions)</u> remain, alternatives should be developed in the context of an overall deinstitutionalization strategy, with precise goals and objectives, which will allow for their progressive elimination. To this end, States should establish care standards to ensure the quality and conditions that are conducive to the child's development, such as <u>individualized and small-group care</u>, and should evaluate existing facilities against these standards. Decisions regarding the establishment of, or permission to establish, new residential care facilities, whether public or private, should take full account of this deinstitutionalization objective and strategy.</p>	<p>23. 施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。</p>

原文	家庭福祉課仮訳(平成23年4月)
<p>29. For the purposes of the present Guidelines, and subject, notably, to the exceptions listed in paragraph 30 below, the following definitions shall apply:</p> <p>(c) With respect to the environment where it is provided, alternative care may be:</p> <p>(i) <u>Kinship care</u>: <u>family-based care within the child's extended family or with close friends of the family known to the child, whether formal or informal in nature;</u></p> <p>(ii) <u>Foster care</u>: <u>situations where children are placed by a competent authority for the purpose of <u>alternative care in the domestic environment of a family other than the children's own family that has been selected, qualified, approved and supervised for providing such care;</u></u></p> <p>(iii) <u>Other forms of family-based or family-like care placements;</u></p> <p>(iv) <u>Residential care</u>: <u>care provided in any non-family-based group setting, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes;</u></p> <p>(v) <u>Supervised independent living arrangements for children;</u></p>	<p>29. 本指針において、とりわけ下記第30項に列挙した例外に反しない限り、以下の定義が使用される。</p> <p>(c) 提供される場所という点で言うと、代替的養護は以下の形式を取り得る。</p> <p>(i) <u>親族による養護</u>: その性質上公式であるか非公式であるかを問わず、児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を基本とした養護。</p> <p>(ii) <u>里親による養護</u>: <u>所轄官庁によって、児童がその児童自身の家族以外の、養護提供にあたって選抜され、資格を付与され、承認され監督を受ける家族の家庭環境に置かれ、代替的養護を受ける状況。</u></p> <p>(iii) <u>家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施。</u></p> <p>(iv) <u>施設養護</u>: <u>緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護。</u></p> <p>(v) <u>児童のための監督つきの独立居住体制。</u></p>
<p>123. <u>Facilities providing residential care should be small and be organized around the rights and needs of the child, in a setting as close as possible to a family or small group situation. Their objective should generally be to provide temporary care and to contribute actively to the child's family reintegration or, if this is not possible, to secure his/her stable care in an alternative family setting, including through adoption or kafala of Islamic law, where appropriate.</u></p>	<p>123. <u>施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて例えば養子縁組又はイスラム法のカフアラなどを通じて、代替的な家庭環境における安定した養護を確保することであるべきである。</u></p>

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

雇児発第0331011号
平成21年3月31日

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第7号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 ファミリーホーム事業者

- (1) 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。
- (2) ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。
 - ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
 - ② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

第4 対象人員

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5 ファミリーホームの設備等

ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者（※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする）
- (5) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

第8 実施に当たっての留意事項

ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項

を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者及びファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。
- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できるファミリーホーム事業者に委託すること。
- (4) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (6) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) ファミリーホーム事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 養育者等は、児童に法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (10) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (12) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等

も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

- (13) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

ファミリーホームの要件の明確化について

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があまりない形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、今回、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱の改正を予定）

<理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

<要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「小規模住居型養育事業者」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



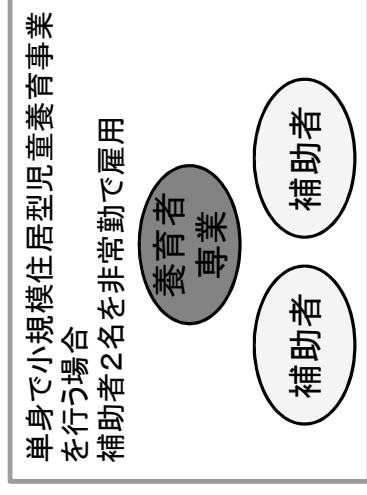
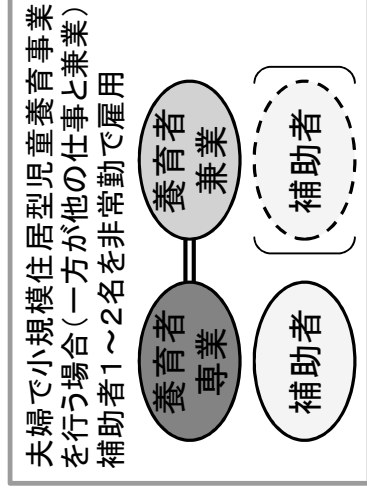
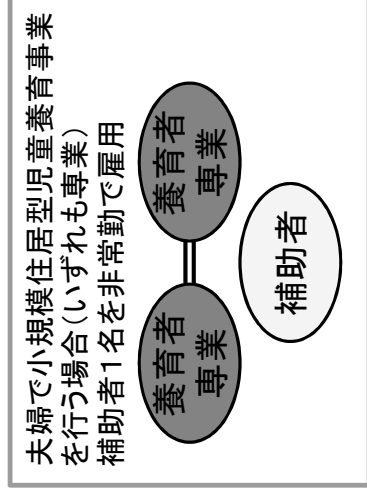
- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「ファミリーホーム事業者」の名称に改める。
- ②「夫婦である2名の養育者＋補助者1名以上」又は「養育者1名＋補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

- ※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)
- ※養育者2名(配偶者)+補助者1名、又は養育者1名+補助者2名
- ※措置費は、常勤1名分+非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

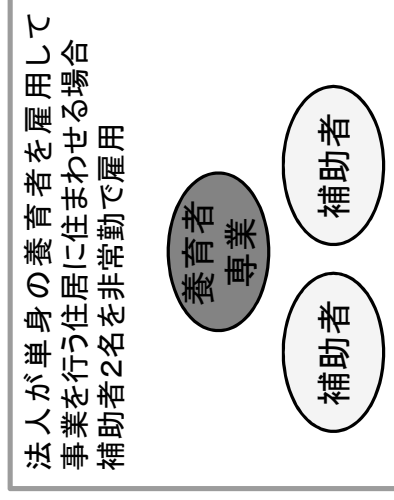
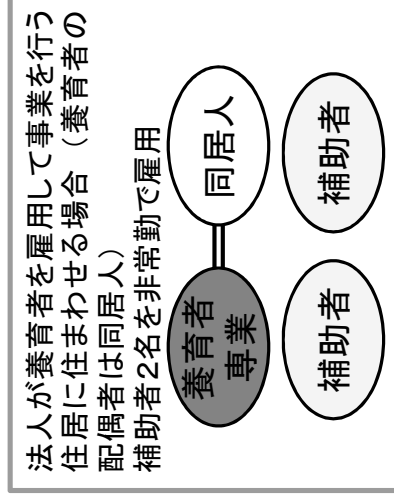
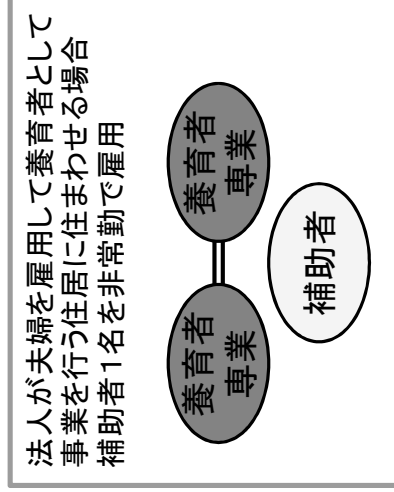
自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



(参考) 里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

		里親	ファミリーホーム	グループホーム	
				地域小規模児童養護施設	小規模グループケアの分園型
形態		家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)	
位置づけ		個人	第2種社会福祉事業(多くは個人事業者。法人形態も可能)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)	
措置児童数		1～4名	定員5～6名	定員6名	定員6～8名
養育の体制		里親(夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上(措置費上は、児童6人の場合、常勤1名＋非常勤2名)	常勤2名＋非常勤1名	児童数に応じた配置に 加算職員(5.5:1等の配置) ＋小規模ケア加算の常勤1名 ＋管理宿直等加算の非常勤1名分)
措置費	里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円を 加算)		上記の人件費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い)	上記の人件費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)	
			賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定		
		児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通			

里親及びファミリーホーム養育指針

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、被虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

(1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託された子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにすること。
- ・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

- ・生活の様々な局面や様々な時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をともに体験すること。
- ・これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

- ・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

(2) 家庭養護における養育

①社会的養護の担い手として

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心して安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者が、養育がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずべきことではない。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難な状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

②家庭の弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求

められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。

- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ(Strength)」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらす、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生まれてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもに否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。
- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

④自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根つき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

⑤帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数の子どもの迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたる必要がある。

(3) 地域とのつながりと連携

①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的な生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託

されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。

- ・また、日頃から里親等も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。
- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

②里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくいこともある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

③市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないため、地域子育て支援機関に必要なかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

6. 里親等の支援

①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作っておく必要がある。

②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の見解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育の開始

- ・ 里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・ 養育者が子どもを迎え入れるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・ 子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・ また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・ 既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

(2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・ 実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・ 子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・ 養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・ 養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・ 実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・ 子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

(3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

(4) 子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえないものである。
- ・子どもを迎え入れた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、おじさん、おばさん、〇〇（里親姓）のお父さん、お母さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

(5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが1日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調にいかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めて

しまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることもある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求めること、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

(6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生い立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確認しつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがいないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生い立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生い立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、かかわってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切にし、誇りをもって成長するために有効である。

(7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場

面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・ 一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへのかかわりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・ 子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的にとらえたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・ 子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見通しを確認する。
- ・ 実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・ 一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・ 交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・ 実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・ 実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちをくみ上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

(8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・ 里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方などあたりまえの生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らしそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・ 子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長して、家庭を作る場合に役立つ技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

(9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作る大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

(10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができいていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

(11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時には、子どもの安全を確保する。児童相談所と緊急の連絡方法などを確認しておく。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

(12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

(13) 行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には養育者同士で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

(14) 進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして支援する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

(15) 委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

(16) 養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

- ・普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続され、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。
- ・養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようにする子どものための制度であり、跡継ぎを得るための制度ではないことを理解する必要がある。
- ・子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探ることなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

2. 自立支援計画と記録

(1) 自立支援計画

- ・児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

(2) 記録と養育状況の報告

- ・受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。

- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。

3. 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを権利の主体として尊重する。子どもが自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。

(2) 子どもを尊重する姿勢

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要がある倫理を確認し、意識化するとともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるようにする。

(3) 守秘義務

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごくあたりまえの家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であるこ

とを、養育者が理解する。

- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(5) 体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまう。また、子どもに自己否定感を持たせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰まった上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切なかかわりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することがないようにする。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取組について、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

4. 関係機関・地域との連携

(1) 関係機関等との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子どもや家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。
- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かして里親等の支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

(2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

5. 養育技術の向上等

(1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場とのかかわりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。

- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

(2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中ですでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振りかえっていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけでなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

児 発 第 4 8 9 号
平成12年5月1日

【一部改正】平成13年3月30日雇 児 発 第 1 9 1 号
【一部改正】平成17年3月31日雇児発第0331005号
【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403003号
【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627004号
【一部改正】平成23年3月30日雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号
【一部改正】平成24年3月29日雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号
【一部改正】平成25年6月7日雇 児 発 0 6 0 7 第 2 号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. 目的

地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 運営主体

地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、すでに本体施設を運営しているものとする。

3. 対象となる子ども

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること（ただし、指定の直後はこの限りでない。）。

また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園（グループホーム）の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園（グループホーム）の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

(1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

(2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。

(3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。

(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6. 職 員

(1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。

(2) その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。

(2) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携をとり、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(3) 特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。

(4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経 費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

(1) 本体施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

雇児発第0330008号
平成17年3月30日

- 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号
- 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号
- 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号
- 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号
- 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号
- 【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各グループにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。

- (2) 入所している子どもの居室（乳児院にあっては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものについては、なお従前の例による。

- ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.

3㎡以上)

② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上

③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以上

(3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（非常勤可）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。

(2) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規

定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。

(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) (3)の定めにかかわらず、平成24年度において3か所以上の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。

(5) 次の場合には認められないこと。

① 居室（乳児院にあっては寝室）がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの（乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。）

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの（乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの）

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの

(6) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

雇児発0405第11号

平成24年4月5日

[一部改正]平成27年12月11日 雇児発1211第4号

平成28年6月20日 雇児発0620第16号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成13年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成24年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成16年4月28日雇児発第0428005号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成18年6月27日雇児発第0627002号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成13年8月2日雇児発第508号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成17年4月20日雇児福発第0420003号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成20年6月12日雇児発第0612014号の4当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の

規定に基づく技術的な助言である。

第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。また、定員30人以上の上記施設にあっては、家庭支援専門相談員を2人配置する施設。

3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 家庭支援専門相談員の業務内容

（1）対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

（2）退所後の児童に対する継続的な相談援助

（3）里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

（4）養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

（5）地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

（6）要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

（7）施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

（8）児童相談所等関係機関との連絡・調整

（9）その他業務の遂行に必要な業務

5 留意事項

- （1）施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築

等の支援を行わせるよう努めること。

(2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。

(3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。

第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1か所の施設について里親支援専門相談員の加算は1人分とすること。
- (3) 指定する施設については、平成20年4月1日雇児発0401011号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

6 留意事項

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

第3 心理療法担当職員

1 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- (1) 児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設
- (2) 児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設及び定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する施設
- (3) 乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う施設
- (4) 情緒障害児短期治療施設にあっては、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人、心理療法担当職員を配置する施設
- (5) 母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子10人以上に心理療法を行う施設

3 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を

専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 児童自立支援施設に配置する場合

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(3) 情緒障害児短期治療施設に配置する場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする

4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言及び指導
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

5 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、児童等の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。
なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び情緒障害児短期治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。
- (4) 心理療法は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (5) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。
- (6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携をはかりながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。
- (7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。

- (8) 心理療法担当職員は、1施設に1人の配置であるため人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。

第4 個別対応職員

1 趣旨

虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設とする。

3 個別対応職員の業務内容

- (1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

第5 職業指導員

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課

に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

第6 医療的ケアを担当する職員

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所している児童養護施設とする。

3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
- (6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所者の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式

5により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象児童が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。